

(表紙)

中標津町文化財保存活用地域計画 (案)

2024 (令和6) 年3月
中標津町教育委員会

はじめに

序 章

1. 背景
2. 目的
3. 計画の位置付け
4. 計画期間
5. 作成の経緯・体制

第1章 中標津町の概要

1. 自然的・地理的環境
2. 社会的環境
3. 歴史的背景

第2章 中標津町の文化財について

1. 本計画が対象とする文化財
2. 文化財調査の概要
3. 中標津町の文化財の概要と特徴

第3章 中標津町の歴史文化の特徴

1. 標津川とその支流が支えてきた奥根室の人々の暮らしと産業
2. 人とモノが集まる、「交通」を通じて育まれた、時代を象徴する歴史文化
3. 先人の幾多の苦労と成功を礎に形成された一大酪農地帯が生み出す根釧台地の風景と歴史文化

第4章 歴史文化の保存と活用に関する将来像・基本方針

1. 将来像・基本方針
2. 基本方針ごとの取り組み

第5章 文化財を掘り起こし、価値を広める

1. 「文化財を掘り起こし、価値を広める」現状・課題
2. 「文化財を掘り起こし、価値を広める」方針
3. 「文化財を掘り起こし、価値を広める」措置

第6章 文化財を守り、次世代へつなぐ

1. 「文化財を守り、次世代へつなぐ」現状・課題
2. 「文化財を守り、次世代へつなぐ」方針
3. 「文化財を守り、次世代へつなぐ」措置

第7章 郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす

1. 「郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす」現状・課題
2. 「郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす」方針
3. 「郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす」措置

第8章 歴史文化の継承に向けた仕組みづくり

1. 「歴史文化の継承に向けた仕組みづくり」現状・課題
2. 「歴史文化の継承に向けた仕組みづくり」方針
3. 「歴史文化の継承に向けた仕組みづくり」措置

第9章 中標津しるべつなぎ構想《重点施策》

1. 中標津しるべつなぎ構想とは…？
2. 町全体を博物館として捉える『なかしべつ遺産「標」』の設定
3. 『中標津しるべつなぎ構想』実現に向けた取り組みと挑戦
— 『なかしべつ遺産「標」』の課題・方針・措置—
4. 『中標津しるべつなぎ構想』におけるコアエリアの設定

第10章 文化財の防災・防犯体制

1. 文化財の防災・防犯に関する現状・課題
2. 文化財の防災・防犯に関する方針・措置

第11章 歴史文化の保存・活用の推進体制・進捗管理

1. 推進体制
2. 町民・住民団体との連携体制
3. 計画の進行管理

別添資料 文化財リスト 他

序章

1. 背景

中標津町は、縄文時代より武佐岳をはじめとする知床連山や、広大な台地が広がる根釧台地などの自然環境との関わりの中で、暮らしや産業、信仰、伝承などの活動を通して、有形・無形の「文化財」が生み出されていった。「文化財」は、町の歴史や文化を再認識したり、魅力あふれる地域づくり、コミュニティを形成する上で欠かすことができない「町民共有の財産」であり、町の特徴を示す歴史文化を構成するものである。

しかしながら、昨今の過疎化・少子高齢化による地域の衰退が懸念されていることは、本町も例外ではない。①地域のコミュニティの希薄化により、地域で大切に受け継がれてきた文化財の「担い手」の減少、②古民家・店舗の解体の増加、③地方財政の緊縮化・財源不足による文化財所有者・管理者への維持管理費、固定資産税の負担増、④保存修理がなされていない歴史的建造物の積極的な公開活用が困難にあるなど、地域に大切に伝えられてきたが、その価値が定まっていない未指定を含めた文化財が、き損、散逸、滅失する恐れが日に日に高まってきている。また、郷土学習の中核である中標津町郷土館は、1971(昭和46)年に建設されてから築50年以上が経過し、老朽化が進み、展示施設としても手狭で、歴史や文化を発信するには不十分であることから、郷土資料の保存・管理を含めた施設整備が喫緊の課題となっている。

このような背景の中で、2003(平成15)年には、旧北海道農事試験場根室支場庁舎の保存運動が地域住民の中で起こった。近年では文化財の保存・継承に危機感を感じた町民有志で「中標津町の文化財を考える会」が発足し、町への提言書の提出や、町民活動団体で文化財の保存に向けた調査を実施するなど、町全体で文化財の次世代の継承に向けた機運が高まってきている。

一方、文化庁では、上記の文化財を取り巻く課題への対応として、「指定・未指定にかかわらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財とその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための構想」¹、「歴史文化基本構想」(以下「歴文構想」と略す)を制度化し、地域社会総がかりによる文化財の次世代への継承に向けた取組を推奨した。

また、2018(平成30)年には、「歴文構想」を引き継ぐ形で法改正し、「文化財保存活用地域計画」を制度化されており、本計画書は、文化財保護法第183条の3に基づくと共に、『北海道文化財保存活用大綱』に即して作成したものである。

また、2015(平成27)年にスタートした日本遺産制度をはじめ、文化財相互のつながりや、ストーリー(空間)による保存・活用の取り組みが展開されている。観光振興やまちづくり、地域経済への活性化など文化財の可能性が広まり、文化財の活用による取り組みに期待感が高まっている。

以上の背景を踏まえて、次項で目的を述べる。

¹ 文化庁文化財部(2012)「歴史文化基本構想」策定技術指針

2. 目的

これまでの指定・登録した文化財のみを保護の対象とするのではなく、地域の人々が大切に残されてきたものや、地域社会に埋もれてしまっている文化財を再発見し、衆目の知るところとすることにより、新たな価値を見出すことが本計画作成の持つ役割である。そして、その価値を町民みんなで共有し、保存・活用していくことで、町の固有性や魅力づくりに磨きをかけることを通じて、先人たちの苦勞と成功体験を忘れずに“なかしべつらしさ”を大切に受け継ぎ、平らかで文化的なまちづくりへと歩みを進めていくことが、本計画作成の目的である。そのためには、文化財保護行政のみならず、庁舎内部局、町民、専門家、民間団体、企業等との横断的連携により、町全体で取り組むことが欠かせないことから、ここに「地域」の文化財に関する総合的な計画として作成する。

3. 計画の位置付け

本町では、「中標津町自治基本条例」に基づき、行政運営を総合的、且つ計画的に、町民と行政との協働のまちづくりを推進するための指針として、2021(令和3)年度に『第7期中標津町総合計画』(以下、『総合計画』と略す)を策定した。

本計画書は、『総合計画』の下位計画に位置付けると共に、将来像「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津 ～住みたいまち 住み続けたいまち～」の実現に向けて、施策の共通目標である「つながる」をテーマに、上位計画にあたる『中標津町教育振興基本計画』や関連計画を踏まえて、庁舎内部局、町民、民間団体、企業等と横断的な連携のもと、文化財の次世代への継承に向けて取り組む基本計画として設定する。

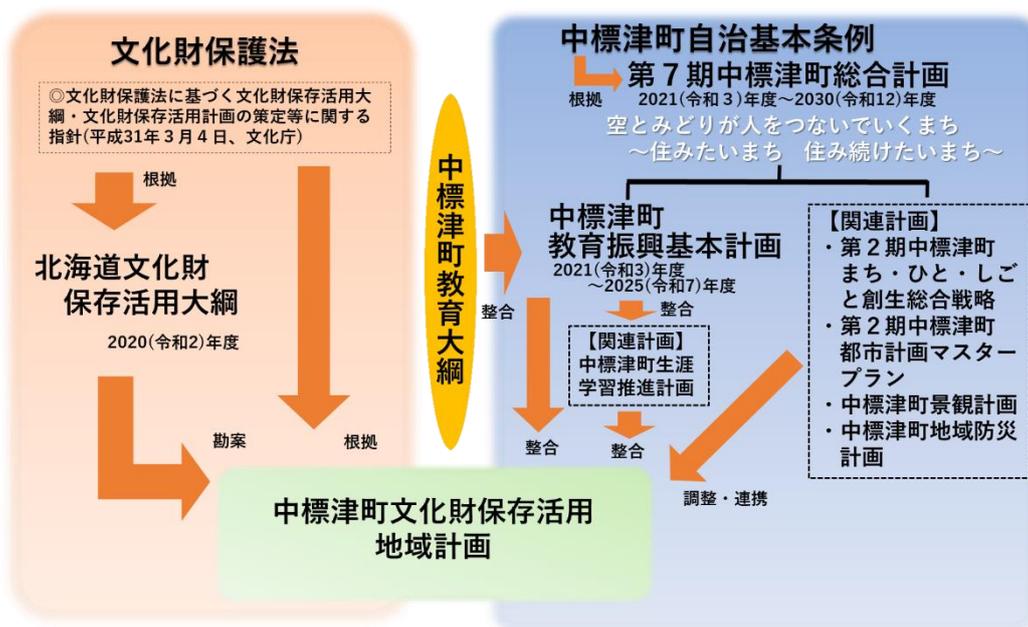


図 中標津町文化財保存活用地域計画の位置付け

I：上位計画

1) 第7期中標津町総合計画(*以下『総合計画』と略す。)

【計画期間：2021(令和3)年度～2030(令和12)年度】

本町の『総合計画』は、自治の基本原則である「情報共有」、「町民参加」、「協働」を踏まえ、町民と行政の協働によるまちづくりを推進するための指針を定め、すべての分野の行政運営の基本となる「最上位計画」である。

また、『総合計画』は、将来像の実現に向けて、5つの基本目標とそれに紐づく32の施策項目に取り組むと共に、各目標、各項目に対して、それぞれが「つながる」(4つの横断的目標)ことにより、まちづくりを推進していくための計画である。

文化財については、基本目標5の「郷土愛あふれるまちづくり」の中の施策2「生涯学習の推進」、施策4「地域文化の振興」において、郷土学習を含めた文化財を活かしたまちづくりを推進していくことを位置付けている。



図 『第7期中標津町総合計画』将来像

2) 中標津町教育大綱 (※以下『大綱』と略す。)

【2021(令和3)年度～2025(令和7)年度】

2015(平成 27)年4月1日に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(1956(昭和31)年法律第162号)が一部改正され、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。この法に基づき、当教育委員会において、教育、文化、生涯学習及びスポーツ振興に関する総合的な推進を図ることを目的に『大綱』を策定した。

『大綱』では「ふるさとを愛する心と思いやりの心を持ち、社会の中で生きる力を育む教育」を基本理念として定め、5つの主要施策に基づく基本方針を設定した。

文化財に関しては、主要施策の「地域文化の振興」の中の「文化財の保護と活用」に位置付けられている。

3) 中標津町教育振興基本計画 (※以下『基本計画』と略す。)

【2021(令和3)年度～2025(令和7)年度】

当教育委員会では、2006(平成 18)年の教育基本法の改正により、教育振興基本計画の策定が規定されたことや、教育を取り巻く社会状況の変化を受けて、教育振興のための基本的な計画として『基本計画』を策定した。『基本計画』は、『総合計画』の基本目標「安心と生きがいを感じるまちづくり」の施策項目「子育て支援の充実」及び、「郷土愛あふれるまちづくり」の教育振興を進めるための方針や施策を踏まえて策定した。

なお、『基本計画』では、「地域文化の振興」の中で、文化財の保存・活用を行うための方針を定め、関係機関と連携しながら地域振興や観光振興を見据えた「文化資産を活かしたまちづくり」を検討していくことを明記している。

Ⅱ：関連計画

1) 第2期中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略 ～人口減少に対応した重点施策～ (※以下『総合戦略』と略す。)

【2022(令和4)年3月1日～2026年(令和8)年3月31日】

本町の『総合戦略』は、『総合計画』を踏まえて、人口減少に対応するため「雇用・活性化」、「結婚・子育て」、「定住・愛着」の3つの視点により、人口減少の主な要因に対応した「特化対策」を設定した。これらの取り組みにより、合計特殊出生率を2030(令和12)年までに1.7まで引き上げる²こと、2021(令和3)年以降20代の人口を、これまでの移動平均(転入転出差し引き)よりさらに毎年15人増加させる³ことを目標として設定している。

また、基本目標3として「愛着を持ち、住みたくなる、戻ってきたくなるまち」を設定し、その施策項目の1つとして、「文化遺産を活かしたまちづくり」の推進により、町への愛着を深める取り組みを位置付けている。その重要業績評価指標として、「町内に、歴史や自然・文化を後世に伝えるため、残したいと思うものがある町民の割合」を40.0%に設定している。

2) 第2期中標津町都市計画マスタープラン (※以下『都市マス』と略す) 【2021(令和3)年度～2040(令和22)年度】

『都市マス』は、1992(平成4)年の都市計画法の改正により、都市計画区域を持つ市町村での策定が責務とされ、本町においては2001(平成13)年に町民との協働により、“まちづくりの指針”として第1期目を策定した。2011年(平成23年)の中間見直しを経て2021(令和3)年3月第1期の計画期間満了に伴い、基本的な理念を継承しつつ社会情勢の変化に対応した第2期計画を2021(令和3)年3月に策定した。

文化財に関しては、町民、企業、団体、行政との協働により取り組む短中期構想の中で、国登録有形文化財である旧北海道農事試験場根室支場庁舎(現、伝成館)を、「まちづくりのツボ」の1つに位置付け、建物の周辺環境を含めて保存・活用を行い文化振興、地域振興を図ることを明記している。

3) 中標津町景観計画 (※以下『景観計画』と略す)

『景観計画』は、景観法(平成16年法律第110号)第8条に基づき、中標津町景観条例(平成8年制定)の理念を踏まえて、町民・活動団体・事業者・行政との協働による景

²合計特殊出生率 2013(平成25)年～2017(平成29)年：1.58。

³2016(平成28)年～2019(令和元)年における移動平均：20人。

観まちづくりの推進に向けて策定した。町の自然環境や生業、歴史的な過程で形成された文化財などの景観資源を多くの町民と共有しながら、「守り、つくり、育てる」を基本理念として、地域の特性を活かした魅力ある景観形成及び、自然と調和した美しい景観形成を推進していくための計画である。

4) 中標津町地域防災計画 (※以下『防災計画』と略す。)

『防災計画』は、災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第42条の規定に基づき、災害の発生に備えて、その予防や発生した場合の応急対策、復旧対策などを総合的、計画的に定めたものである。

『防災計画』には、「文化財の保全対策」として、「被害情報の収集・伝達および施設整備の応急復旧」及び、「文化財等の復旧措置」を明記している。

5) 中標津町生涯学習推進計画 (※以下『生涯学習計画』と略す)

『生涯学習計画』は、教育基本法第3条の生涯学習の理念に基づき、町の『総合計画』の基本目標の1つである「郷土愛あふれるまちづくり」の実現に向けて、生涯学習を推進していく際の考え方や、主要施策を定めたものである。

文化財について、適切に保護を図りながら、文化資産を活かしたまちづくりの推進と共に、文化財保護に対する意識の醸成を深めることが挙げられている。

Ⅲ：北海道文化財保存活用大綱 (※以下『大綱』と略す。)

『大綱』は、2020(令和2)年に北海道教育委員会が、文化財保護法第182条の2に基づき、北海道の文化財の保存・活用に関する総合的な施策として定めたものである。また、『大綱』では、市町村と一体となった取り組みを進めると共に、基本理念「文化財は過去と未来をつなぐ道民の財産～身近な文化財を「まもり」、「はぐくみ」、地域の資源として「いかし」ます～」の実現に向けて、6つの保存・活用の方針に基づき措置が立てられている。

方針①維持・管理体制の整備 ②後継者・指導者の育成 ③地域資源としての活用 ④道民の理解促進・積極的な公開 ⑤民間団体等との連携 ⑥文化財保護行政の推進力強化

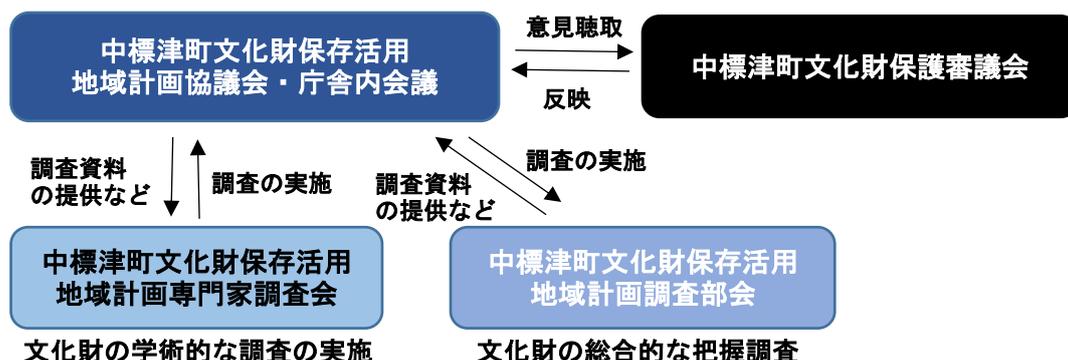
4. 計画期間

本計画は、2024(令和6)年度から2033(令和15)年度までの10年間とする。本町の第7期総合計画が終了する2030(令和12)年度を目途に、本計画書を見直して、次期総合計画との整合を図りながら進める。しかしながら、計画策定後、社会状況等において大きな変化が生じた際に、「計画期間の変更」及び、町内に所在する「文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う際は、文化庁長官から変更の認定を受けるものとする。軽微な変更については、当該変更内容について、北海道教育委員会及び文化庁へ報告する。

年度	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)	令和13 (2031)	令和14 (2032)	令和15 (2033)	
総合 計画	基本構想							次期計画			
	前期基本計画		後期基本計画								
地域 計画								見直し			
	中標津町文化財保存活用地域計画										

5. 作成の経緯・体制

町の文化財を取り巻く状況へ対応するため、法改正により制度化された計画書の作成事業に着手し、文化財の次世代への継承に向けた保存・活用の在り方を検討するため、2020(令和2)年に「中標津町文化財保存活用地域計画協議会」を設置した。また、同年には町民目線で未指定を含めた文化財を総合的に把握するため調査部会を設置すると共に、学術的な知見で文化財の真正性を追求するため専門家調査会を設置した。なお、本計画書作成においては、中標津町文化財保護審議会においても意見聴取したほか、文化庁文化財調査官及び北海道教育委員会より指導・助言を受けた。



中標津町文化財保存活用地域計画協議会委員

No.	氏名		肩書／所属
1	角 幸博	委員長	北海道大学名誉教授
2	西山徳明	副委員長 ⁴	北海道大学観光学高等研究センター教授
3	山田康司	副委員長 ⁵	中標津町教育委員会教育長
4	酒井多加志		国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
5	植田 暁		NPO 法人景観ネットワーク代表理事
6	東田秀美		みんなの景観なかしべつプロジェクト副代表
7	阿部 嗣		中標津町郷土館友の会長
8	佐々木優		一般社団法人北海道建築士会中標津支部長
9	飯島 実		郷土史家
10	栗崎勝秀		NPO 法人伝成館まちづくり協議会副代表理事
11	木村 実		中標津町教育委員会教育部長(2020年～2021年在任)
12	山宮克彦		中標津町教育委員会教育部長(2022年～在任)
13	七條隆志		中標津町総務部企画課長(2020年～2021年在任)
14	渡部寛親		中標津町総務部政策推進課長(2022年～在任)
15	天野英典		中標津町都市住宅課長(2020年在任)
16	佐瀬光史		中標津町都市住宅課長(2021年～2022年在任) 中標津町経済振興課長(2023年～在任)
17	太田淳也		中標津町経済振興課長(2020年～2022年在任) 中標津町都市住宅課長(2023年～在任)
18	中野康志		中標津町農林課長(2020年～2021年在任)
19	坂井一文		中標津町農林課長(2022年在任)
20	有賀勇治		中標津町農林課長(2023年～在任)

⁴ 2021(令和3)年より在任、副委員長就任。

⁵ 2020(令和2)年まで、副委員長就任。

中標津町文化財保存活用地域計画調査部会部員

No.	氏名		肩書／所属
1	佐々木優	副部会長	協議会と兼ねる／町文化財保護審議会委員長／みんなが ⁶
2	佐伯雅視		町文化財保護審議会副委員長
3	福田佳弘		町文化財保護審議会副委員長／町郷土館友の会副会長
4	華園紀幸		町文化財保護審議会委員
5	高田 光		町文化財保護審議会委員(2020～2021年在任)
6	松崎 浩		町文化財保護審議会委員(2020～2021年在任)
7	飯島 実	副部会長	協議会と兼ねる／みんなか代表
8	東田秀美		協議会と兼ねる／みんなか副代表
9	植田 暁		協議会と兼ねる／みんなか
10	栗崎勝秀		協議会と兼ねる／みんなか
11	阿部 嗣	部会長	協議会と兼ねる／町郷土館友の会会長
12	大河原彰		町郷土館友の会
13	神野弘子		町郷土館友の会(2020年～2021年在任)
14	田中俊憲		町郷土館友の会(2020年在任)
15	阿部敬子		町郷土館友の会
16	本間玲子		町郷土館友の会
17	村上美千子		町郷土館友の会
18	杉野進市		町郷土館友の会
19	新谷誠治		町郷土館友の会
20	佐瀬光史		中標津町都市住宅課街づくり推進係長(2020年在任)
21	佐藤和博		中標津町都市住宅課都市計画・景観係長(2021年～在任)
22	下柘棚稔		中標津町経済振興課観光振興係長(2020年～2022年在任) 中標津町農林課林務係長(2023年～在任)
23	篠永けい子		中標津町経済振興課観光振興係長(2023年～在任)
24	板倉健悟		中標津町農林課農務係長(2020年～2022年在任)

⁶ 『みんなの景観なかしべつプロジェクト』の略称。

中標津町文化財保存活用地域計画専門家調査会

No.	氏名	肩書／所属
1	角 幸博	北海道大学名誉教授
2	西山徳明	北海道大学観光学高等研究センター教授
3	酒井多加志	国立大学法人北海道教育大学釧路校教授
4	植田 暁	NPO 法人景観ネットワーク代表理事
5	東田秀美	みんなの景観なかしべつプロジェクト副代表

事務局

No.	氏名	所属
1	山宮克彦	中標津町教育委員会生涯学習課長(学芸員) (2020年～2021年在任)
2	七條隆志	中標津町教育委員会社会教育課長(2022年～在任)
3	和田康弘	中標津町教育委員会社会教育課学芸係長
4	村田一貴	中標津町教育委員会社会教育課学芸主査(学芸員)
5	佐々木奨之	中標津町教育委員会生涯学習課学芸係(2020年～2021年在任)
6	藤岡美紀	中標津町教育委員会社会教育課学芸係(学芸員) (2021年～在任)

作成の経緯

【2020(令和2)年度】

日 付	内 容
4月1日	協議会の設置
4月16日	町文化財保護審議会開催 ・ 事業概要説明
5月27日	第1回協議会(専門家会議)開催(オンライン会議) ※新型コロナウイルス感染症対策として、協議会を専門家会議(オンライン会議)、庁舎内会議に分けて開催した。 ・ 事業概要の説明 ・ 委員より先進地事例の紹介 ・ 本年度の事業計画の検討 ・ 意見交換
6月12日	第1回協議会(庁舎内会議)開催(対面会議) ・ 事業概要の説明 ・ 事業計画の検討 ・ 協議会(専門家会議)の報告 ・ 意見交換
6月23日	第1回協議会を踏まえて調査部会、専門家調査会を設置 ※以降、2022(令和4)年6月まで調査を随時実施。
7月18日	第2回協議会及び第1回調査部会合同会議開催(対面会議) ・ 「文化財保存活用地域計画」(以下「地域計画」と略す)の概要説明 ・ 「地域計画」の位置付け、経緯と目的についての検討 ・ 町の文化財の特徴についての検討 ・ 文化財総合的把握調査の方針についての検討 ・ 文化財の分類についての検討
8月8日	「文化遺産を活かしたまちづくりフォーラム」開催 ・ 基調講演 「文化遺産を守り活かしていくために」 講 師 文化庁地域文化創生本部広域観光・まちづくり グループ 文化財調査官 岡本公秀氏※オンラインにて出席 ・ グループワーク テーマ「あなたの「おたから」は何ですか? どうすれば、守り続けられますか?」をテーマに、参加者より町の「おたから」候補を挙げていただいたり、保存・活用について意見交換を行った。

<p>9月26日</p>	<p>第3回協議会開催(対面会議) ※文化庁文化財調査官の岡本公秀氏が出席された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「関連文化財群」の設定についての検討 ・「区域」の捉え方についての検討 ・「おたから」の仮称についての検討 ・「おたから」の拾い上げについての検討 ・「おたから」を次世代に継承するために必要なことは何か？(検討) ・調査のプロセスの確認及び検討 ・調査カード(台帳登録)の検討 ・今後の「おたから」の拾い上げと、その周知についての検討
<p>9月27日</p>	<p>第2回調査部会開催(対面会議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回協議会開催報告 ・「関連文化財群」の設定についての検討 ・「おたから」の仮称についての検討 ・「おたから」の拾い上げについての検討 ・「おたから」を次世代に継承するために必要なことは何か？(検討) ・調査のプロセスの確認及び検討 ・調査カード(台帳登録)の検討 ・今後の「おたから」の拾い上げと、その周知についての検討
<p>同日</p>	<p>第4回協議会開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査部会からの活動報告 ・専門家調査会による調査報告 ・「区域」のイメージについての検討 ・2021(令和3)年度の事業計画についての検討
<p>2月27日</p>	<p>第5回協議会(専門家会議)開催(オンライン会議) ※新型コロナウイルス感染症対策のため、専門家会議と庁舎内会議に分けて開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財総合的把握調査の進捗状況の報告及び方針の検討 ・「区域」の設定について ・2020(令和2)年度事業の報告 ・次年度スケジュールの確認について
<p>3月13日</p>	<p>第3回調査部会開催(対面・オンライン会議併用)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5回協議会(専門家会議)開催報告 ・「なかしべつ遺産「^{しるべ}標」(仮称)の捉え方について ・文化財総合的把握調査の進捗状況の報告及び調査方針の検討 ・「なかしべつ遺産「^{しるべ}標」(仮称)の分類についての検討

	<ul style="list-style-type: none"> ・2020(令和2)年度事業報告について ・次年度事業計画についての検討
3月18日	第5回協議会(庁舎内会議)開催 (対面会議) <ul style="list-style-type: none"> ・文化財総合的把握調査の進捗状況の報告 ・「区域」の設定の方針についての検討 ・2020(令和2)年度事業報告について ・次年度事業計画についての検討

【2021(令和3)年度】

日付	内容
9月10日	第6回協議会(専門家会議)開催 (オンライン会議) <ul style="list-style-type: none"> ・「地域計画」章立てについての検討 ・文化財総合的把握調査の進捗状況についての報告 ・町の歴史文化の特徴の捉え方についての検討
9月11日	第7回協議会(専門家会議)開催 (オンライン会議) <ul style="list-style-type: none"> ・「区域」の保存・活用の方針の検討
9月29日	第6回協議会(庁舎内会議)開催 (対面会議) <ul style="list-style-type: none"> ・「地域計画」章立てについての検討 ・「区域」の保存・活用の方針の検討
10月13日	文化庁との協議(京都) <ul style="list-style-type: none"> ・進捗状況報告 ・計画素案についての協議
11月26日	第8回協議会開催 (オンライン会議) <ul style="list-style-type: none"> ・文化庁協議についての報告 ・計画素案の修正案についての検討 ・「関連文化財群」の捉え方についての検討
12月11日	第4回調査部会開催 (対面会議) <ul style="list-style-type: none"> ・協議会進捗状況の報告 ・調査部会の体制・調査活動内容の検討 ・町の歴史文化の特徴についての検討
1月20日	北海道教育委員会との協議 (対面会議) <ul style="list-style-type: none"> ・計画作成スケジュールの確認 ・素案についての検討

2月7日 ～31日	町民アンケート調査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・一般町民を対象に、町の歴史文化の代表的なイメージや、文化財の保存、活用に対する興味や関心といった意識調査を実施した。 対 象：無作為に抽出した 20 歳以上の中標津町民 500 名 回答数：128 名(回収率 25.6%)
2月19日	第5回調査部会開催（オンライン会議） ※新型コロナウイルス感染症対策として、部会を「オンライン会議」及び、「対面会議」の2部制に分けて開催した。 <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の掘り起こしについて ・「なかしべつ遺産「標」」（関連文化財群）の検討について
3月13日	第9回協議会開催(対面・オンライン会議併用) <ul style="list-style-type: none"> ・北海道教育委員会との協議について報告 ・第4回、第5回調査部会についての報告 ・計画素案の修正について ・「なかしべつ遺産「標(しるべ)」」（関連文化財群）の検討について
3月22日	第5回調査部会開催（対面会議） <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の掘り起こしについて ・「なかしべつ遺産「標」」（関連文化財群）の検討について

【2022(令和4)年度】

日 付	内 容
4月3日	第6回調査部会開催（対面会議） <ul style="list-style-type: none"> ・第9回協議会開催報告について ・文化財の掘り起こしについて ・「なかしべつ遺産「標」」（関連文化財群）の検討について
6月12日	第10回協議会及び第7回調査部会合同会議開催(対面会議) <ul style="list-style-type: none"> ・第6回調査部会開催報告について ・計画素案についての検討 ・「なかしべつ遺産「標」」（関連文化財群）の検討について
9月19日	第11回協議会及び第8回調査部会合同会議開催（対面会議） <ul style="list-style-type: none"> ・計画提出までのスケジュール確認 ・計画素案についての検討
11月13日	第9回調査部会開催(対面・オンライン会議併用) <ul style="list-style-type: none"> ・中標津しるべ・つなぎ会の位置付けについて ・文化財の保存・活用に向けた取り組みについて

10月17日	文化庁との協議(京都) ・計画提出までのスケジュール確認について ・計画素案の検討について
12月10日	第12回協議会開催 ・計画素案の検討について
1月28日	第10回調査部会開催 ・「なかしべつ ^{しるべ} のしるべ」(町のおたから)の名称の定義についての検討 ・「中標津 ^{しるべ} なぎ会(仮称)」の位置付けについての検討 ・調査部会の活動内容の記載についての検討 ・町の文化財リストの確認
2月22日	文化庁との協議(オンライン会議) ・計画素案についての協議
2月26日	第13回協議会開催 ・計画素案の検討について
3月16日	町文化財保護審議会への意見聴取 ・計画素案についての意見聴取

【2023(令和5)年度】

日付	内容
4月18日	中標津町議会(総務文教常任委員会)への報告
4月24日	第14回協議会及び第11回調査部会合同会議開催 ・計画素案の検討について
5月15日 ～6月15日	町民意見募集(パブリックコメント)の実施
5月27日	フォーラム『～こころのふるさと” ^{しるべ} 標”を語りつなごう～』 【午前の部】まち歩き 古地図でめぐる ”こころのふるさと” 【午後の部】フォーラム 基調講演講師 北海道大学観光学高等研究センター 教授 西山 徳明氏 パネルディスカッション パネラー 中標津町文化財保存活用地域計画協議会 委員長 角 幸博氏 副委員長 西山 徳明氏

	<p>調査部会部会長 阿部 嗣氏</p> <p>調査部会副部会長 飯島 実氏</p> <p>調査部会副部会長 佐々木 優氏</p>
6月@日	<p>文化庁との協議(京都)</p> <p>・計画素案の検討について</p>

第1章 中標津町の概要

1. 自然的・地理的環境

(1) 位置と地勢

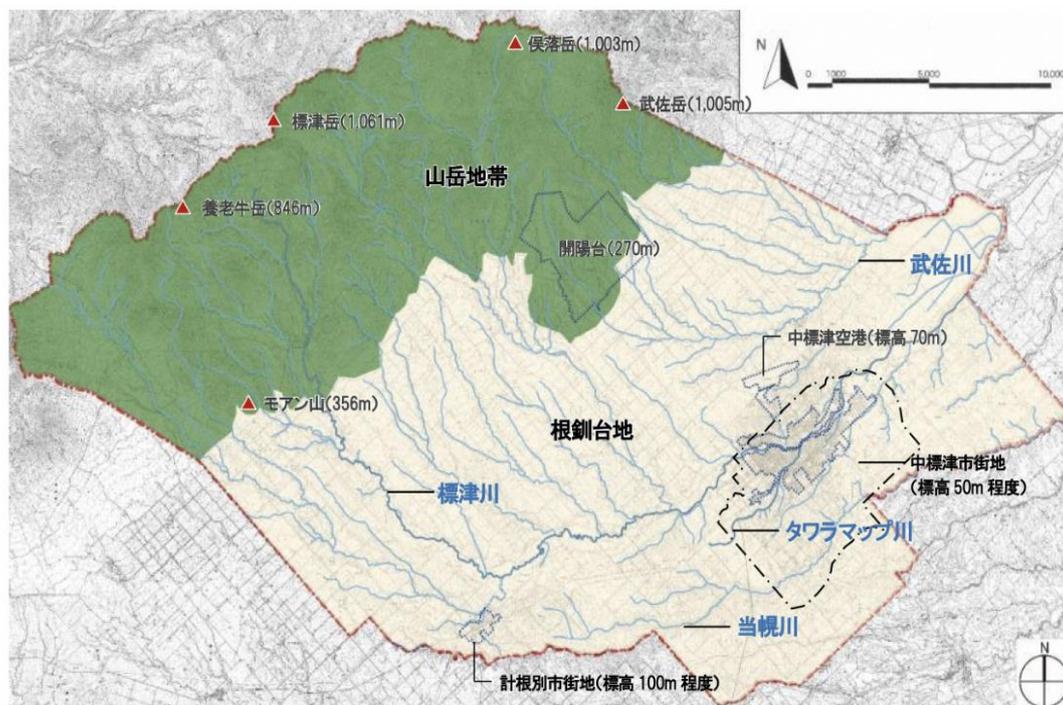
中標津町は、北海道の東部、根室振興局管内の中部内陸に位置し、町域は東西約42km、南北約27kmで面積684.87平方キロメートルを有する。これは日本最大の湖である琵琶湖とほぼ同じ面積に当たる。隣接する自治体は、根室振興局管内の標津町、別海町、釧路総合振興局管内の弟子屈町、標茶町、オホーツク総合振興局管内の清里町である。



中標津町位置図

地勢は山地と平地に大別され、町域の北部は知床半島へと続く山岳地帯で、南部は根釧台地のゆるやかな丘陵地帯が広がり、幾条もの河川が小谷を形成しながら東流している。

町内の地目全体の2割を市街地等、3割を山岳地帯が占める。残る5割は、ゆるやかな起伏のある平野部で、その構成は牧草地を含む畑地が3割で、防風林や河畔林¹は2割となっている。この平野部では、開拓使顧問ホーレス＝ケプロンが提唱した、殖民地区画法に基づいて、格子状に配置された100間幅の基幹防風林と畑地が織りなす独特の景観「根釧台地の格子状防風林」²が見られる。格子状防風林は、1991(平成3)年には「未来に残したい我が国の農山漁村の風景(農村景観百選)」に入選したことを皮切りに、対象を全町から標津町、別海町、標茶町の3町に広げ、北海道遺産への選定など様々な選定を受けている。



¹河畔林：河川周辺に生い茂る森林。

²防風林は、国や町で管理する「基幹防風林」と農業者が管理する「耕地防風林」に分類される。

中標津市街は、「標津川」中流域の河岸段丘面にあり、標高は約 25～35m ある。中標津町役場(中標津町丸山2丁目22番地)は、北緯 43 度 33 分 19 秒、東経 144 度 58 分 17 秒に位置している。

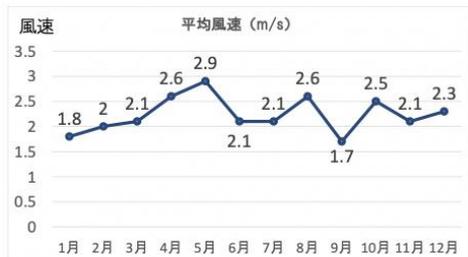
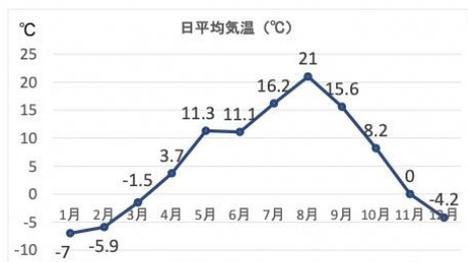
(2)気候

中標津町の気候は、夏季が湿潤冷涼、冬季は乾燥低温で、最高気温と最低気温の差が大きい内陸性の気候である。

平均気温は、最暖月(8月)の平均気温は約21℃前後であり、最寒月(2月)の平均気温はマイナス7℃前後である。氷点下以下の期間が4ヶ月に及ぶが、冬季間の積雪量は道内でも少ない。根雪が遅いため、土壌の凍結深度³は50cmに及ぶこともある。

また、積雪量が道内では少ないものの非常に激しい地吹雪などによる暴風雪被害が発生することから、特別豪雪地帯に指定されている。

降水量は年間 1,000 mm程度で東北北海道では若干多い。夏季の日照時間が少ないという特徴があるが、これは6～8月の期間での海霧の侵入が20日以上に及ぶためである。霜は初霜が10月早々、終霜は5月下旬に及ぶが、無霜期間は120～130日と短い。こうした気象条件から、中標津町の農業生産物は牧草類を中心に根菜類の栽培に限定されるため、酪農が主要な産業になっている。



出典:気象庁 中標津 2016年(月ごとの値)

(3)地質と河川

中標津町の地形は、山岳地帯と丘陵地帯に大別されるが、この地形は地質と密接な関係を持っている。本町のシンボリックな山である武佐岳(標高1,005m)を含む山岳地帯は、新第三紀と第四紀更新世の火山噴出物による火成岩と若干の堆積岩で構成される一方、丘陵地帯は第四紀の段丘堆積物によって構成されている。この段丘堆積物は時代が新しいことから、未凝固の堆積層で分布に大きなばらつきが見られる。また、



地層堆積状況(当幌地区)

表土下には、屈斜路湖や摩周湖などカルデラ形成に由来する火山灰が厚く堆積している。

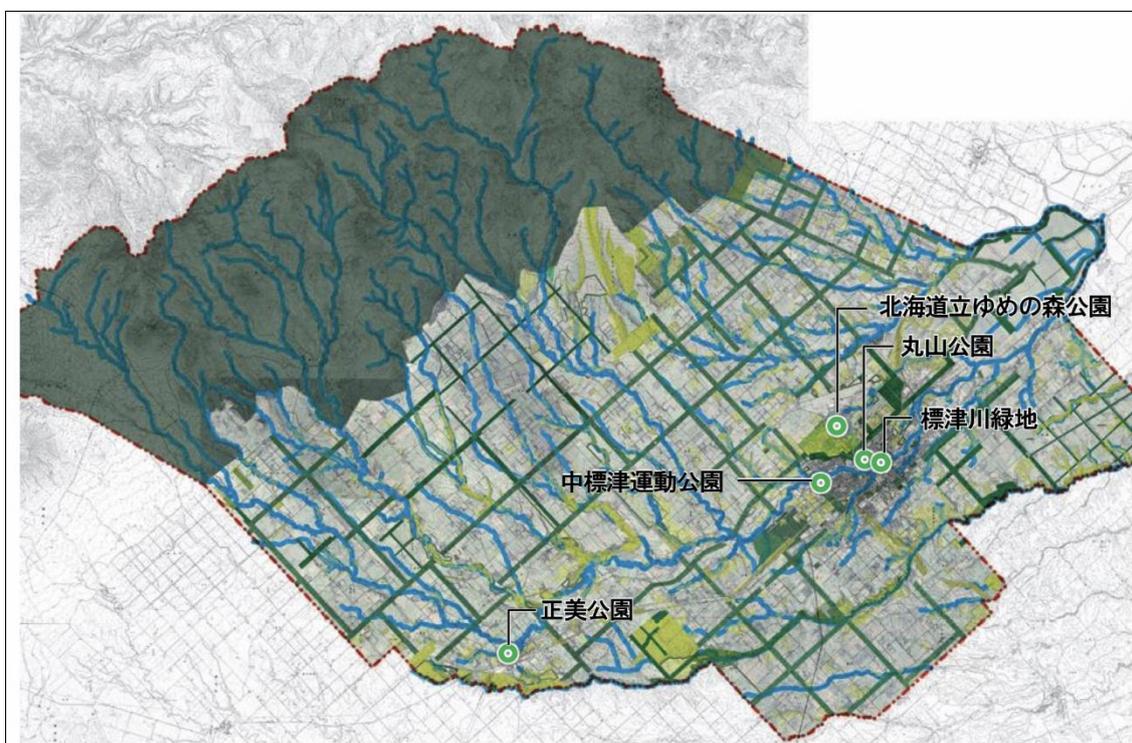
³凍結深度：地盤の凍結がしなくなる地表面からの深さ。

全町域は阿寒カルデラ、屈斜路カルデラ、摩周カルデラなどを噴出起源とする火山灰に覆われているが、東方に行くに従って堆積は薄くなる傾向にある。

本町の河川は、2級河川「標津川水系」と、普通河川「当幌川水系」に大別される。

標津川は、標津岳を源とする延長77.9km、流域面積671km²の河川である。上流部では南流し、そして計根別地区で東方向に流れを変え根室海峡に注ぐ町のシンボリック河川である。この標津川の支流は、武佐岳をはじめとする山岳部等から数多く発して標津川に合流し、さながら「右の手の平を置いた」様の状況を呈する。

当幌川は、蛇行しながら本町第2の市街地である計根別付近の台地から発し、計根別市街及び中標津市街の南側を東流して野付湾に注ぐ。緩やかな勾配で支流も少なく、流域には手付かずの森林が残されており、動植物層が豊かである。また、当幌川の一部では本町に隣接する別海町との境界となっている。



中標津町全域に広がる水と緑ネットワークの様相(中標津町文化的景観検討委員会)

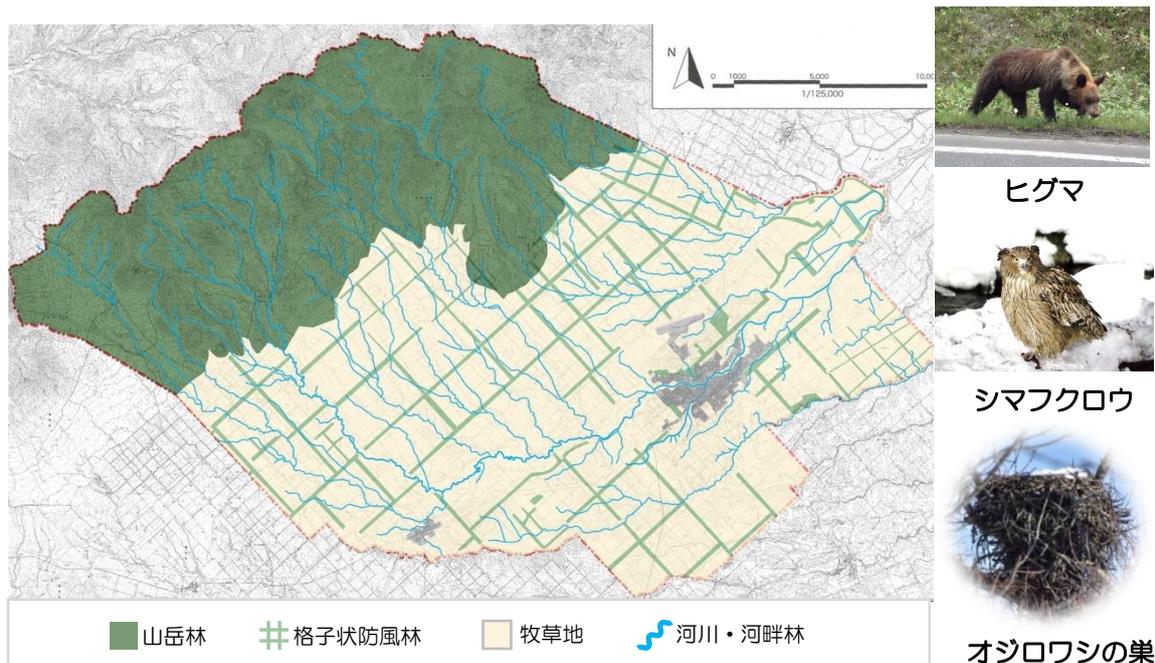
(4)生物相

北海道の中でも冷涼な気候にある中標津町は、北方系の種が多く見られる一方、交通や産業の発展により、国内外を問わず外来種が多く確認されている。

特に動植物の分布としては、高緯度に位置するため、本州方面では標高差によって、棲み分けされている生物が、野鳥をはじめ山地・平地に限らず見られる。

町内の山岳林、河畔林、市街地近郊の天然林については、多分に過去の環境を残しており動植物の種類も多い。一方で、植栽されている防風林内においては、希少種である

コウモリの仲間の採餌場やねぐらとして、さらに、オジロワシやシマフクロウなどの猛禽類の営巣場所として重要な意味を持っているものの、トドマツやカラマツなど同一種によって構成されているため、林内で自生している生物相が貧弱である。また、畑地で生産されている作物の品目は限られているため、生物相も限定されている。しかし、格子状防風林や河畔林が重なることで、ヒグマやエゾシカなどの哺乳類が山岳林から平地に至る通路として用いるなど生物が生息できる面積も広がり、生態系が保たれている。



生物・植物分布の特徴

-  昔からの植生を保持
-  生物相が限られる
-  オジロワシやシマフクロウが営巣
-  ヒグマやエゾシカなどの哺乳類が山岳林から平地に至る通路として使用

「中標津町における植物分布の特徴」

2. 社会的環境

(1) 人口動態

2023(令和5)年3月末日時点で、中標津町の人口は22,402人、世帯数は11,366世帯である。

1946(昭和21)年、標津村から分村し、1950(昭和25)年の町制施行以降、常に増加傾向で推移してきたが、2015(平成27)年の国勢調査において初めて人口減に転じた。都市に隣接したベッドタウンではない自治体で長年人口増加を続けてきたことは北海道内にお

いて稀有な存在である。これは中標津町が道東地方の中心的位置にあることや、札幌市や東京都への直行便が飛ぶ空港が存在する他、かつて国鉄標津線をはじめ交通網の移り変わりと共に、いずれの時代も交通の要衝となっていたことが挙げられる。また、基幹産業である酪農の近代化と経営規模の拡大を背景に、市街地は中小の店舗が立ち並ぶと共に、地元資本をはじめ北海道内及び道外資本の大型店舗も複数建設されている。さらに公共施設では周辺地域の中核病院である町立中標津病院や町総合文化会館(しるべつと)、町総合体育館(330°アリーナ)の他、道立ゆめの森公園など都市機能の充実が進むことで、圏域の中心として成長を続けてきたことによる。

しかしながら、国内全体の人口減に伴い今後の本町の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、緩やかに減少を続け、2045(令和27)年には19,739人になると推測されており、本町においても移住促進や定住人口の維持が重要課題となっている。このことから、「第7期中標津町総合計画(2021(令和3)年度～2030(令和12)年度)」では「空とみどりが人をつないでいくまち 中標津 ～住みたいまち、住み続けたいまち～」を将来像に掲げ町民や行政、関係団体、企業が相互に連携した取り組みを促進するための方針を立てている。

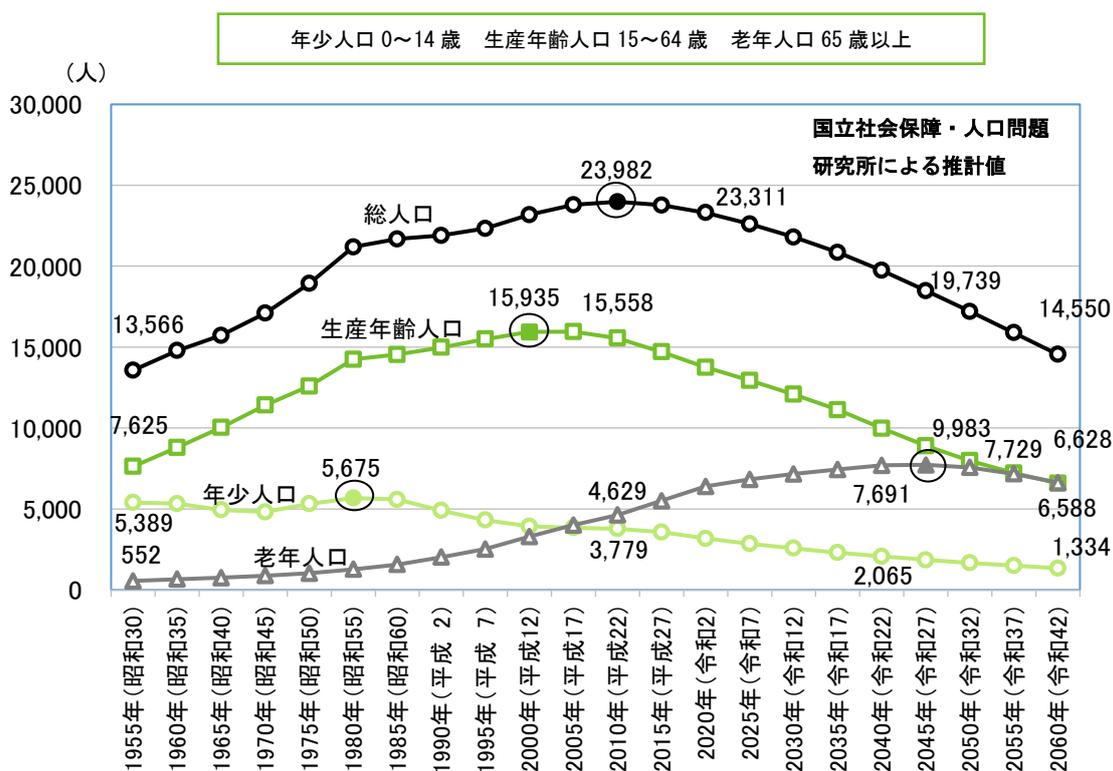


図 中標津町総人口及び年齢3区分別人口の推移(1955年～2060年)

出典：「中標津町まち・ひと・しごと創生総合戦略～あつまる つながる ひろがるまち～(令和3年12月改訂)」
 2010年(平成22年)までは国勢調査、2015年(平成27年)以降は「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づき作成

(2) 産業

本町の基幹産業である酪農は、広大な土地を生かし、大規模草地酪農地域として発展してきた。畑作経営ではそば、馬鈴しょ、大根、てん菜、小麦、ブロッコリーなどを栽培し、一部では、肉牛経営も行っている。酪農は、各種基盤整備の導入や飼養管理技術の改良などにより多頭化が進められ、人口約2万2千人に対して、2022(令和4)年2月1日現在で乳牛飼養頭数は約4万3千頭、一戸当たり平均150頭に達しており、「人より牛が多い町」である。



酪農景観

本町で生産される生乳の乳質は日本トップクラスを誇り、生乳生産量は全国第1位の別海町に続き、本町が第2位になっている。農産加工品においては、日本初となる「牛乳が苦手」な方に向けて製造された『なかしべつ牛乳プレミアムNA2MILK』をはじめ、大手乳業メーカーで作られているゴーダチーズ、中標津町農協、計根別農協、地元の牧場で製造販売している乳製品など豊かな自然環境から生まれた逸品が揃っている。

また、本町は、就業人口の割合では第1次産業よりも第3次産業が多く、「酪農」に関する様々な関連業者(乳製品加工場、肥料・飼料の販売、子牛の育成、牛舎の新築・改修、酪農ヘルパー、粗飼料の収穫作業、農機具・搾乳機械メーカー、農業用資材等々)の支店、事業所が置かれている。そのため、「酪農」関係人口も多く、根釧地域内陸部の「酪農」のハブ的な役割を担っている。



スマート農業の事例：乳牛搾乳機械、
ロボットロータリーパーラー

2019(令和元年)にアジアではじめて導入された機械で、乳牛が1頭ずつ機械の中に入り、1周するまでに搾乳が完了することで、労働力を減らすことができる。

一方で、現在、酪農家戸数が減少傾向にあることから担い手の確保や農業の生産性・収益向上に向けたスマート農業⁴等を推進し、農業生産基盤の維持・強化を図り、酪農景観を活かした「魅せる農業」の実現を目指している。また、2014(平成26)年4月には、牛乳の消費拡大に向けて、全国で初めて「中標津町牛乳消費拡大応援条例」(通称『牛乳で乾杯条例』)を制定し、イベント等において牛乳での乾杯を奨励している。

さらに、本町は根室管内の内陸の中心という恵まれた立地特性から、商業地域としても発展してきた。大型店や中小の店舗が立ち並び、商圈人口が約6万人と、この規模の町としては道内トップクラスの年間商品販売額を誇っている。近年は、外食産業の大手ガイドブックで紹介される飲食店が数多く点在するなど、グルメ激戦区の様相を呈している。その中においても、地元の乳製品や小麦粉、小豆を使用したあんぱんやピザ、ケ

⁴ スマート農業：ロボット技術や情報通信技術(ICT)を活用して省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業。

一キ、焼き菓子、アイスクリームなど6次産業化⁵・地産地消にこだわった特色ある商品も盛んに作られており、町外からも買い求めに来るなど人気を博している。

(3) 交通

現在の主要な道路は、釧路市を起点とし標津町を終点とする一般国道272号線及び別海町や根室市を結ぶ道道8号である。国道272号は、根釧地域内陸地帯で生産される生乳や乳製品などの農畜産物や、オホーツク海沿岸で水揚げされる水産物の消費地向け出荷、釧路港からの移・輸出入資材の搬路として大いに利用されている。また、町村道から道道、国道へ昇格された経緯があり、「産業道路」、「ミルクロード」⁶と称されている。

中標津町への公共交通機関は中標津空港と羽田・新千歳空港を結ぶ空路と、1989(平成元)年に廃止されたJR北海道標津線の代替えバス(標茶と標津、根室方面を結ぶ)及び、釧路市や羅臼町を結ぶバス路線が陸路では主なものとなる。また、中標津市街地を循環する路線(民営バス)及び市街地と郊外を結ぶ路線(町営)がある。空路では新千歳空港から約1時間、羽田空港から約2時間。陸路では釧路市からバスで約2時間、JR北海道根室本線釧路駅から釧網本線標茶駅を經由してのバスでは約2時間30分となる。

なお、中標津空港は太平洋戦争時に建設された日本海軍の飛行場に起源を持ち、市街地からバスや車で約10分と非常に近いという特徴がある。北海道が設置管理を行なっている根室管内唯一の民間機が発着する空港で、北方領土への最短空港であることから、2017(平成29)年に北方四島交流事業の発着に初めて使用された実績を持っている。

(4) 観光

本町には、1916(大正5)年に養老牛温泉を開発した西村武重によって、温泉旅館が営まれて以降、中標津市街地にも温泉施設が数多く所在しており、多くの観光客に利用されている。

また、標高270mの台地に立地する開陽台展望館からは、知床連山や国後島を望み、開陽、武佐地区から地平線際の別海町まで、ひと続きの殖民区画による農業景観が一望することができ、夜は星空観察ポイントとして楽しまれている。

1963(昭和38)年に設置した展望台は、乳牛育成牧場や開陽台へ続くなだらかなアップダウンのある



開陽台展望館からの眺望

⁵6次産業化：農業や水産業(第1次産業)などが、食品加工(第2次産業)・流通販売(第3次産業)にも業務展開している経営形態。

⁶「牛乳を出荷するタンクローリーが走る一直線の道」から名付けられており、複数存在する。

「ミルクロード」と共に、農業景観を観光資源として普及する象徴的な役割を担ってきた。

自然系観光資源では、知床連山に連なる武佐岳・標津岳や、落差 25mの大滝を堪能できる秘境クテクンの滝などがある。

観光施設としては、町の歴史を知ることができる中標津町郷土館・同緑ヶ丘分館をはじめキャンプや野鳥観察といったレクリエーションが楽しめる緑ヶ丘森林公園がある。2000(平成



なかしべつ夏祭り

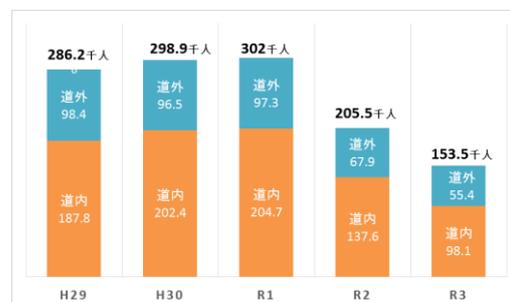
12)年に6番目の道立都市公園としてオープンした道立ゆめの森公園は、54haの広大な敷地にパークゴルフ場や屋外遊戯施設の他、冬でも子どもたちが遊びを満喫できる全天候型施設のビジターセンターがあり、町内はもとより近隣の根室・釧路・オホーツク管内から多くの利用者が訪れている。また、山田洋次監督作品の「遙かなる山の呼び声」、「男はつらいよ―夜霧にむせぶ寅次郎」など数多くの映画やドラマ、アニメの舞台にもなっており、作品のファンがロケ地巡りを楽しんでいる。

夏季には、大きなにぎわいを見せる「中標津神社祭」をはじめ、約 6,000 個の提灯が幻想的に町を照らす本町最大のお祭り「なかしべつ夏祭り」や、地元特産のじゃがいも「伯爵いも」の販売や収穫体験を中心とした「じゃがいも伯爵まつり」があり、冬季には、各種団体や親子が制作した数多くの雪像や氷像が並ぶ「なかしべつ冬まつり」が開催される。

さらに、周辺には、2005(平成 17)年 7 月に世界自然遺産に登録された知床国立公園をはじめ、阿寒摩周国立公園、釧路湿原国立公園、水鳥などの生息地として国際的にも重要なラムサール条約登録湿地などの国内有数の観光資源に恵まれている。

1990(平成 2)年の中標津空港ジェット化に伴う東京直行便の就航を一つの契機として、国内外から多くの観光客が訪れており、日本最東端にある中標津空港は首都圏や道央圏を結ぶ公共交通機関として重要な役割を果たしている。本町は根室管内の中心に位置する立地条件から、宿泊施設や飲食店などが充実しており、観光客やビジネス客の拠点となっている。

今後は、通過型観光から滞在型観光への転換を図るため、「農業観光」をテーマとした本町の食や自然、文化などの地域資源を活用した観光プログラムを充実させ、根室管内における広域観光の推進を図るなど道東の観光の拠点を目指している。



中標津町の観光入込グラフ⁷

⁷新型コロナウイルス感染症対策に伴う「緊急事態宣言」、「まん延防止」の発出等によりイベントの中止や観光施設等の臨時休館もあり、観光入込数が2020(令和2)年から減少傾向に転じたが、行動制限解除により回復傾向を見せている。

3. 歴史的背景

3-1 通史

本町は、明治の終わりに俵橋地区から中標津市街地にかけて原野開拓が開始して以降、各地区への入殖が進むことで、徐々に畑地が広がり、100年の時間をかけて町を代表する景観「酪農景観」が形成された。

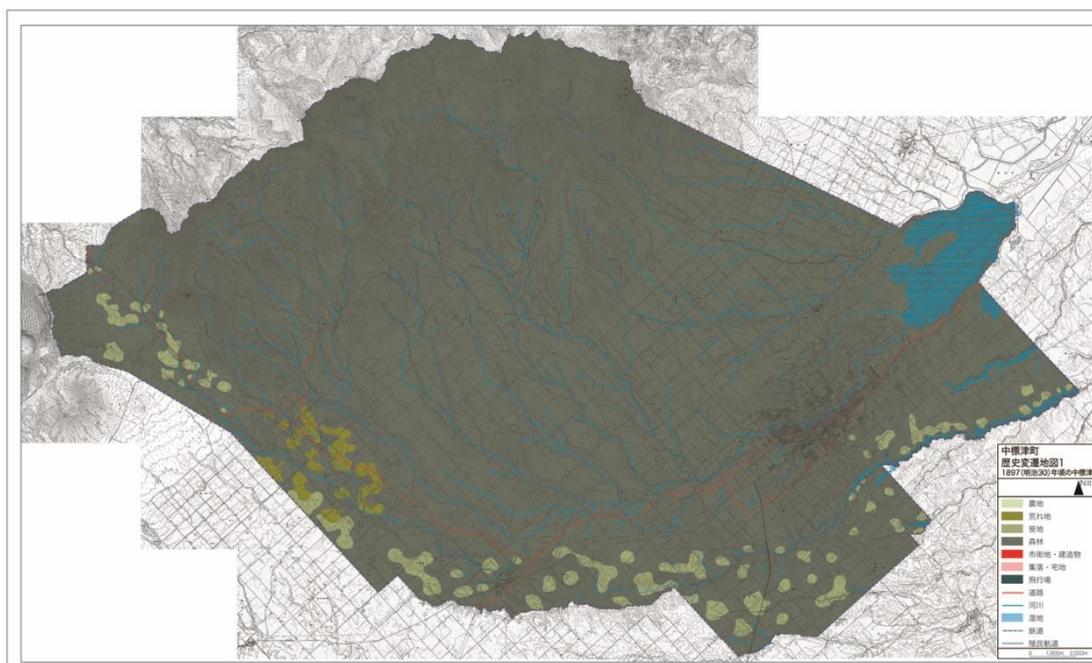
本項では、「酪農景観」が形成されるまでの歩みを、土地利用変遷図を基に述べる。

(1) 古代から中近世まで

本町は、古くから海岸漁村として開けていた旧標津村と旧茶志骨村^{ちやしこつ}の一部であり、開拓が始まるまでは広大な原生林が広がっていた。

アイヌ語の「シ・ベツ(大きい・川)」、または「シペ・オツ(鮭・群在)」に起源を持つ「標津」という地名が歴史上に登場したのは1700(元禄13)年の『正保国絵図』である。本町の歴史はおよそ6,000年前の縄文時代前期まで遡り、その後も弥生文化の影響を受けながらも縄文文化の要素を引き継いだ続縄文時代、北海道最後の土器文化である擦文時代(6、7世紀~12、13世紀)、そしてアイヌ文化の時代を経てきた。それらの遺跡は標津川や当幌川沿いの河岸段丘に今も多く残されており、古代から近世アイヌ文化期の遺跡を現在までに72ヶ所確認している。

江戸時代の終わり頃には、ロシアの南下により標津川沿いにあったアイヌの踏み分け道を開削した「(旧)斜里山道」が幕府によって整備され、幕末の探検家として著名な松浦武四郎が通行し、アイヌの人々より聞き取りしたアイヌ語地名や往時の様子を地図や野帳に書き残している。その後、明治中期に廃止されるまでは太平洋とオホーツク海をつなぐ重要な道として使われた。

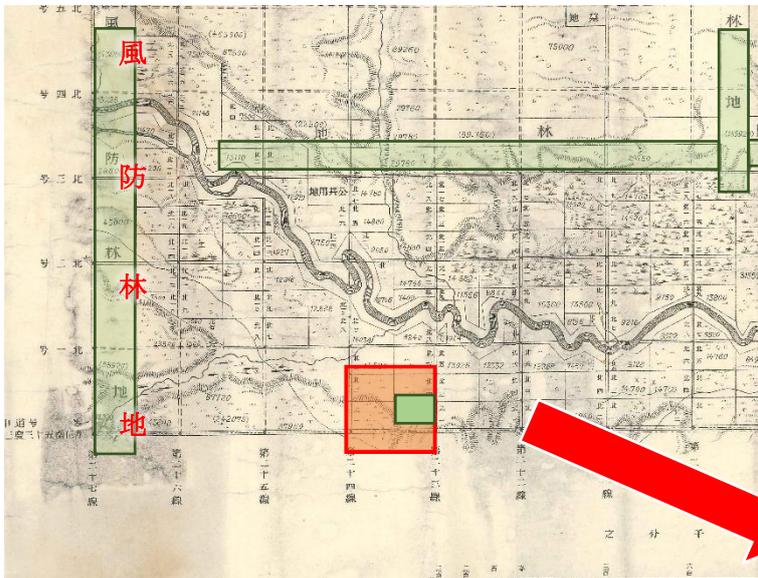


1897(明治30)年頃までの状況
(中標津町文化的景観検討委員会)

(2)開拓の始まりから北海道第二期拓殖計画まで(明治20年代～昭和2年)

1889(明治22)年、この地方の開拓に向けて殖民地⁸が選定された。現在の中標津町付近は「中割(チライワタラ)原野」、「武佐原野」、「当幌原野」と命名され、開拓のための第1歩が踏み出された。なお、この3年後の1892(明治25)年には、水質がよいことから標津川支流のポンリウル川との合流地点付近に、鮭鱒孵化場根室支場中標津事業所が創設された。これは開拓前に初めて設置された公共施設であった。

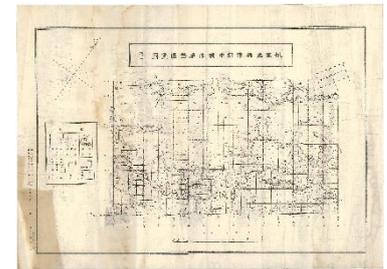
1901(明治34)年には、標津川の内陸部が殖民地として区画解放された。当時の区画図には、1896(明治29)年に発布された「殖民地選定及区画施設規定」に基づき、風害の軽減や燃料供給源、さらに景観に配慮することを目的に、現在の格子状防風林の林帯のベースとなる「基幹防風林」を配置するよう設定された。その規格は、「少なくとも1,800間(3,300m)毎にこれに相当する土地を適宜存置すること」と規定されており、後に「防風林は1200間(2,200m)毎に設け、幅は50間(91m)以上100間(180m)以内を存置すべき」と明記された。樹種の選定については、当時、気象条件が厳しいことから耐寒性を考慮して、天然更新樹種ではエゾマツ、トドマツを主とし、その他広葉樹で、人工更新樹種としてはカラマツが主として選ばれた。その後、カラマツは、大正時代以降に盛んに植樹されていった。



根室国標津中標津原野区画図第一を拡大

国有未開地処分法(明治30年3月30日公布、明治32年1月11日改正)により、入殖者が開墾成功後に無償でもらえた土地は、町総合文化会館(しるべつ)と駐車場が、すっぽりとする面積であった。現在の市街地や農地など町の規格は、この明治時代の区画割がベースとなっている。

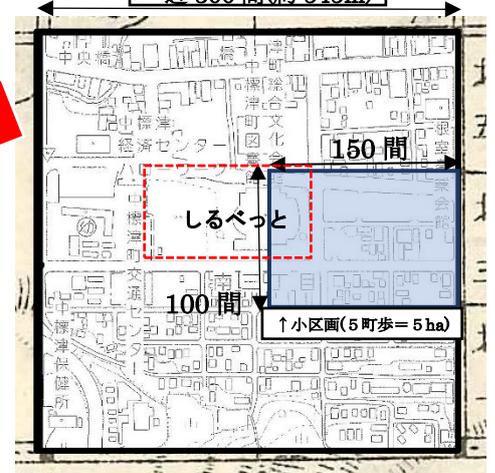
また、「基幹防風林」は、区画図に「風防林地」として記載され、「天然林」のまま残すことを考えて区画割された。



根室国標津中標津原野区画図第一
(中標津町郷土館所蔵)

中区画(約30ha)

一辺300間(約545m)



150間

しるべつ

100間

↑小区画(5町歩=5ha)

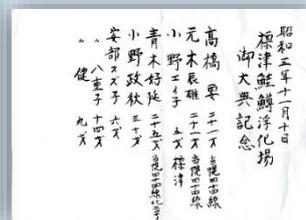
⁸殖民地:「殖民地」は「植民地」と同義語であるが、開拓地を殖やすという意味であること、侵略を意味しないことから「殖民地」の方を用いる。

町内最初の公共施設、

標津鮭人工孵化場(後の中標津事業所)

明治時代のはじめ北海道開拓と共に、鮭や鱒の漁業資源保護のための施策が進められていった。中でも、西別川は、江戸幕府へ鮭が献上されていたことから既に名声が高く、漁業資源の保護の着手に伴い、中標津をはじめ標津町忠類・薫別・羅臼など根室管内各所に孵化場が設置されていった。

標津鮭人工孵化場は、1890(明治23)年10月に千歳中央孵化場主任であった藤村信吉の調査により、標津川河口から上流50キロメートルに位置する町内のポンリウル川との合流地点を選定し、1892(明治25)年10月に当時として大規模な孵化場施設が完成した。



(左側)写真表側(画像：NPO法人伝成館まちづくり協議会提供)

(右側)写真裏側「昭和三年十一月十日 標津鮭鱒孵化場御大典記念」と記されている。

この写真は、1928(昭和3)年11月10日に昭和天皇即位に伴う御大典記念を祝し、子供たちと一緒に飾りつけをしたアーチの前で写された孵化場での一枚である。往時を知る方の談話によれば、対岸の俣落地区へ渡るための川船があり、写真奥に写されている建物は75坪の孵化室であり、ポンリウル川の湧水より取水し、孵化室の水槽へ運ばれていたとのこと。

また、当地は冷涼な気候のため稲作が進められなかったことから、孵化場は拓殖計画において基幹産業と位置付けられていた。職員は「公務員」(月給制)であったことから、生活は決して貧しくはなかったという。

(NPO法人伝成館まちづくり協議会ブログ『ふるさとの礎 なかしべつ伝成館』)

1907(明治 40)年以降、牧場を経営する者や試験的に開拓に入る者がいたものの、本格的な開拓は 1911(明治 44)年に徳島県民と静岡県民によって構成された「徳静団体」という農業団体の団結移住によるものであった。乾定太郎氏を団長とするこの団体は、俵橋地区から中標津市街一円で行われたものであるが、開拓のための団結移住としてはこの地方の嚆矢であった。

その後、この地が有望であることが広まるにつれ、徳静団体のような許可移民以外にも自由移民を含めて多くの開拓者が入ってくるようになり、それに伴い各地には駅通所⁹が設置されるようになった。大正期には、標津町に近く地味のよい武佐地区をはじめ、開陽地区や俣落地区といった内陸部の開拓が行われ移住者が増えていった。¹⁰養老牛地区では、1916(大正 5)年に西村武重が、虹別シュワンコタン(現、釧路管内標茶町)のアイヌの首長、はしばみこうたろう榛孝太郎より、古くからアイヌの人々が利用している温泉(現、養老牛温泉)があることを聞き、その場所を見つけて、温泉成分を分析したり道庁への許可申請を行うなど開発を進めていった。

開陽地区においては、1915(大正 4)年に設置された開墾指導所を中心に開拓が行われ、道路を中心に格子状に農地が広がっていった。また、この頃になると、「基幹防風林」だけでは農地を守ることができないことから、農家で独自に「基幹防風林」を補完する形で「耕地防風林¹¹」と呼ばれる小規模な樹林帯が植えられるようになり、北海道庁が 1933(昭和 8)年に「耕地防風林造成奨励規定」を定めてからは、造成費の半額補助が下りることもあり、造成はより進んでいった。一方で、林業に目を向けると、大正時代は、第一次世界大戦(1914(大正 3)年~1918(大正 7)年)による森林鉄道や鉄道の枕木需要の増加、また原材となるカシワの木が原野にたくさん自生していることもあり、枕木の製造が盛んに行われ、本町は「林業王国」とさえ称される時代を誇った。明治時代には農業と林業が一体であったが、その後、それぞれ並行しながら独自に発展していくことになる。

大正年間の農業は、依然として大豆や穀物を主体としており、当地の冷涼な気候の影響を受けて大いに苦しめられた。そのため、標津村では農家の経済安定向上のため副業奨励規定を設け、木炭窯の改良、農具機械の購入、乳牛の飼育を奨励した。

根室管内では明治時代から乳牛が導入されていたが、頭数、生産量とも微々たるものであったことから、標津村では 1922(大正 11)年に北海道費の 2 割補助により乳牛 120 頭を導入し、希望農家に売り渡しを行った。こうした流れもあり内陸部の武佐と開陽地区においても 1923(大正 12)年から乳牛の飼育が始まったが、換金につながる生乳集荷機関がなかったことから、当初は、生乳を子牛に飲ませたりするなど、自家消費する程度であった。

⁹北海道に網目の様に張り巡らされた、山道等に設置された人や馬が乗り継ぐための宿泊施設であり、その他に、貨物の輸送や郵便業務を取り扱っていた。

¹⁰当時は、まだ標津町川北から内陸へ向かう道がなかった。

¹¹耕地防風林：農作物を強風などから保護することを目的に少数の列に植栽された林であり、農家が管理している。

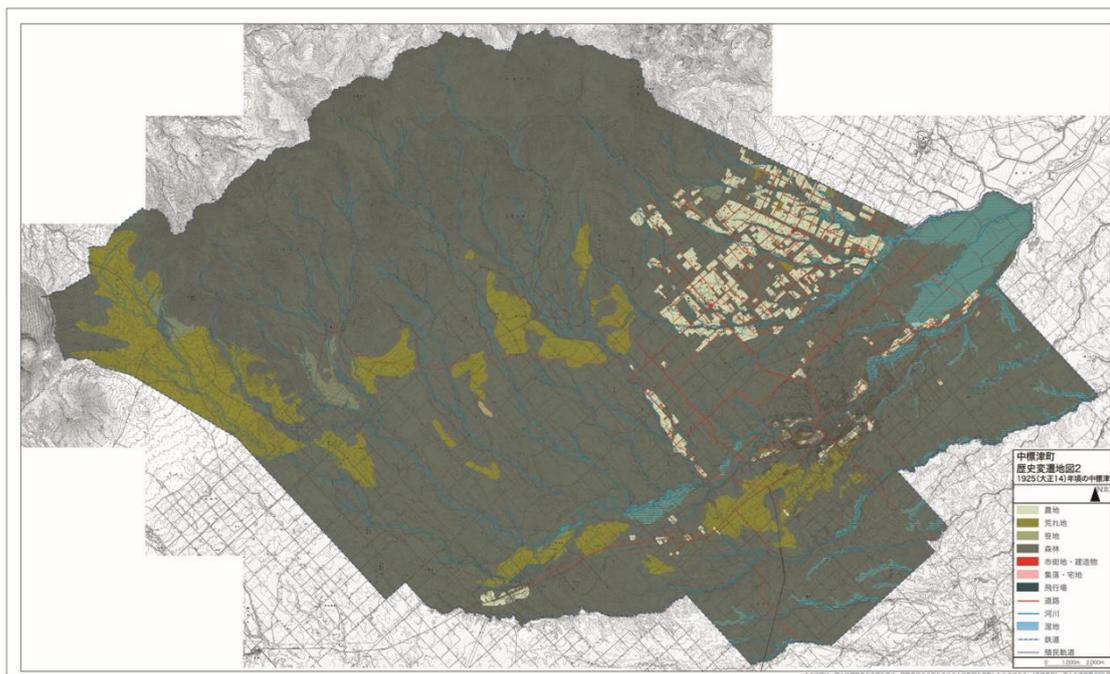
1925(大正 14)年、後藤卓三氏により武佐地区に集乳所が初めて開設された。生乳集荷機関を待ち望んでいた生産者達は、川北、北標津、開陽、俣落^{またおち}方面などから悪路に堪えて搬入した。

なお、その一年前となる1924(大正 13)年には、未整備であった道路の替わりとして、馬を動力とする殖民軌道が国内で初めて厚床～中標津間で開通した。その後、殖民軌道は路線を次々と延長していくことになるが、一部路線ではガソリンカーも導入され、鉄道の開通まで原野の人と物を運んだ。

大正年間には移住者が増加傾向にあったが、第1次世界大戦後の経済不況と冷害凶作によって、離農者が続出し移住者が減少していった。しかし、1923(大正 12)年に発生した関東大震災の国による救済措置や、1927(昭和 2)年の北海道第2期拓殖計画の施行により、移住者が再び増加傾向に転じた。



殖民軌道、中標津停留所
(1927(昭和 2)年撮影)
中標津町郷土館所蔵



1925(大正 14)年頃までの状況
(中標津町文化的景観検討委員会)

(3) 農事試験場の設置から分村まで(昭和2年～昭和21年)

殖民軌道の停留所があった中標津市街は、国費により設置された北海道農事試験場根室支場¹²の影響が大きく、設置以降数年で急速に発展を見た。

一方で、大正の終わりから昭和初頭にかけて、当幌地区、計根別地区、上標津地区、養老牛地区での入殖が進み、農地が広がっていった。

1929(昭和4)年の世界恐慌による大不況後、1931(昭和6)年の大冷害¹³と、1932(昭和7)年の大晩霜被害により入殖者達は壊滅的な大打撃を受けた。北海道議会では根釧原野開発放棄論が主張されるに至った他、転住請願やムシロ旗を立てた村民大会が相次ぎ社会的に騒然となった。農民の命がけの陳情の結果、北海道庁を動かすことになり、これを機に北海道は総合開発計画「根釧原野農業開発五カ年計画」が策定され、「自力更生」をスローガンのもと、1933(昭和8)年から計画を実施することになった。この計画は北海道農事試験場根室支場の初代支場長松野傳氏らが携わり作成されたもので、当地の冷涼さを体感していたからこそ、従来の畑作から乳牛を主体とした酪農(主畜農業)への転換が盛り込まれることになった。しかし各農家の営農状況では酪農への転換は容易なことではなく、酪農と畑作の混合農業がしばらく続くことになる。

また、この時の冷害凶作により、救済事業として木材、薪、木炭の製造に従事することが図られ、徐々に経済として林業が発達することによって、伐木作業や運材に伴う道具、馬そりや、馬車などの輸送も進歩していった。

『根釧原野農業開発五カ年計画』の概要

【計画期間：1933(昭和8)年～1937(昭和12)年】

『根釧原野農業開発五カ年計画』は、酪連の建白書を受け入れると共に、北海道農事試験場根室支場初代支場長松野氏が北海道庁拓殖部殖民課(技師)として計画作成に携わるなど国内初の酪農経営を主体とする地域開発計画であった。

- ① 根室原野に留まる意思のない者に離農補助金を与える
- ② 平均5～10haの所有地を15～20haに拡大させる
- ③ 8割補助の乳牛導入
- ④ 乳牛の受入れは酪連が担う
- ⑤ 乳牛飼養管理の指導者の配置
- ⑥ 農民生活充実のための医師の常駐、殖民軌道や集会所の配置など



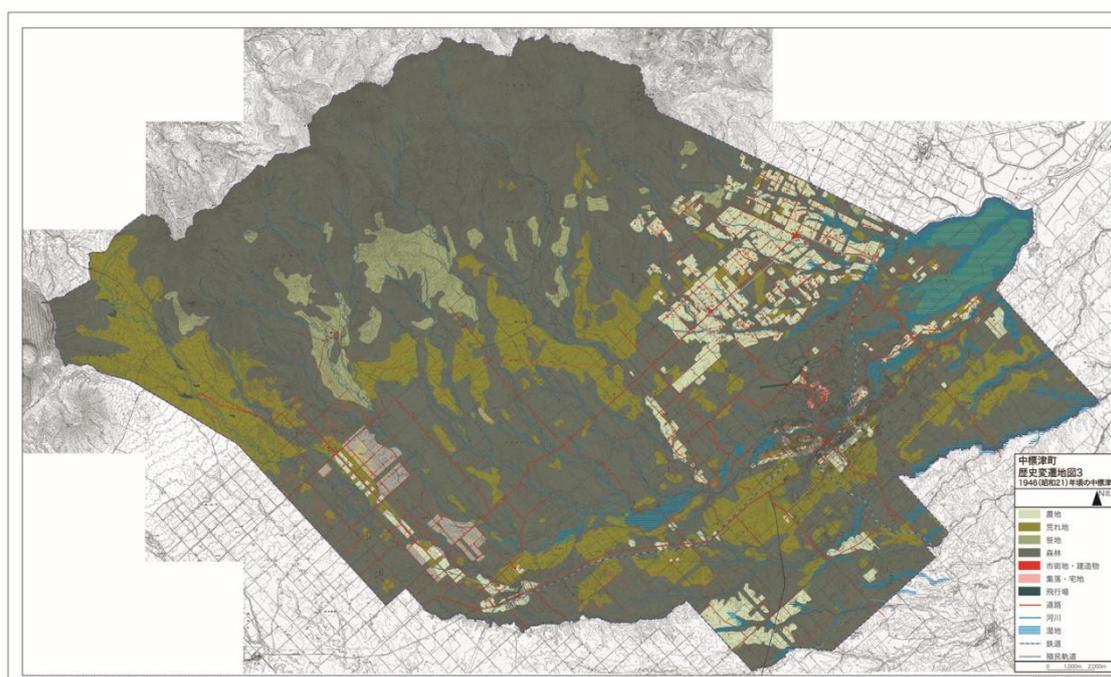
1933(昭和8)年頃。酪農経営がスタートした頃の写真。写真左側の標柱は、根室原野に立てられた指導標であり、「熱だ 誠だ 真剣だ」、「自力更生」など角材の四面に記されており、酪農経営への取組は当時の世話所の指導員や移住者の共通した使命感であった。

雪印メグミルク株式会社の前身、北海道製酪販売組合連合会中標津工場

¹²旧北海道農事試験場根室支場：国費で設置。根室・釧根支庁管内の一部の移住者世話所を管轄

¹³大冷害：1931(昭和6)年6～8月 北海道・東北大冷害。

1937(昭和 12)年、原野の住民が待ち望んでいた国鉄標津線が開通した。丁字状の線路の分岐点に位置する中標津駅を擁する中標津市街はさらに発展を続け、昭和初期から話題になっていた役場庁舎の偏重問題が分村運動へと進展し、ついに 1946(昭和 21)年 7月 1日に標津村より分村し、中標津村となった。



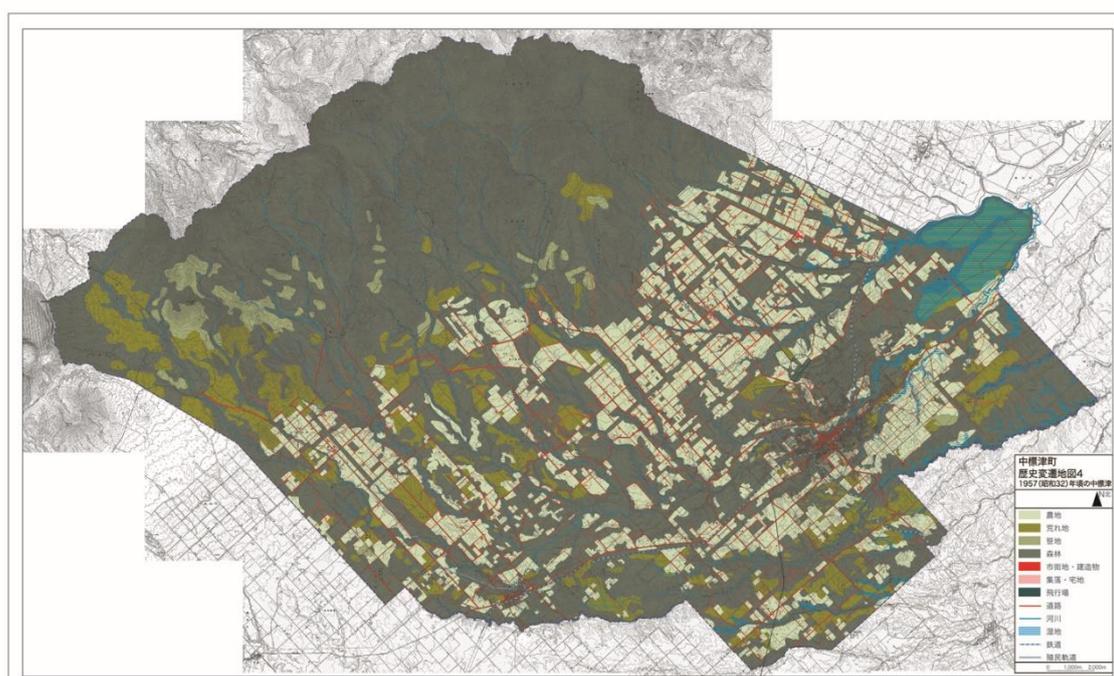
1946(昭和 21)年頃までの状況
(中標津町文化的景観検討委員会)

(4) 農業の発展と今日に続く景観形成

分村運動は太平洋戦争の最中にも行われたが、当時は農業生産令により作付品目や家畜の飼育に制限が加えられ、さらに 1941(昭和 16)年の冷害が重なったことから、1933(昭和 8)年以来、血のにじむような努力で軌道に乗せた主畜農業経営も崩壊の一手前まで追い込まれるなど非常に厳しい時代であった。

終戦を迎え、食糧問題と増加する失業者対策により、^{またおち} 俣落や^{にしたけ} 西竹地区で戦後の緊急開拓が始まった。当時も鋤と馬耕での畑作であり、立地条件の悪いところが多かったため、時代は進んでも開拓作業は困難であることに変わりはない。

1948(昭和 23)年には、急増する入殖者の生活安定と、合理的な開拓を進めるための社会的体制として、中標津農業協同組合、計根別農業協同組合が誕生し、さらにこの戦後開拓¹⁴の進展や戦災者の移住、公的機関の設置や分村後の人口増などもあり、1950(昭和 25)年 1 月 1 日、分村からわずか 3 年有余で中標津町が誕生することになる。その後、1955(昭和 30)年には別海町から^{きょうわ}協和地区、^{とよおか}豊岡地区編入により町域が拡大された。



1957(昭和 32)年頃までの状況
(中標津町文化的景観検討委員会)

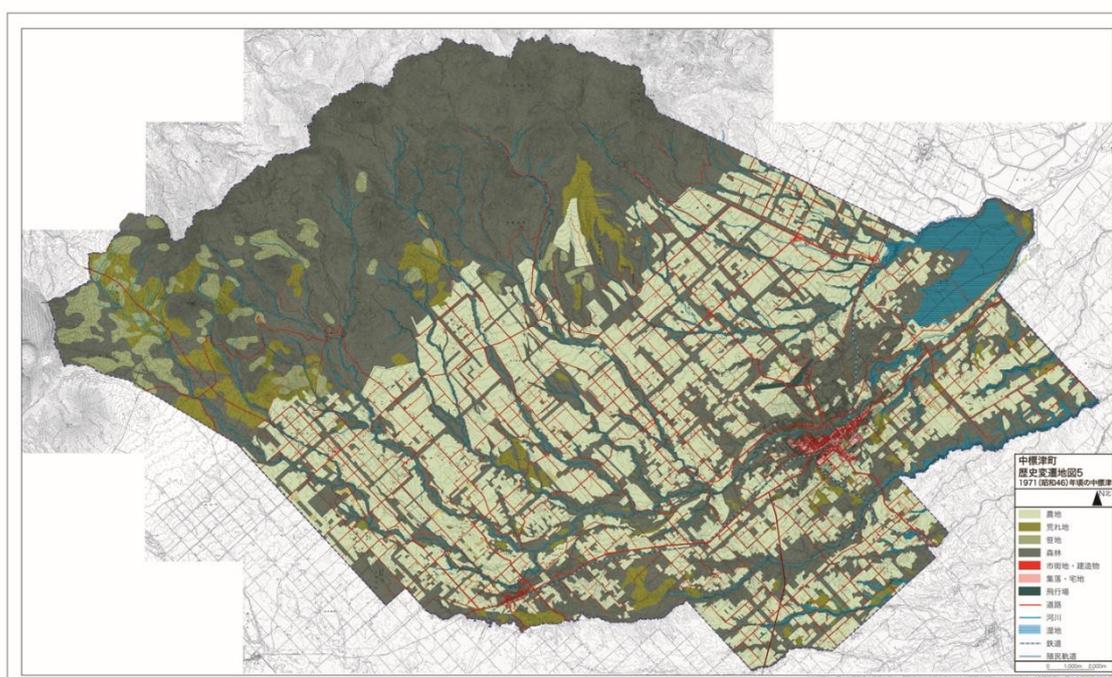
一方、国は同年に世界銀行からの借款によるパイロット・ファームを可能にする法整備と翌年からの事業化を進め、北海道開発局は「北海道総合開発第 2 次 5 カ年計画」の実施案である「根釧原野開発の構想(昭和 33 年 3 月)」を立案した。これは根釧台地全域を開墾し、集約型農業を普及することを構想したもので、根室支庁と根室総合開発期成会により「根室地域総合開発第 2 次 5 カ年計画(同年 4 月)」として実施された。これにより中標津町全域において開拓方法の統一と格子状防風林の造成事業がスタートし、町全体の酪農景観に統一感を与えるきっかけとなった。

さらに 1961(昭和 36)年には農業基本法に基づき農業構造改善事業が実施された。この事業に関連するものとして、国営開拓パイロット事業の標津依橋地区の草地改良事

¹⁴戦後開拓：終戦直後の食糧危機の解決や外地からの引揚者をはじめ戦災者等の失業者に就労の機会を与えることを目的に、当時の政府によって制度化され、1946(昭和 21)年から北海道の開拓事業が進められた。本町においては、俣落(第二地区)及び西竹地区より戦後開拓がはじまった。

業が実施されるなど、酪農の近代化が急速に進展することでようやく農業生産の大半が酪農と言えるようになった。また、これに並行して酪農振興法に基づく農業近代化計画が実施され、酪農が本格化・大規模化するようになったことにより、農地は広がり格子状防風林や河畔林の輪郭が浮き彫りとなっていった。

なお、昭和 30 年代は、戦時中に建設された海軍の飛行場を再利用し、民間による遊覧飛行の実施や、1962(昭和 37)年には開陽台に初めて展望館が完成し、中標津町の観光開発が始まった時期でもある。



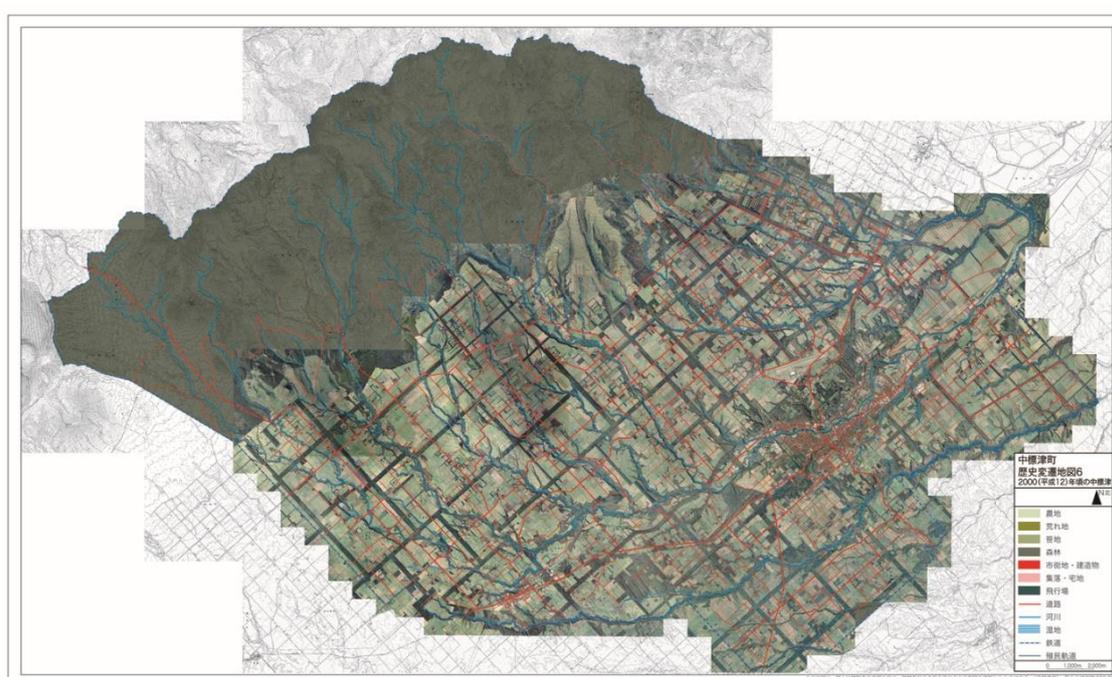
1971(昭和46)年頃までの状況
(中標津町文化的景観検討委員会)

1965(昭和40)年、旧日本海軍の飛行場を再利用して中標津空港が開港。1970(昭和45)年には農林水産省により農業振興地域整備計画が策定され、1974(昭和49)年には未開墾地をなくすため、新酪農村建設事業が着手された。この頃から、車社会に移行したことにより、国鉄標津線においても無人駅の増加や貨物の取り扱いが取り止めとなり、JR北海道承継後の1989(平成元)年に廃止された。一方で札幌や東京へ空の便が充実されたことも相まって中標津市街地は拡大を続け、2004(平成16)年には人口24,000人を突破した。

時代が進むと共に、酪農を含む農業の発展により農地はますます拡大し、その結果、

主に明治時代に設定された防風林と、開発の手が入りにくい河畔林が浮き彫りとなり、この地の独特な景観を呈するようになった。開陽台から「視界 330°」と呼ばれるこの文化的景観は、2001(平成 13)年に「根釧台地の格子状防風林」として北海道遺産に認定され、さらに 2002(平成 14)年には宇宙飛行士の毛利衛氏がスペースシャトル「エンデバー」からビデオカメラで撮影し、「宇宙から肉眼で見える人工物」として紹介したことにより広く認知されるようになった。

原野開拓から凡そ 100 年の時を経て作り上げられた酪農景観は、様々な国策の他、開拓と酪農の発展のために尽力された多くの先人達の労苦の賜物である。



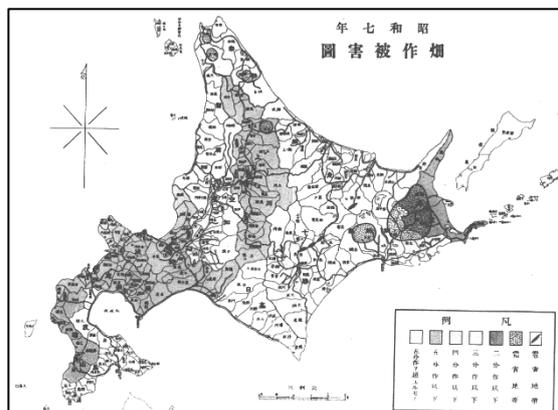
2000(平成 12)年の現況
(中標津町文化的景観検討委員会)

3-2 災害史

本町は、本章1-(2)「気候」で述べたとおり、積雪量は道内では少ないものの暴風雪による被害が度々発生したり、春には融雪災害が発生するなど、自然災害との闘いの中で人々の暮らしが営まれ、現在の町がつけられてきた歴史の一面がある。

◆冷害による凶作被害

1913(大正2)年、1926(大正15)年、1929(昭和4)年以降、入殖者は度重なる冷害凶作に見舞われ、当時作付けしていた大豆・粟・きびなどの作物が生育不良となり北海道議会で「根室原野開拓放棄論」が話題になるほど深刻化していった。中でも、1931(昭和6)年は、春からの天候不順と気温の低下、日照不足により作物の生育が進まず農地の9割が不作となった。本町の酪農の先駆者である亀子卓氏の指導の下計根別地区では、牝牛を導入した混合農業の確立に向けた農民運動が展開された。1932(昭和7)年には、根室地域に再び1931(昭和6)年の被害を上回る形で大晩霜被害が襲った。「霜というよりは雪と同じだったと古老は伝えて」いる(『牛群雲の如し』)。1932(昭和7)年6月29日の気温は「上春別1.5℃、標津と西別は氷点下0.5℃、武佐は氷点下1℃」で大小豆、菜豆、イナキビ、たまねぎ、かぼちゃが全滅となり、餓死寸前まで落ち込んだ入殖者は馬の飼料作物である燕麦や野草などを食し、空腹をしのいだ。一方、旧北海道農事試験場根室支場では、大晩霜被害を予防させるため、燻煙法¹⁵の実施、予防を働きかけた。原野の入殖者は度重なる大晩霜被害を受けて、各地で北海道庁へ救済措置を訴える農民運動が起こり、道庁は気候に左右されない畑作から酪農経営を奨励する「根釧原野農業開発五カ年計画」を樹立し、指針の中に、気象的な障害を除去するために「防風林」の設置などを盛り込んだ。その後も、根室地域は、度々冷害凶作に見舞われた。1953(昭和28)、1954(昭和29)年には連続して起こり、酪農経営の基盤が作られ始めた頃ではあったが、戦後開拓による農業経営にも影響を及ぼした。



「昭和7年畑作被害図」『北海道凶荒災害誌』より掲載

区分	立夏(5月6日)		夏至(6月22日)		大暑(7月23日)	
	本年	前4カ年平均比較	本年	前4カ年平均比較	本年	前4カ年平均比較
平均気温(度)	3.7	0.4	2.3	1.6	13.4	△1.6
平均最高気温(度)	9.1	0.3	17.4	1.7	18.1	△1.9
平均最低気温(度)	-1.8	-0.2	5.1	1.1	8.7	△1.3
降水量(ミリ)	222.3	133.6	88.1	46.3	181.6	129.2
降水日数(日)	14	△1	21	-	16	-
日照時間(時間)	209.5	74.74	282.15	66.95	111.10	24.29
畑地温(度)	0.2	△1.0	7.9	△0.2	14.9	0.7

昭和7年根室原野の気象状況
北海道農事試験場根室支場調査データより

¹⁵ 燻煙法：晴天の日、地面からの放射冷却を防ぐことを目的に、藁や青草、木屑などを燃やして地面を燻煙の煙で覆った。旧北海道農事試験場根室支場では、秋の晩霜被害を予防するため側候所より気圧の配置上危険と判断次第、電報で農試へ報告するようになっており、管内全域の移住者世話所から警鐘を鳴らし燻煙に取り掛かった。その当時の様子について、松野支場長は「支場の三階の屋上に登って見渡すと、既に着手した原野方向はほの明るくそれと解る。(略)相当効果をあげたこともあるが、零下三度位の強霜では如何ともしがたく、降霜後の適宜の処置が大切になる」述べている。

“佐上を信じてくれ！” - 昭和7年北海道庁長官佐上信一氏根室原野視察の様子

佐上長官は、根室原野の視察をふりかえり以下のように述べている。

「今も私の記憶に残る光景は計根別の麦畑である。みる限りの麦畑ではあったが、穂も一本もみえず、根本にはジメジメとした苔が生えて、その畦には臍(へそ)をさらけ出した子供たちが、青枯でもと探している姿である。ヒソヒソと話しあう人たちの群をとりまくものは、しめっぽい陰惨な暗い陰で、はては“一万人のボロの行列”にまで拡大した。(略)(原野視察は危険であるからと警察署に止められたが)私には信念と真心があった。“原野移民と共に”“君たちだけを苦しませない”こと、これだけだった。(略)“だまされたと思って、十年がんばってくれ、笑って手をにぎり、肩を叩き合う日がくるぞ”と。」



佐上長官視察の様子
『牛群雲の如し』より掲載

佐上長官の根室原野視察について・・・

太田イツ子氏(凶作時小学校3年生、聞き取り調査当時96歳)

佐上長官は、上春別から計根別へ馬に乗って何人かの共を連れてやってきた。長官が来ることは、事前に学校の先生から連絡があった。凶作時は、子供ながら夜寝していると、大人たちが家に集まって話し合っていたことを記憶している。長官が来た後、力がない子供は亡くなってしまふからと慰問品として鯨の油などが送られてきたし、学校の給食に毎日、白いご飯のお弁当がでてきた。おかずが、梅干し1つ。佃煮、その次の日は福神漬けがでた。あるときだけ。あの頃山菜もたくさん食べた。
(提供：伝成館リモート談話室)



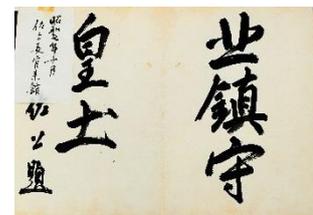
佐上長官演説の地
旧計根別小学校
カシワの木

佐上長官の書「北鎮守 皇土」について・・・

土田良吉氏(凶作時小学校3年生頃、聞き取り調査当時96歳)

冷害凶作当時は、本当に食べるものがなくて、潰し麦、燕麦を食べていた。

佐上長官は大英断で、自分の力だけで大原野を守るという決意をして根室原野を帰られるわけですよ。原野の人たちを救うという決意が、「北鎮」という文字にこめられていますね。「北鎮」というのは、外敵の「北鎮」ではなく、根室原野の大凶荒を言っているのですよ。佐上長官は、宣言して帰ったということをお父さんから聞いておりました。(提供：伝成館リモート談話室)



佐上長官が原野視察の折り
「旅館 中村屋」(中標津市街地)へ宿泊した際に
したためた書
【中標津町郷土館所蔵】

◆コガネムシ騒動

1929(昭和4)年以降、コガネムシが度々大量発生し、原野の農作物への影響を及ぼしたことは、入殖者にとって忘れられない出来事となった。その被害状況は、『北海道農事試験場彙法第六十一号コガネムシ類概説(十二年三月)』に、以下のとおり述べられている。



ヒメコガネムシ
町内では、その他スジコガネ、マメコガネ、ヒメサクラコガネが生息している。

「根釧原野にありて、スジコガネもしくはヒメサクラコガネの発生は、1929(昭和4)年幼虫による被害甚だしかりしに始まるものにして、同年同地方の気候は比較的温順なりしにかかわらず、当幌川にそえる春別原野二四線より同四三線にいたる地域並びに標津原野北四線西三号付近の耕地の各種農作物は、之が被害によりて、ことごとく枯死し、遂に雑草さえ根絶し、圃場の土は灰のごとく化し、かかる被害は免れたる地域と雖も、農作物は生育不良に陥るもの多く、不測の凶作をみたり」と記されている。

コガネムシの大量発生は、幼虫が1932(昭和7)年、1935(昭和10)年、1938(昭和13)年、1941(昭和16)年、また成虫は1933(昭和8)年、1936(昭和11)年、1942(昭和17)年と、それぞれ三ヶ年を周期に大量発生した。中でも、1936(昭和11)年は、成虫が飛来して手の施しようないほど大発生したという。当時は、捕まえて殺すより方法はなく、コガネムシによる被害が甚大であり、北海道開拓へ影響を及ぼすことから、対象地域はコガネムシの幼虫を捕まえて駆除するよう北海道庁が害虫駆除のための異例の庁令を1935(昭和10)年7月24日付で公布した。その内容は駆除の督励の他、庁令に従わなかったり、督励委員を妨害した場合は、科料又は懲役に処すという厳しいものであり、根室原野開拓者にとって、冷害凶作に次いで大変な出来事であったという。

◆暴風雪による被害

1933(昭和8)年1月18日午前11時頃、突然襲った大暴風雪により養老牛小学校の児童が遭難し4名が亡くなり、1名が凍傷する被害が発生した。当時、亡くなった児童を供養するために、養老牛市街に所在していた恵照寺の境内に地藏尊が建立された。(現在は、標津町川北善照寺に移設し安置されている。)なお、この日は、武佐、開陽地区においても大人1名、児童が吹雪の犠牲になっており、本町では度々吹雪による遭難事故が発生している。1949(昭和24)年には、養老牛国有林内一ツ山とカンジウシ山の間で造材業に従事していた青年5名が、正月を迎えるため下山したところ遭難し亡くなるという事故が発生した。同日は、根室地域全域が猛吹雪に見舞わ



亡くなった児童を供養するために安置された地藏尊
(画像：NPO 法人伝成館まちづくり協議会提供)

れ、武佐地区で1名が亡くなり、根室全域では11名が犠牲になっている。

2013(平成25)年3月2日には、暴風雪により立ち往生した車が雪に埋まり大人1名、子供3名が亡くなり、別の場所では動けなくなった車から降りた女性が、翌3日に牧草地で倒れて亡くなっているのが発見されるという事故が発生した。

近年では、暴風雪による道路交通障害や立ち往生車両からの救助依頼が多発していたことから、同年11月に中標津町暴風雪災害対応本部組織を設立し、暴風雪等での立ち往生車両の救助活動等について、関係機関(釧路開発建設部中標津道路事務所、釧路建設管理部中標津出張所、釧路方面中標津警察署、中標津消防署、中標津町)が連携し対応することとなった。

こうした事故を受け、吹雪発生予測システムの開発協力、気象情報や避難所情報、道路の通行規制状況といった防災情報の周知などにより暴風雪に対する防災意識が高まる契機となった。

◆融雪災害

1960(昭和35)年3月13日の融雪災害では、町内の各河川が増水氾濫し、中でも標津川においては、俵中地区の流域で孤立した町民の救援作業中、母子2人、救助消防士1人が川に押し流されるという惨事が起きた。また、市街地や郡部において家屋及び中標津中学校・同校職員住宅の公共施設の浸水、道路の欠壊、東一条橋が流失するなどの大きな被害を被った。



流失直前の東一条橋
(昭和35年3月13日)

1970(昭和45)年5月8日から11日まで降り続いた雨量は74ミリを記録した。この年、山間部は例年になく大雪で残雪が多く、融雪水が濁流となり、標津川では東橋・真橋・西竹橋など8橋が被害を被り、交通網が遮断された。

◆地震

(1) 養老牛付近地震

1963(昭和38)年1月28日に、北海道東部で地震が発生し、釧路では震度3、根室震度2ではあったが、養老牛地区においては震源に近かったことから震度5を記録した。その後も、余震が続くことから、地域住民の要請により根室測候所において同年2月20日現地調査が行われた。調査記録によれば、局所的ではあったが開拓配水管の破損、養老牛小中学校体育館等の窓ガラス破損、牛舎の傾斜破損、サイロに一部亀裂が入り使用不能といった被害が発生した。

(2) 釧路沖地震

1993(平成5)年1月15日午後8時6分、釧路沖120キロの海底を震源に関東大震災に匹敵する大きな地震が発生した。釧路はマグニチュード7.5、震度6の烈震で被害が集中し、根室は震度4を記録した。本町は、幸い人的被害はガラス、やけどによる軽傷で済んだが、被害総額は1億3千660万円にのぼった。

(3) 北海道東方沖地震

1994(平成6)年10月4日には、根室沖約200kmを震源とする北海道東方沖地震が発生し、地震規模マグニチュード8.2を記録し、気象庁の過去の国内に発生した地震の記録では、2011(平成23)年の東日本大震災に次ぐ最大級の地震規模であった。本町では、当初震度4と発表されたが、地震計が中標津市街地より離れていたこと、道路の損壊、家屋の倒壊、公民館の使用不能など甚大な被害を



多くの道路が損壊した(24線砂川橋)

被っている。また、町の文化財では、1938(昭和13)年に標津村長植松適氏や中標津郵便局長藤田道一氏らが寄進して建立した馬頭観音像¹⁶が損壊し滅失している。国登録有形文化財である郷土館緑ヶ丘分館では、建物の外壁などが崩れたり、展示資料が落下するなどの被害を被っており、歴史的建造物の耐震強化、改修工事が喫緊の課題となっている。

このような多大な被害状況から震度5強(強震)と発表した後、一部震度6(烈震)に修正された。本町では、災害の教訓を風化させないため、北海道東方沖地震が発生した10月4日を「中標津町防災の日」と定めている。

郷土館緑ヶ丘分館【国登録有形文化財：旧北海道農事試験場根室支場陳列館】被害状況



玄関付近の壁崩落状況



館内の展示被害状況

¹⁶ 馬頭観音は、1973(昭和48)年9月に旧境内から現在の曹洞宗武峰山開光寺に安置された。像の高さは1.7m程あった。背面の上部に『牛馬守護神』とあり、寄進者の名前も刻印されていた。

(4) 北海道胆振東部地震

2018(平成 30)年 9 月 6 日に胆振地方中東部を震源とする地震が発生し、その影響により日本初のエリア全域での大規模停電(ブラックアウト)が起きた。本町では停電復旧までに 2 日を要し、酪農家は農協から発電機を借りるなど搾乳に苦勞した。また、乳業工場が稼働停止となり、町内では約 500 トンの生乳が廃棄された。

◆十勝岳爆発被害と凶作

1962(昭和 37)年 6 月 30 日に、十勝岳が噴火したことにより、養老牛・俣落・西竹・開陽・武佐方面に 1～2mm の火山灰が降り積もり、農家へ被害をもたらした。『中標津町史』によれば、「幸い七月二日、三日にかけて夜間に雨が降り灰(火山灰)を洗い流したので、降灰後の牛の下痢による乳量低下も徐々に回復し、農作物の被害低下軽減に終わった。」とのこと。

◆台風による被害

1961(昭和 36)年 9 月 17 日に、エニウェック島の南海上で発生した台風 18 号、第二室戸台風が西北西に進みながら発達し、中心気圧が 900hpa 未満の猛烈な強さの台風となり、日本海沿岸を北北東へ進み、北海道西岸をかすめてサハリン付近からオホーツク海に進んだことにより、本町も蕎麦やデントコーン畑の倒伏損傷などの被害を被った。

近年では、2016(平成 28)年 8 月 14 日に、北マリアナ諸島の西海上で発生した台風 28 号が、17 日 17 時 30 分頃に北海道襟裳岬付近に上陸した後、道内を縦断し被害を及ぼした。

釧路・根室地方においては、台風 28 号や前線の影響により、3 時間降水量、24 時間降水量、48 時間降水量、72 時間降水量が観測史上 1 位を更新する記録的な大雨となった。羅臼町では、19 日 15 時から 23 日 24 時の降水量が 291.5mm を記録し、根室地域では土砂災害の危険性が高まり、釧路地方气象台が災害警戒情報を発表した。本町では、8 月 16 日 0 時から 17 日 24 時の降水量の合計が、中標津町桜ヶ丘で 76.5mm、中標津空港で 87.5mm、上標津で 119.0mm の雨量を記録した。

本町における被害状況としては、店舗の看板の落下、小学校や公共施設の樹木の倒木、夏祭り会場しるべつと広場に飾っていた提灯約 500 個が落下(内 100 個破損)、畜舎や建物の屋根が破損し、開陽台展望台入口付近の路肩が崩落するなどの被害を被った。

台風被害について、北海道立農業試験場が



崩落した路肩(開陽台展望台入口付近)

1950(昭和25)年に刊行した『根室の農業』の中で、「防風林」が配置される地帯では、作物などの台風被害を防止する効果があったことが明記されており、今日の台風や暴風雪をはじめ防災という点においてもこの地域での「防風林」の存在が大きな役割が果たされている。

◆^{こうひょう}降雹による被害

1990(平成2)年5月12日午後4時28分から4時45分にかけて中標津市街地の局地的に3、4センチ大の^{ひょう}雹が激しく降り注ぎ多大な被害が生じた。町の調査によれば、自動車のボディ、窓ガラスの損害3億8千万円、住宅(公住、教員住宅)被害9千万円、公共施設被害4億7千万円であった。幸い人に被害はなかったが、市街地開びやく以来の出来事と称された。



中標津市街地を襲った降雹

札幌管区气象台によれば「この雹は本道上空に冷たい空気と地上の暖かい空気で大気の状態が不安定になった」ことが要因だと説明している。

また、降雹による被害は1934(昭和9)年8月9日にも発生しており、農作物が大きな被害を受けている。

第2章 中標津町の文化財について

1. 本計画が対象とする文化財

文化財とは、人々の営みと関わりながら形成されてきた「文化的な所産」であり、また地質現象や生態系に関わる自然的なものを指し、文化財保護法に定められている6類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建造物群、文化的景観）、埋蔵文化財、保存技術を主な対象とし保護措置が図られてきた。本町に所在する「文化財」も例外ではなく、地域の歴史的過程を経て形成されてきた所産であり、その「もの」（有形）や「こと」（無形）に「なかしべつらしさ」や地域の魅力が示されている。

また、文化財を取り巻く社会状況の変化に伴い、伝統や文化の消滅の危機も高まってきていることから、文化財6類型に当てはまらないが、地域にとって大切だと思う風習、地名、娯楽などについても文化財の対象とし、価値が定まっていない未指定文化財も含めて、幅広く文化財として捉える。

さらに、従来、指定・登録した文化財単体を保護（保存＋活用）の対象として考えられてきたが、文化財そのものは地域の自然環境や社会的環境によって形成されていることから、文化財の周辺環境を含めた「空間」として捉えていく視点が広まってきている。本町においても、自然環境と人々の暮らしや産業などが関わりながら、時間的な経過の積み重ねによって有形・無形の文化財が形成され、現在の景観やまちがつけられていることから、周辺環境を含めそれらを本計画では歴史文化として捉えていく。



2. 文化財調査の概要

(1) 国や道による文化財調査

町では、国や道などの調査依頼に基づき、1987(昭和 62)年の『北海道の近世社寺建築緊急調査』をはじめ、歴史的建造物の把握、歴史的意義、保存状態について調査を実施してきた。その他、2005(平成 17)年に、農林水産省、林野庁、国土交通省による『特殊地下壕実態調査』があり、先の大戦時、海軍によって築かれた弾薬庫の現況を把握する調査を行った。また、北海道では環境省の委託を受けて1952(昭和 27)年より、特別天然記念物タンチョウ越冬地分布調査を道内で一斉に実施しており、毎年分布確認を行っている。

事業名	件数	実施年
北海道の近世社寺建築緊急調査	11 件	1987(昭和 62)
道内駅通所の調査	1 件	1989(平成元)
近代遺跡調査	4 件	1997(平成 9)
近代和風建築総合調査	10 件	2004(平成 16)
特殊地下壕実態調査	4 件	2005(平成 17)
特別天然記念物タンチョウ越冬地分布調査		1952(昭和 27) ～継続

(2) 町や民間、研究機関による文化財調査

中標津町における文化財調査は、1960(昭和 35)年に、中標津町史編さん特別委員会によって刊行された『中標津町小史「郷土の生い立ち」』の編さんの際に、資料収集、聞き取り調査を実施したことに始まる。昭和 30 年代後半には、道内における古代の北方考古学研究を先駆的に取り組まれた大沼忠春氏や札幌南高校郷土研究部などによって、ケネカ川・標津川上流・当幌川流域で分布確認調査が実施され、1965(昭和 40)年に町内ではじめ



1964(昭和 39)年に、札幌南高校郷土研究部で実施された西竹 2 遺跡発掘調査

てとなる鱒川 3 遺跡、当幌川遺跡の竪穴住居跡の発掘調査が行われ、その調査成果は機関紙『コロポックル』にまとめられている。

1971(昭和 46)年には、郷土館の建設にあたり、考古資料・開拓に関する資料の収集・保存管理・調査研究が行われ、文化財に対する町民の関心が高まり、1975(昭和 50)年に「中標津町文化財保護条例」が施行され、その年に民間団体で「なかしべつ町郷土研究会」が発足された。「なかしべつ町郷土研究会」では、「郷土史グループ」、「埋蔵文化財グ

ループ」などいくつかのグループに分かれて、埋蔵文化財の分布確認調査をはじめ様々な文化財について調査が実施されており、調査結果は『郷土研究なかしべつ 第1号～5号』、『「ゆかりの地」調査報告書』に集約されている。

さらに、1975(昭和50)年には『中標津町史』の編さんにあたり、郷土史家が編さん委員会に委嘱され、郷土史に関する史資料の調査・収集を行い基礎的な調査研究がはじまり、収集された史資料は、分類整理して『郷土資料目録(一)～(五)』にまとめられた。

その後、1991(平成3)年に町教育委員会にはじめて学芸員が配置され、先の大戦によって構築された戦跡の他、旧斜里山道、殖民軌道の築堤、国鉄標津線の線路跡及び橋梁などについて調査研究し、その内容は『郷土館だより』や刊行物等においてまとめている。

近年では、2004(平成16)、2005(平成17)年度に中標津町文化的景観検討委員会で取り組まれた「格子状防風林」の成り立ちや文化的景観としての価値を明らかにした「中標津の格子状防風林」保存・活用事業」などがあり、町の『景観計画』や『都市計画』、『都市計画マスタープラン』に反映されている。

また、2001(平成13)年から町教育委員会及び、(社)北海道建築士会中標津支部によって国登録有形文化財である旧土田旅館、旧北海道農事試験場根室支場庁舎、附属施設(陳列館・種苗倉庫・農具庫)の建物調査が実施されており、このことが国登録有形文化財へ登録する際の基礎資料となった。

その他、地区ごと及び学校単位で編さんされた記念誌や、地元の郷土史家、町民、団体によってまとめられた冊子、報告書がある。

主な地域史の刊行物

書名	著者・発行者	発行年
中標津町小史 郷土の生い立ち	中標津町史編さん特別委員会	1960(昭和35)
中標津町酪農発達史	吉井宣	1968(昭和43)
牛群雲の如し・根室酪農の歩み	雪印乳業(株)	1975(昭和50)
中標津町商工会創立二十年史・中核都市への歩み	中標津町商工会	1976(昭和51)
中標津町史	中標津町	1981(昭和56)
中標津町開町40年記念写真集 ふるさとなかしべつ不惑の四十歳	吉井宣編	1986(昭和61)
中標津町五十年史	中標津町	1995(平成7)
五十路のなかしべつ	中標津町	1995(平成7)
道東学序説	菅原真一	2006(平成18)
写真で見る中標津町の昔と今 1923～2022	雨宮慶一	2022(令和4)

文化財調査に関する報告書・刊行物

書名	著者・発行者	発行年
札幌南高等学校郷土研究部機関紙『コロポックル』 学校祭パンフレット、第3、4、11、12集	札幌南高等学 校郷土研究部	1963(昭和38)、 1966(昭和41)
中標津遺跡調査概要	中標津町教育 委員会	1964(昭和39)
草に埋もれた飛行場	なかしべつ郷土 研究会	1975(昭和50)
郷土研究なかしべつ 創刊号～第5号	なかしべつ郷土 研究会	1976(昭和51)～ 1988(昭和63)
ゆかりの地調査	なかしべつ郷土 研究会	1979(昭和54)
中標津町先史時代資料集図版	中標津町教育委 員会	不詳
中標津町郷土館だより 第1号～第30号	中標津町郷土館	1992(平成4)～ 2019(令和元)
北海道の近代化遺産 －近代化遺産総合調査報告書－	北海道教育委員 会	1995(平成7)
近世のなかしべつ ～旧斜里山道を中心に～	中標津町郷土館	2001(平成13)
中標津町上武佐地区「旧土田旅館」古建築調査書	中標津町教育委 員会 社団法人 北海道建築士会 中標津支部	2001(平成13)
「中標津の格子状防風林」保存・活用事業報告書	中標津町文化的 景観検討委員会	2006(平成18)
北海道立根釧農業試験場農具庫／種苗倉庫 古建築調査書	社団法人北海道 建築士会中標津 支部	2007(平成19)
中標津町郷土館緑ヶ丘分館(旧陳列館)調査書	社団法人北海道 建築士会中標津 支部	2008(平成20)
北海道中標津町鱒川3遺跡第1次発掘調査概報	千葉大学考古 研究室	2012(平成24)
北海道中標津町鱒川3遺跡第2次発掘調査概報 当幌川遺跡第1次発掘調査概報	千葉大学考古 研究室	2013(平成25)
北海道中標津町当幌川遺跡第2次発掘調査概報	千葉大学考古 研究室	2014(平成26)

北海道中標津町当幌川遺跡第3次発掘調査概報	千葉大学考古研究室	2015(平成27)
北海道中標津町標津川9遺跡第1次～第6次発掘調査概報	中標津町教育委員会	2016(平成28)～ 2021(令和3)
根室管内 石碑・記念碑・馬頭観音大全	山下安之	2021(令和3)
根室管内 石碑・記念碑・馬頭観音大全 続	山下安之	2022(令和4)

(3)文化財総合的把握調査について

町教育委員会では、町域に点在する文化財を把握するため、過去の文化財調査を踏まえて、現地調査を実施し、位置情報をマップ図に地点を落として把握してきた(町教育委員会による文化財調査分布図)。しかしながら、年数が経過していることもあり、これまでに拾い上げられていなかった産業遺産や食文化、建築物などもあることから、町民目線で拾い上げるため本計画作成に先立ち調査部会を設置し、「文化財総合的把握調査」を実施した。

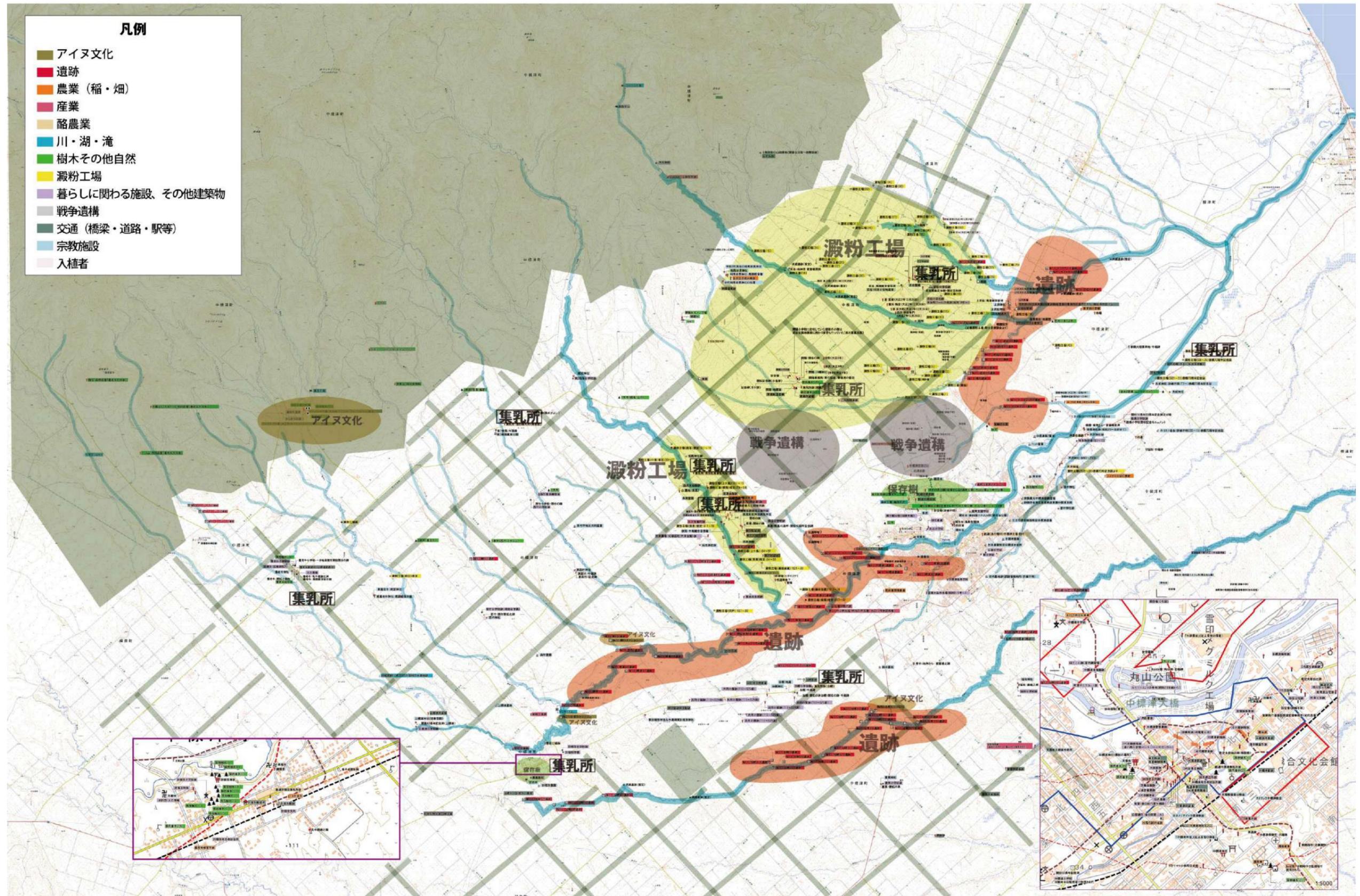
産業遺産調査では、武佐地区を対象とした澱粉工場の遺構調査の実施や、町域に点在する酪農文化を構成する資産である腰折れ屋根の牛舎、サイロの把握調査を実施してきた。

建築物においては、登録有形文化財の目安となる50年を基準として、昭和40年代以前の建物がどのくらい町内に残されているかを把握するため、同時代の地図と対照しながら建物を抽出して、所有者への聞き取り、図面と一覧表にまとめた。

その他、文献資料調査としてNPO法人伝成館まちづくり協議会へ寄贈された資料や大学図書館の所蔵資料調査を行いリストの作成、住民参加型調査として、フォーラムや聞き取り調査、アンケート調査によって町民から有形・無形の文化財を拾い上げる調査も行った。

調査名	調査対象
建造物の悉皆調査	昭和40年代以前の建築物
産業遺産調査	澱粉工場関連資産 酪農文化関連資産
文献資料調査	NPO法人伝成館まちづくり協議会所蔵文献資料 北海道大学附属図書館及び、弘前大学附属図書館所蔵資料
民俗調査	風習・食文化・伝承
住民参加型調査 (フォーラム・アンケート調査)	文化財全般

町教育委員会による文化財調査分布図



3. 中標津町の文化財の概要と特徴

2023(令和5)年3月現在、町指定1件、国登録有形文化財5件、計6件の指定等文化財があり、未指定文化財については、2023(令和5)年3月現在、706件把握している。

指定・未指定文化財類型別件数

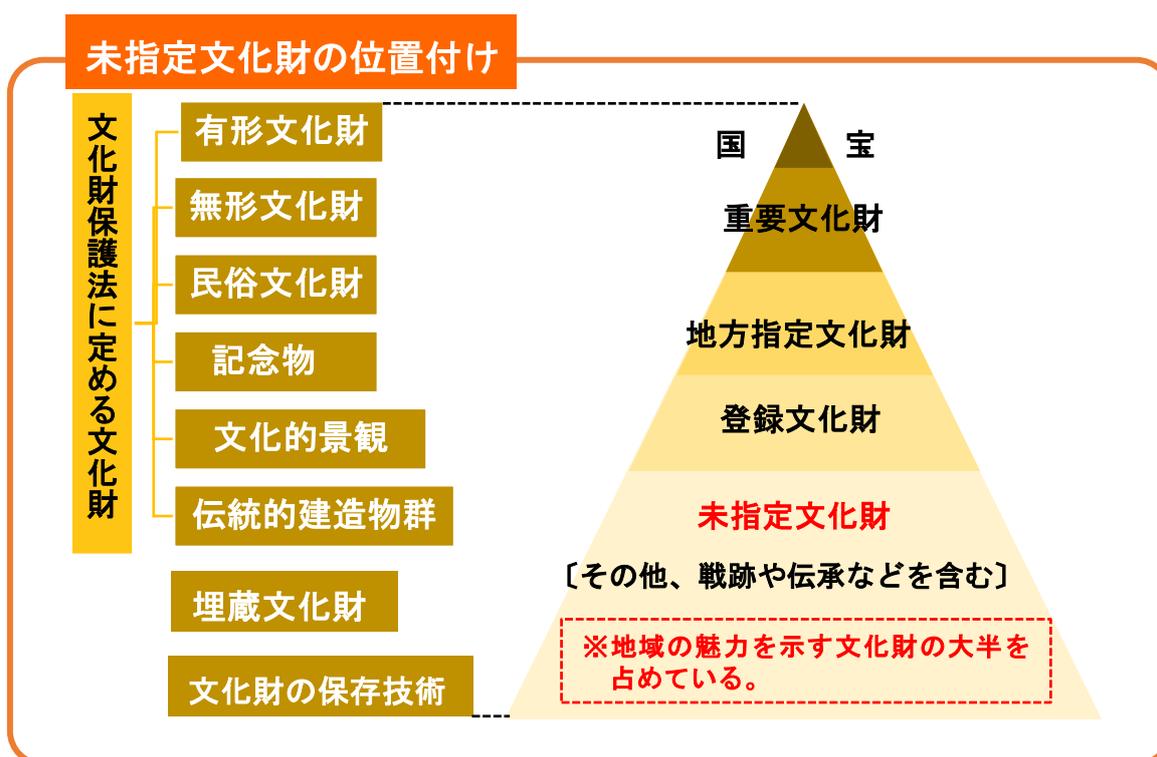
類型			国指定等	道指定	町指定	国登録	未指定	合計
有形文化財	建造物	建築物	0	0	0	5	100	105
		工作物	0	0	0	0	80	80
	美術工芸品	彫刻	0	0	0	0	24	24
		絵画	0	0	0	0	9	9
		工芸品	0	0	0	0	0	0
		歴史資料	0	0	0	0	57	57
		考古資料	0	0	1	0	5	6
無形文化財			0	0	0	0	0	0
民俗文化財	有形の民俗文化財		0	0	0	0	101	101
	無形の民俗文化財		0	0	0	0	28	28
記念物	遺跡(史跡)		0	0	0	0	3	3
	名勝地(名勝)		0	0	0	0	8	8
	動物・植物・地質鉱物(天然記念物)		0	0	0	0	13	13
文化的景観			0	—	—	—	1	1
伝統的建造物群			0	—	—	—	0	0
埋蔵文化財			0	0	0	0	72	72
その他	戦跡		0	0	0	0	13	13
	伝承		0	0	0	0	3	3
	地名		0	0	0	0	3	3
	ゆかりの地		0	0	0	0	186	186
合計			0	0	1	5	706	712

(2023(令和5)年3月現在)

(1)未指定文化財の概要と類型別の特徴について

未指定の文化財についても、指定・登録されている文化財と同様に、歴史的・文化的な関わりを持ちながら、地域で伝えられてきた貴重な財産である。しかしながら、その財産の多くは未指定文化財であることから、保存・活用の裾野を広げて捉えていく必要がある。

主な未指定文化財については、「建造物」や「考古資料」、「歴史資料」、「文化的景観」、「伝承」などが挙げられる。



文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ文化財調査官岡本公秀氏資料を一部改変

I 有形文化財

(1) 建造物(建築物・工作物)

建築物には、「中標津町原種農場」、「旧雪印集乳所(帰農館)」など、当地域の畑作や酪農産業に関するものがある。また、入殖者の心の拠りどころとされた中標津神社の「旧本殿」は、1929(昭和4)年に地元の宮大工職人、佐藤与三郎氏が手掛けたもので旧北海道農事試験場根室支場附属施設に次ぐ古い木造建築物である。その他、上標津には、上標津小学校に隣接して建てられた奉安殿が上標津神社として現存している。

工作物には、入殖者によって祀られた地神¹や馬頭観音像²、地蔵などの石造物の他、旧国鉄標津線の遺構である橋梁やプラットフォーム跡なども各地に所在している。

(2) 彫刻

上武佐ハリストス正教会所蔵、「右手首が失われたキリスト像」があり、北方領土とゆかりのある貴重な資料の1つとなっている。また、1930(昭和5)年に東養老牛へ入殖した大工、宇野庄三郎氏によって製作された弘法大師像(郷土館所蔵)や、各地区に祀られている馬頭観音像などがある。

(3) 絵画

上武佐ハリストス正教会所蔵、イコン画家山下りんが描いたイコン画「ハリストス復活」などがある。

(4) 歴史資料

歴史資料には、原野開拓の際に北海道庁が作成した区画割りした際に作成された「標津郡中標津原野殖民区画図」や旧北海道農事試験場根室支場付属施設の図面、旧庁舎内部図面がある。

また、養老牛温泉の開発功労者である西村武重氏が、温泉の開発にあたり北海道庁へ申請した際に下された「温泉成分分析書」、「免許書」がある(現在所在調査中)。

(5) 考古資料

町内には、西竹遺跡で発見された古代人の人骨と一緒に「貝製首飾り」や「猪牙製装飾品」が発見されている。縄文時代晩期の土器が伴出していたことから、その時代の副葬品と考えられる。副葬品の素材となった海水性の貝や猪の牙などは原産地が当該地域とは異なることから、これらは人々の交流によってもたらされたものと推察される。また、近世では、アムール川下流域に住む山丹人^{さんたんじん}との交流の伝播によってもたらされた山丹茅^{たんぼこ}も発見されており、古くから人々の交流があったことの証左となっている。

¹入殖者によって、土地の神様へ社日(春分・秋分が一番近い)に豊作祈願や秋の収穫に感謝するため建立された。

²明治から昭和40年代まで道東地域の開拓は馬耕や輸送手段に馬が大いに関わっていたことから、馬に対する供養塔として建てられていた。その後、酪農が盛んになるに伴い、「牛魂碑」の建立が多くなっていった。

その他に、土器や石器の他、江戸末期から明治中期に使われた旧斜里山道の通行屋跡「チライワタラ遺跡」から出土した本州産の近世陶磁器などがある。

Ⅱ 民俗文化財

(1) 有形の民俗文化財

当地域の原野開拓に関するくわや鋸に関する資料、また、木挽き鋸や玉そりといった林業に関する資料などがある。また、根釧地域の冷涼な気候に適した作物として、主として馬鈴薯などが用いられ、入殖者の保存食として作られた「しばれイモ」や「生粉(なまこ(澱粉団子))」、「でんぷんせんべい」などの「食文化」がある。

(2) 無形の民俗文化財

各地区の神社で行われる例大祭をはじめ、地域で大切に受け継がれる風習や「武佐牛人神太鼓」などの伝統芸能が挙げられる。また、西村武重が虹別アイヌより教わったヤマメを干す際に編む縄の編み方の技術がある。

Ⅲ 記念物

(1) 遺跡(史跡)

1924(大正13)年より、根室内陸部の開拓を支えた殖民軌道に関する築堤や、1929(昭和4)年に、アメリカ製のガソリンカーを導入した際に設置された中央停留場転車台跡、旧北海道農事試験場根室支場の土塁などの遺構がある。

(2) 名勝地(名勝)

名勝地には、北海道百名山の一つに数えられ、中標津町のシンボリックな山である「武佐岳」があり、その近隣の山中には、「クテクンの滝」がある。また、自然豊かな森が広がる「養老牛温泉」などがある。

(3) 動物・植物・地質鉱物(天然記念物)

天然記念物には、旧北海道農事試験場根室支場のミズナラなどの樹木がある。場内の樹木は、同試験場初代支場長松野傳氏によって、原野の自然と近代建築物との調和を考へて植栽されたものであり、一本一本が、往時の場内の景観を構成している重要な要素である。

IV 文化的景観

北海道遺産：根釧台地の格子状防風林

本町は、市街地と山岳林を除く範囲を一つの文化的景観として捉えている。その全域は殖民区画を基に号線道路や農地、河畔林、格子状防風林が形成しており、このことは拓殖農業史及び林業史、戦後の産業史によって密接に関係していることが明らかとなっている。また、格子状防風林に囲まれた区画は「視覚的なまとまりを持った景観の単位」として捉えられている。



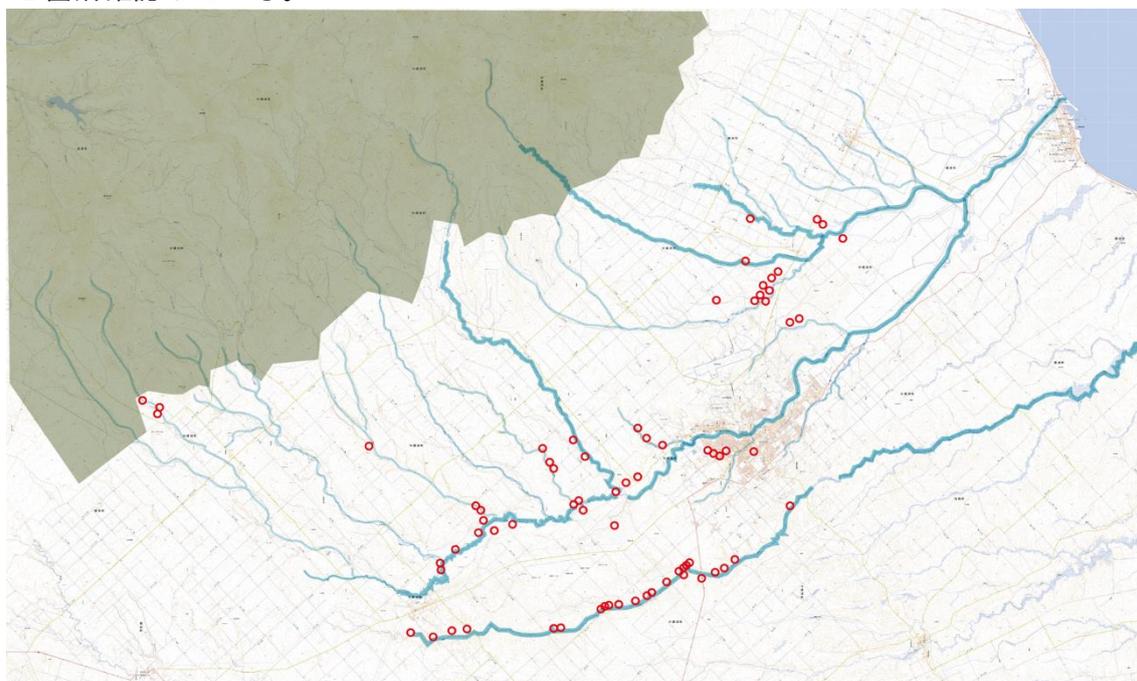
根釧台地の格子状防風林

さらに、景観を構成する各種の林は、「緑の回廊」として全町の生物分布にも大きな影響を与えている可能性も高く、歴史的及び自然的にも大きな意義を持っている。

なお、殖民区画に基づく景観は、隣接する標津町、別海町、標茶町の広範囲に展開しており、中標津町を含む4町で北海道遺産に格子状防風林を登録した協働の経緯もある。

V 埋蔵文化財

中標津町では、1950年代後期より継続して埋蔵文化財の所在確認調査を実施しており、標津川及び当幌川の流域とその支流を中心に、現在までに古代から近世期の遺跡を72箇所確認している。



中標津町埋蔵文化財分布図(令和5年3月現在)

VI その他

その他には、先の大戦時に旧日本海軍によって北海道本島防衛のために構築された旧標津海軍第一航空基地に関連する掩体壕、格納庫跡などの「戦跡」や当地域に伝わるアイヌ民族の「伝承」、「地名」、「ゆかりの地」がある。「地名」には、アイヌの人々によって山や川などに付けられたアイヌ語地名や、開拓以降、移住者によって付けられた地名がある。「ゆかりの地」とは、近代以降、当地域の町づくりや生活、産業などに関わりの深い場所を指す。

主な未指定文化財一覧

有形文化財（建造物 — 建築物）

名称	概要	
旧中標津神社 本殿	中標津神社の創設は1913(大正2)年8月15日に遡り、入殖者が開拓守護の神社として現在の丸山公園に小祠を建立したことに始まる。その後、中標津市街地への移住者が増加したことから、幾度の移転を経て現在の場所(西1南4)に至る。本建物は、1929(昭和4)年に当地域の宮大工・佐藤与三郎氏の手によるもので、町内では旧北海道農事試験場根室支場に次ぐ古い木造建造物の一つである。	
旧上標津小学校奉安殿 (現上標津神社)	本建物は、1940(昭和15)年に紀元2,600年を記念し、上標津小学校横に奉安殿が建設され、同年12月10日の竣工落成式では、地域を挙げてその完成が祝された。戦後、GHQ司令部の命令により奉安殿の多くは廃止され、建物は解体されていることから、現存しているものは非常に少ない。	
西竹簡易郵便局	元は町田文平氏の住宅として1951(昭和26)年に建てられ、1960(昭和35)年に増築されたもの。1965(昭和40)年には「西竹簡易郵便局」として開局されている。	

<p>中標津町農協 馬鈴しょ原種 農場</p>	<p>1953(昭和 28)年に旧北海道農事試験場根室支場に併設された施設であり、馬鈴薯の疫病対策のための試験研究が行われ、生産技術の向上が図られた。建物内部にはトロッコのレールや転車台が残されており、当時の産業史を物語る遺産の1つである。</p>	
<p>旧雪印集乳所 (現 帰農館)</p>	<p>1960(昭和 35)年に契約農家が搾乳した牛乳を集荷するために製酪会社が設置した集乳施設。集荷方法が変わったため現存するものは非常に少ない。</p>	

有形文化財 (建造物—工作物)

名称	概要	
<p>地神</p>	<p>入殖者によって、土地の神様へ社日(春分・秋分に一番近い)に豊作祈願や秋の収穫に感謝するため建立されたもので、各地に祀られている。右記の写真は武佐地区に祀られている地神である。</p>	
<p>地蔵</p>	<p>当幌地区・開陽地区・武佐地区に地蔵が安置されている。右記の武佐地区に安置されている「武佐河原子安地蔵」は戦後間もない頃、食料事情が悪く赤子が多く亡くなったことから助産師によって建立されたもの。</p>	
<p>旧国鉄標津線 橋梁</p>	<p>1933(昭和8)年から 1937(昭和 12)年にかけて旧国鉄標津線を敷設する際に、標津川や当幌川、武佐川などの河川に橋梁がかけられていた。1989(平成元)年に廃線して以降、ほとんどの橋梁が撤去されており、現存するのはわずかであり、当地域の交通の歴史を伝える貴重な遺産である。</p>	

<p>中央停留場転車台</p>	<p>1929(昭和4)年より殖民軌道(根室線1次)を運行していたガソリンカーを中央武佐で方向転換させた時に使用した転車台。</p>	
-----------------	--	---

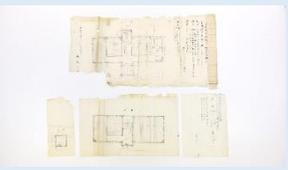
有形文化財 (彫刻)

名称	概要	
<p>上武佐ハリストス正教会ブロンズ像のハリストス小像</p>	<p>上武佐ハリストス正教会内の天門中央の上に飾られているキリスト小像で、先の大戦において色丹島より引き揚げる際に斜古丹聖三者教会より持ち帰ったものであり、北方領土の歴史を物語る資料である。</p>	
<p>弘法大師像</p>	<p>1930(昭和5)年に東養老牛へ入殖した大工、宇野庄三郎氏によって一本の「ヤチダモ」の大木から像が製作されており、養老牛温泉の旧坂本旅館の側の祠へ安置されていた。製作年は、1933(昭和8)年又は1934(昭和9)年頃とされる。</p>	
<p>馬頭観音</p>	<p>1930(昭和5)年に東養老牛へ入殖した大工、宇野庄三郎氏によって、弘法大師像と共に製作された馬頭観音。製作年は、1933(昭和8)年又は1934(昭和9)年頃とされる。</p>	

有形文化財 (絵画)

名称	概要	
<p>山下りん作 アイコン画</p>	<p>上武佐ハリストス正教会が所蔵している「ハリストス復活」、「十二大祭図」、「ハリストス(キリスト)」、「至聖生神女(マリア)」は、日本初のアイコン画家山下りんが描いたもので、美術的にも高い評価を受けている。</p>	

有形文化財（歴史資料）

名称	概要	
標津郡中標津原野殖民区画図 第一	殖民区画図は、1889(明治 22)年から北海道開拓の際に、北海道庁で作成された図面であり、これに基づき開墾希望者に土地の処分が行われた。	
標津郡中標津原野殖民区画図	現在の街割りのベースとなっており、当時の開拓の歴史を物語る貴重な資料となっている。中標津町郷土館所蔵。	
養老牛温泉試験成績書	1920(大正 9)年に西村武重氏が、北海道庁へ養老牛温泉の許可申請を行い翌年発行された「成績書」。同温泉開湯の歴史を今に伝える数少ない史料。現在所在調査中。	
養老牛温泉試験免許証	1920(大正 9)年に西村武重氏が、北海道庁へ養老牛温泉の許可申請を行い翌年認可され取得した「免許書」。同温泉開湯の歴史を今に伝える数少ない史料。現在所在調査中。	
旧北海道農事試験場根室支場附属施設図面	旧北海道農事試験場根室支場の附属施設の図面であり、当時の北海道庁の設計思想を物語る数少ない史料。中標津町郷土館所蔵。	
旧北海道農事試験場根室支場庁舎内部図面	旧北海道農事試験場根室支場庁舎の図面であり、当時の北海道庁の設計思想を物語る数少ない史料。地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部酪農試験場所蔵。	
北海道庁長官佐上信一氏揮毫『牛群如雲』	1932(昭和 7)年に、佐上信一氏が根釧地域の冷害凶作に窮状する入殖者に接してから 10年後、1943(昭和 18)年に再び当地域へ訪問した際に、「みんなよく頑張った。群がる乳牛の姿こそわたくしの夢としたところだ」と語り、「牛群如雲」と書にしたためた。雪印メグミルクなかしべつ工場所蔵。	

有形文化財（考古資料）

名称	概要	
猪牙製腕輪	西竹遺跡(計根別市街付近)で出土したイノシシの牙で作られた腕輪であり、一緒にベンガラと人骨、貝製首飾りが発見されている。当時の交易の様子を物語る資料である。	
貝製首飾	西竹遺跡(計根別市街付近)で出土し、海水性のビノス貝で作られた首飾りであり、一緒にベンガラと人骨、イノシシの牙製の腕輪が発見されている。海のない本町において、当時の交易の様子を物語る資料である。	
山丹矛	西竹2遺跡で発見された「山丹矛」。江戸時代に北海道アイヌ、樺太アイヌと山丹人との交易によってもたらされたものである。「山丹人」とは、アムール川下流域に暮らす人々である。当時の北方交易の歴史を物語る貴重な資料である。	
チライワタラ遺跡出土遺物一括	幕末期に江戸幕府によって整備された旧斜里山道に設置された通行屋遺跡であるチライワタラ遺跡より出土した遺物。出土遺物は、皿、茶碗、すり鉢、かめ、鍋などがあり、最も多い徳利は100個体以上あると推定される。旧斜里山道に関する数少ない資料である。	

有形の民俗文化財

名称	概要	
でんぷんせんべい	昭和初期の冷害凶作時より戦後の食糧難の保存食として、澱粉は重宝されていた。その1つとして、澱粉を水で溶かしたものをせんべい焼き器で焼いて、水あめをつけて食されていた。	
なまこ生粉(澱粉団子)	昭和10年代～20年代には家内工業として澱粉製造が盛んに行われていたこともあり、「なまこ生粉」と称される澱粉団子を澱粉工場の乾燥工場のストーブなどで焼いて食されていた。	

<p>しばれ薯</p>	<p>しばれ薯とは冬の保存食で、数珠のように薯を紐に通して輪をつくり、秋の口から春先まで壁にかけて、凍結、融解、乾燥を繰り返して、最後に粉々にしたものを澱粉に混ぜて団子にして食したという。</p>	
-------------	--	---

無形の民俗文化財

名称	概要	
<p>武佐牛神太鼓</p>	<p>1985(昭和 60)年に武佐中学校の生徒が文化祭にて、「武佐の開拓の歴史から今日までの発展」を和太鼓で表現したことに始まる。その後、武佐の神社祭や地蔵盆、結婚披露宴などで演奏された。</p>	

遺跡(史跡)

名称	概要	
<p>殖民軌道(根室線 1 次、2 次)築堤等</p>	<p>殖民軌道は、標津線敷設以前または鉄道の遠隔地において、物資輸送費の軽減を図る目的で日本で初めて根室厚床—中標津間にて敷設され、根室内陸地方の開拓に貢献した。</p>	
<p>殖民軌道(養老牛線)築堤</p>	<p>殖民軌道の養老牛線は 1937 (昭和 12)年に計根別駅前—養老牛間を結ぶ路線として運行され、1961 (昭和 36)年まで牛乳輸送缶の運搬など、町内では最も遅くまで使用された。</p>	
<p>旧北海道農事試験場根室支場の土塁</p>	<p>1927(昭和 2)年に開場した旧北海道農事試験場根室支場の敷地の範囲を示す境界として敷設されたもの。設計当初の土塁の高さ 150cm、巾 180cm。</p>	

名勝地(名勝)

名称	概要	
武佐岳	武佐岳は、約 150(又は 90)~50 万年前に海底火山の活動によって隆起して形成されたものである。標高 1,005m。北海道百名山の 1 つに数えられており、町域から望むことができることから町のシンボルとなっている。	
モアン山	養老牛地区に所在する標高 365.5m の小さな峰であるが、当地域の酪農景観を象徴する「牛」文字で著名となり、観光の名所となっている。また、語源はアイヌ語に由来し、「静かである川」又は「小さな鷺捕り小屋のある川」という意味の説がある。	
裏摩周	「摩周湖」は霧に包まれていることから神秘的な湖として全国的に著名な名所になっている。「裏摩周」は、本町と清里町、弟子屈町との境に展望デッキがあり、標高が低いため比較的霧が少なく眺望することができる。	
標津川	町名の「標津」の由来となった川であり、町を象徴する景観の 1 つである。古くから人々の暮らしや産業を支える母なる川で、西別川、風連川に並ぶ根室平野三大河川の 1 つ。	
クテクンの滝	武佐岳の麓を流れるクテクンベツ川より流れる中標津町内で最大の落差を持つ滝である。滝周辺は節理の発達した武佐岳の火山噴出物を見ることができる。また、川により大きく侵食されていることから、海水生貝類の化石を産出する町内でも稀有な場所でもある。	
養老の滝	養老牛温泉の側を流れる標津川の支流モシベツ川にある小規模な滝で、神秘的な光景を作り出し観光名所の 1 つとなっている。	

<p>養老牛温泉</p>	<p>1916(大正5)年に養老牛へ入殖した西村武重氏によって開発された温泉であり、400年以上前に本町に隣接する標茶町の虹別アイヌの人々によって利用されていた。現在でも、道東の秘湯として多くの人々が訪れている。</p>	
<p>丸山公園</p>	<p>標津川の古川、河畔林を利用しており、ハルニレやヤチダモなどの巨木に往時の名残を見ることができる。市街地に隣接しながらも、四季折々の動植物を見ることができ、古くから町民の憩いの場となっている都市計画決定公園。</p>	
<p>緑ヶ丘 森林公園</p>	<p>市街地より約3キロと近くにありながら、多くの樹種を含む天然林を中心に約57haの広さを持つ都市公園。四季折々の動植物を木道散策しながら楽しむことができる木道も整備されている。また、パークゴルフ場やキャンプ場も擁する町民の憩いの場。</p>	
<p>正美公園</p>	<p>計根別市街地に隣接し、当地域の酪農指導者の先駆者、成田正美氏が「北方樹木園」の構想を描き広葉樹を植樹したことから始まる。その後、成田氏の意志を受け継ぎ公園整備がなされ、名称も氏の名前に因んで付けられ、地域住民の憩いの場となっている。</p>	
<p>開陽台</p>	<p>開陽台は、溶岩の噴出と地形起因が深く関係しており、1917(大正6)年に設置された「三角点」³跡にその痕跡がある。開陽台は、かつて無名の台地で「三角点」又は「武佐台」とも称されていたが、1961(昭和36)年にNHKのテレビ中継局が設置されたことに伴い、尾崎豊町長(当時)が現在の名称へ命名し、育成牧場や展望台が設置されたことで新観光地として宣伝されるようになった。1991(平成3)年には、開陽台のリゾート開発が計画された</p>	

³ 世界測地系二等三角点は、1989(平成元)年に南西方向22メートルに再設された。

	ものの、町民の反対意見が多数占め、1997(平成9)年に中標津町景観条例が施行され、開陽台周辺地区が「景観形成重点区域」第1号に指定された。	
--	--	--

動物・植物・地質鉱物(天然記念物)

名称	概要	
旧北海道農事試験場根室支場 クリの木	試験場開場時に旧庁舎裏側に植栽されたと考えられるもので、町内では数少ない樹種である。計測値、樹高 15.2m、胸高直径 89cm。	
同上試験場 ミズナラの木	試験場の建設前から生育する樹木で、松野支場長が旧庁舎と原野との調和を考えて残した樹木であると考えられる。計測値、樹高 15.6m、胸高直径 60cm。	
同上試験場 イテイの木	試験場建設の際に使用された図面の「配置図」に基づき、旧庁舎正面に植栽された。計測値、樹高 7. m、胸高直径 16cm。	
同上試験場 イテイの木	試験場建設の際に使用された図面の「配置図」に基づき、旧庁舎正面に植栽された。計測値、樹高 6m、胸高直径 19cm。	
同上試験場 イテイの木	試験場建設の際に使用された図面の「配置図」に基づき、旧庁舎正面に植栽された。計測値、樹高 6.3m、胸高直径 16cm。	

<p>同上試験場 オオモミジの 木</p>	<p>樹齢が100年以上を超えていることから、開場時に植栽されたものと考えられる。計測値、樹高11.6m、胸高直径43cm。</p>	
<p>同上試験場 桜並木</p>	<p>試験場開場後、初代支場長松野傳氏によって官舎前に植栽され、町の桜の名所となり、「桜ヶ丘」の地名の由来となった並木。</p>	
<p>白樺並木</p>	<p>旧北海道農事試験場根室支場の開場当初、初代支場長松野傳氏によって殖民区画の零号に沿って植えられた白樺並木。開場後は場内のメインストリートとして使われ、町を代表する景観の1つとなっている。</p>	

文化的景観

名称	概要	
<p>根釧台地の 格子状防風林</p>	<p>「根釧台地の格子状防風林」は、明治の開拓期の殖民区画に基づき計画されたものであり、町内に残る先人たちが根釧台地の厳しい自然環境の中で培った暮らしと産業の所産として形成されたものである。当地域の歴史文化を語る上で欠かすことのできない文化的景観としての価値を有する。</p>	

その他（戦跡）

名称	概要	
<p>標津海軍第一 航空基地の無 蓋掩体壕</p>	<p>先の大戦時、北海道本島防衛の拠点として旧日本海軍によって建設された航空基地施設の一つであり、数少ない戦跡。掩体壕とは、航空機などを敵の攻撃から守る施設。</p>	

標津海軍第一
航空基地の格
納庫跡

先の大戦時、北海道本島防衛の拠点として旧日本海軍によって建設された航空基地施設の一つであり、数少ない戦跡。格納庫とは、航空機を雨風などから守り、中で修理や燃料補給を行う施設。



その他(伝承)

名称	概要
<p>伝説 丸山公園と愛染ニレ</p>	<p>丸山公園に、かつてあった愛染ニレにまつわる標津アイヌと虹別アイヌの若者同士の悲恋の物語が以下のとおり伝えられている。</p> <p>その昔のこと、根室平野を横断する標津川には、秋ともなればチュク、チェプ(「あきあじ」=「秋鮭」)が群をなしてのぼった。あきあじの遡上は川床をさえぎりアイヌたちの生活をうるおした。</p> <p>その頃、標津川にのぼるあきあじは、虹別アイヌたちの暗黙の権利でアイヌは狩猟とともにあきあじの捕獲は、秋の大きな行事だった。ところがある年のこと、標津沿岸はかつてみない大凶漁に見舞われ、サケを生活資源とする標津アイヌにとって死活の問題にさえなり、ついには標津川にのぼるあきあじに手を伸す結果になってしまった。はじめのうちこそは、河口でとっていたものが、いつしか彼等は川上へ、川上へとあきあじを追っていた。こうなってはだまっていけないのが虹別アイヌだった。彼等もまた川の恵は、冬的生活になくはならないものだ。幾たびかのチャランケ(談判)も効かなく、遂には血で血を争うまでに発展してしまった。</p> <p>虹別アイヌのピリカメノコ、ツンランケと標津アイヌの若者は、将来を約束した仲だった。毎年あきあじがのぼりはじめると、中標津は虹別アイヌと標津アイヌの交易の場であった。年に一度の交易はツンランケたちにとってまた年に一度の恋の逢瀬でもあった。しかし、ことしの場合、交易どころか戦はますます深刻化する一方だった。だが愛しあう二人の密会は何にもものにも阻むことのできないものがあった。ようやく思いでの密会も若い二人にとっては、喜びばかりではなかった。コタン(部落)の違う同士の結婚はただでさえむずかしいのに、戦いはじまっては望みを断ち切る以外に方法はなかった。二人は身の不運を嘆き悲しみ、泣きあかした。</p>

ところがどうだろう。その涙はいつしか雨にかわり、やがて大雨となって標津川を大氾らんさせた。立木をなぎ倒し、山を割る勢の標津川は、たけりにたけた。しかし、アイヌたちのみにくい争いを怒ったものの、若い二人の清い恋には標津川の神も温かい目でみてくれた。二人のいるところを迂回して三日三晩荒れに荒れた標津川はさしもの戦いを終わらせてくれたが、秋の風に空を泳ぐ落葉のもとには若い二人が血潮に染まっていた。

悲恋をなげき、天国の恋を結んだところはいまの丸山公園だといわれる。丸山公園にある愛染ニレは二人の血潮が芽になって成長したものだといわれる（『中標津町小史』より引用）。

※現在、愛染ニレは存在していない。

※「あきあじ」＝「秋鮭」。

伝説 モアン川 のヤマベ

養老牛温泉の近くを流れるモアン川に棲むヤマベにまつわる虹別アイヌ同士の恋の物語が以下のとおり伝えられている。

養老牛温泉の近くにモアン川という小川がある。標津川の曾孫川だが、この川で釣れるヤマベは骨が軟らかいうえ美味しいことで有名だ。

むかし、シワンコタン(標茶町虹別)のアイヌたちは、春ともなれば一族郎党を引きつれ養老牛温泉に憩を求めながら男夷(アイヌ)はクマ狩に、女夷(アイヌ)はモアン川でヤマベ釣りに懸命だった。

パウシベツ川のほとりに住むピリカメノコはシワン一勇敢な若者セカチを秘かに恋していた。このことはセカチにも通じることで、無口なセカチの精一杯な愛情の表現は獲物をときおり彼女の家に入れて行くことだった。

ところがどうしたとか、セカチはいっこうに姿をみせなくなった。ひと月、ふた月を過ぎ去るうちピリカメノコは「わたくしを嫌って姿を消してしまった」と思い込むようになり人の目をしのんでは、美しい瞳をぬらしていた。しかしそれは彼女の思いすごしだった。摩周岳に向かったセカチはクマと格闘の最中、あやまって千尺もある摩周岳噴火口底に転落大けがをし、身を横たえていたのだった。

このことを聞いたピリカメノコは驚き悲しんだ。愛する人のことを考えると身の細る思いだった。

ピリカメノコは家人にも告げずにセカチのもとへと走った。この世の妙薬といわれるモアン川の子ヤマベを胸にいだき山を越え野を走り、ようやくのことで、セカチのもとへたどりついた。だが無情の風は冷たかつ

た。セカチは彼女の到着を待たず神に召されてしまったのだ。彼女の悲しみは、コタンの人々の胸を強く打ち深い同情に変わり、ピリカメノコのねがいを聞いてやった。

七日七晩むせびなく彼女の声も消えたので、コタンの人々はセカチの部屋をのぞくとピリカメノコはセカチに抱きついたまま深いねむりを続けていた。コタンの人々は、この姿に彼女の起きるのを待つことにした。それから再び七日七晩が過ぎた。だが、起きだす気配はないので、コタンの長老が声をかけてみると驚いた。二人の身体はいつしか一つになっていたからだ。この様子を一部始終見ていた神さまは、深く同情して、彼女の抱くヤマベを生きかえらせ、この世で一番珍味なヤマベとしてモアン川に帰してやった。

モアン川の子マベの骨が軟らかく、美味しいのはこうした伝説によるものだ。

※この伝説の中で、ヤマベは「ヤマメ(山女)」を指します。

(2) 指定等文化財の概要と類型別の特徴について

本町の指定等文化財は、町指定が1件、国登録有形文化財は「旧北海道農事試験場根室支場」関連施設に加えて「北村邸主屋」(旧土田旅館)の5件、地域を定めない天然記念物が7種となっている。

本町には、道東の厳しくも四季豊かな自然環境の中で、開拓のために移住してきた入殖者をはじめとする多くの先人のたゆまぬ努力と創意工夫により100年の時を刻む中でつくられた広大な農業景観がある。その文化的所産として「旧北海道農事試験場根室支場」が面的、空間的に残されており、異彩を放っている。

また、本町は、根室地方の中心に位置し、交通の要衝として原野内陸部の開拓を支えてきた交通網が整備され、その名残りとして駅逄所の宿泊所、さらに後年は旅館として使用された北村邸主屋(旧土田旅館)の建物が現存している。さらに、本町には指定、未指定含めて土器などの考古資料からも古代より各地との交流をうかがわせる資料が発見されている。

<町指定文化財(有形文化財)>

① ^{かえるいしろう}蛙意匠の土器 ^{どき} 【指定年月日：1997(平成9)年12月22日】

蛙意匠の土器は、続縄文時代初頭の土器で、ケネカ川及び標津川との合流地点に面する河岸段丘上に、約100基の竪穴住居跡が確認されている西竹遺跡(集落遺跡)において発見された。土器は高さ48cm、口径39cm、底径12cmで深鉢形。口縁部に対で蛙の文様が施されている。この時期に両生類の意匠のあるものは道内でも数例しか出土しておらず学術上貴重な資料である。



蛙意匠の土器(拡大)



蛙意匠の土器(全体)

＜登録有形文化財＞

① 北村邸主屋(旧土田旅館)

【指定年月日：2007(平成19)年10月2日】

1916(大正5)年に駅通所が上武佐市街に設置され、1927(昭和2)年に中央武佐市街へ移転した際に建設された附属施設。その後、1936(昭和11)年に国鉄標津線旧上武佐駅の開業に合わせて、移築された。北海道の駅通制度の歴史を今に伝える遺構である。

建築年／1937(昭和12)年



北村邸主屋(旧土田旅館)

② 旧北海道農事試験場根室支場庁舎(現伝成館)

【指定年月日：2009(平成21)年6月19日】

北海道第二期拓殖計画の一環として実施された根釧原野の開拓事業を象徴する建築物の1つであり、昭和初期に北海道庁建築部が手掛けた鉄筋コンクリート造作品の1つである。当時の道庁営繕建築思想の一端を伝える貴重な遺構である。

建築年／1927(昭和2)年



旧北海道農事試験場根室支場庁舎
(現伝成館)

③ 旧北海道農事試験場根室支場陳列館

(現中標津町郷土館緑ヶ丘分館)

【指定年月日：2009(平成21)年6月19日】

現在は緑ヶ丘森林公園に移築されたが、元は旧庁舎に隣接して建てられ、土壌断面標本や作物、肥料、病虫害標本等、試験研究の成果を展示していた。建設にあたったのは、中標津町在住の建築業者で、棟梁は「大棟梁」と称されていた佐藤与三郎氏。建築工法が特徴的であり、開拓事業を象徴する建造物であることから、庁舎増築による陳列館取り壊しが検討された際には、大棟梁の弟子たちが保存のために尽力された。

建築年／1928(昭和3)年



旧北海道農事試験場根室支場陳列館

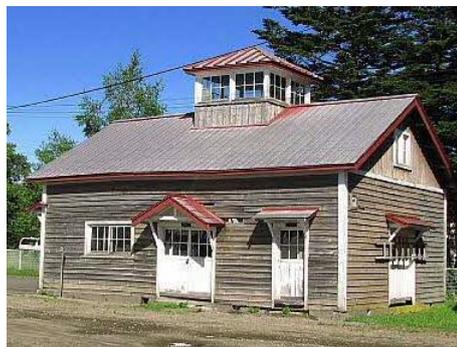
現在は郷土館の分館として農業関係を中心とした展示やイベント会場として使われている。

④ 旧北海道農事試験場根室支場農具庫

建築年／1928(昭和3)年

【指定年月日：2009(平成21)年6月19日】

実用的な建物ながら、塔屋風の明かり取りや、白ペンキ塗装により、木部外壁とのコントラストを意識したデザインとなっている。正面右から、肥料舎、農具庫、馬車馬糞庫。作り付けの農具掛けなど、創建当初からの内部構造もそのままとなっている。



旧北海道農事試験場根室支場農具庫

⑤ 旧北海道農事試験場根室支場種苗倉庫

建築年／1928(昭和3)年

【指定年月日：2009(平成21)年6月19日】

当地域でよく見られる腰折れ式屋根の牛舎と同じ形だが、試験研究の結果得られた種苗の倉庫で、言うなれば大事な成果物をしまっておく金庫のような役割である。

2ヶ所の入口があり、右は庶務倉庫、左は種苗倉庫で2階に上がることができる。特に2階は隙間風や温度管理、採光管理等に配慮された構造となっている。



旧北海道農事試験場根室支場種苗倉庫

<天然記念物>

地域を定めない天然記念物については、特別天然記念物のタンチョウをはじめ、オオワシ、オジロワシ、ヒシクイ、クマゲラ、エゾシマフクロウの鳥類6種、蝶類ではカラフトリシジミ1種の計7種が町内から確認されている。

季節により渡りをするオオワシ、ヒシクイは通過個体であり、他の種については営巣、または生息しているものの、町内においてそれぞれの種に適した生息環境が比較的限られていることから個体数は少ない傾向にある。



特別天然記念物 タンチョウ



天然記念物 オジロワシ

第3章 中標津町の歴史文化の特徴

中標津町は、標津川とその支流によって、古代からその自然の恵みを享受しながら、人々の暮らしが支えられてきた。また、町の地理的な特徴として根室管内の中心に位置することから、古くより人々が行き交い、近代以降には交通網の整備が進み、商工業の形成、根室内陸の交流都市へと発展を遂げていった。一方で、開拓期には厳しい自然環境との対峙する中で、産業や暮らしが営まれ、地域に受け継がれる風習や食文化といった生活文化が育まれ、広域に展開する格子状防風林と農地が織りなす文化的な景観が紡ぎ出されていった。

このように、町の自然環境、地理的環境と人々の暮らしや産業が密接に関わり合うことによって、有形無形の文化財が生み出されており、そこに町の歴史文化の特徴を次のとおり示すことができる。

1. 標津川とその支流が支えてきた奥根室の人々の暮らしと産業

町名の由来となった標津川をはじめとした各河川によって、古代からその自然の恵みを享受しながら人々の暮らしが営まれてきた。江戸時代の文書には、標津地方で獲れる鮭が主産物の一つに挙げられており、幕末に描かれた『標津番屋屏風』には、標津川で水揚げされた鮭の塩引き作りの様子が描かれている。また、当時蝦夷地を調査していた松浦武四郎は、調査の際にアイヌの先導を受けながら標津川を舟で遡るなどして、川沿いに付けられた多くのアイヌ語地名を記録しており、古代より川と人々の暮らしの結びつきが深かったことが示されている。このことは、1869(明治2)年に武四郎が新政府へ郡名を「標津郡」と提案したことからもうかがえる。

明治の終わりからスタートした原野開拓においても、入殖者は稲作や畑作に適した土地の他、飲料水を求めて川沿いを適地として入殖してきた。また、1892(明治25)年には町内最初の公共施設「標津鮭人工孵化場(後の中標津事業場)」の設置にはじまり、大正時代には枕木などの製材の水運や、その水力を活かして多くの澱粉工場が稼働するなど町の産業にも大いに利用されてきた。このように、奥根室の原野開拓は標津川をはじめとした各河川とも深く関わっており、中標津市街地は主に右岸から形成され、周囲に広がっていった。



とうざいえいぞさんせんちりとりしらべず
『東西蝦夷山川地理取調図 十四』
【松浦武四郎作図 加賀家文書館所蔵】



『標津番屋屏風』※一部拡大
【新潟県西巖寺所蔵】

このように、母なる川「標津川」とその支流をよりどころに育まれた奥根室の人々の暮らしや産業が、中標津町の特徴的な歴史文化を形成してきたと言える。

2. 人とモノが集まる「交通」を通じて育まれた、時代を象徴する歴史文化

標津川とその支流を中心に所在する竪穴住居跡をはじめとした遺跡周辺には、アイヌの人々が生活の道として使用していた踏み分け道(後の旧斜里山道)が通っており、古代から生活に利用されていたと考えられる。

また近世では、アイヌ民族の人々がチョウザメやヒグマの毛皮、ワシの尾羽などの交易品となる軽物猟を行うために利用していたことが松浦武四郎により記録されている。幕末期には、根室半島にロシア船が頻繁に往来したことから、幕府の北辺警衛がはじまり、諸藩の警衛する領地との往来のため旧斜里山道の開削が進められ、北海道防衛のためのネットワークとして整備されていった。

近代になると、原野開拓に分け入る際の入殖者の通行路としても利用され、大正時代には駅通所が設置されると一部市街地が形成されていった。1925(大正 14)年には根室厚床—中標津間において、日本で初めてとなる殖民軌道が運行を開始した。移住者が増えるにつれて、播種期に肥料が届かないなど物資の輸送に支障があったことから、より輸送量の大きな鉄道の敷設に向け、当初予定していた海岸部の路線から内陸部を縦断する路線へ変更するため陳情運動が行われた。1937(昭和 12)年には、内陸部を通る国鉄標津線が全線開通をした。その中でも、中標津駅は標津—標茶方面、根室方面に至る丁字状の線路の接続部に位置していたことから、移住者と物資が集積し、工場も操業されるようになる。これ以降、中標津市街地が大きく形成されていくことになり、その後持ち上がることになる標津村からの分村運動を後押ししていった。¹一方で、1941(昭和 16)年に開戦した太平洋戦争において国鉄標津線は軍事物資や兵士を戦地へ送るために軍事利用され、敗戦が濃厚となる 1944(昭和 19)年には、本土決戦に備えて、海軍によって飛行場が建設されるなど軍事色が強まっていった。



北海道鉄道線路網縮図【1913(大正 2)年】
『根室要覧』より



1931(昭和 6)年頃の中央武佐市街
殖民軌道の敷設により、商工業が形成されていた。
『上武佐百年のあゆみ』より掲載

¹ 計根別市街地においても、鉄道開通に伴い、計根別運送社、日本粉化工業計根別工場、帝国製麻計根別製線工場、北海道酪農販売連組合計根別工場の3工場が生産を始め、陸軍の計根別飛行場の建設により人口動態も変動し、中標津とは別に新村計画が持ち上がっていた。

終戦後、海軍の飛行場は紆余曲折を経て中標津空港として 1965(昭和 40)年に開港し、空の便で札幌市や東京都と結ばれることになる。陸路では、釧路から知床半島を結ぶ国道 272 号線をはじめ道路網の整備が進み、周辺地域との物流・人流が活発になり、さらに中標津市街地には本州系資本も進出したことで、経済圏が広がり本町は根室内陸の交流都市²として着実に発展を続けてきた。

このように、古代から連綿と使用されてきた踏み分け道にはじまり、空の玄関口となるまで、人とモノが集まる根室地方の交通の要衝として、時代時代を象徴する歴史文化が生まれてきたことが、中標津町の歴史文化の特徴の一つと言える。

2. 先人の幾多の苦勞と成功を礎に形成された

一大酪農地帯が生み出す根釧台地の風景と歴史文化

本町が立地する広大な平地が広がる根釧台地は、摩周湖をはじめとする度重なる火山活動により火山灰が厚く堆積することで酸性土壌となっている。春、雪解けは遅く、夏には「海霧」が侵入し、秋冬には知床連山からの寒風が吹きおろすなど、明治の終わりから始まった原野開拓は、稲作を試みるも育たないことから畑作中心の生業が営まれたが、度々冷害凶作が起こった。特に 1932(昭和 7)年の大晩霜被害では、種芋を掘り起こして食すほどの飢餓に苦しめられた。1933(昭和 8)年には、北海道庁により、気候に左右されない畑作から酪農経営への転換に向けて「根釧原野農業開発五カ年計画」が樹立された。

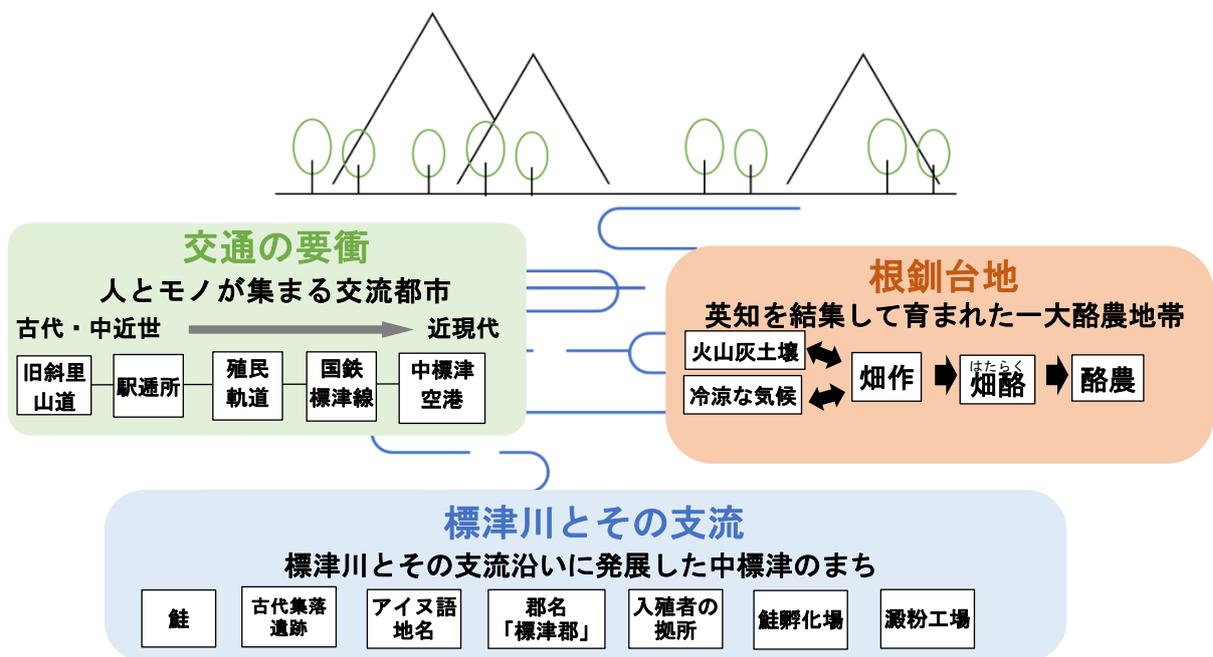
計画では乳牛の購入費の 8 割が補助され、乳牛の数と共に産乳量も増加し、計画終了後の 1937(昭和 12)年には、根室支庁管内で 3.6 倍の 32,341 石を数えた。各市街地に集乳所が設置され、クリームは製酪工場へ運ばれるようになり、原野を縦断する鉄道や殖民軌道の敷設と相応し、販路流通が短期間に広がった。一方、入殖者の増加と共に、開墾地が増え、吹きさらしから畑作や家屋を守るための耕地防風林の必要性により、防風林の植栽も奨励されたことから、計画終了後には初年度から 2 倍以上にあたる 523 町が植栽された。

しかし、計画が樹立されたものの乳牛を飼ったことのない入殖者にとっては、艱難辛苦を極め、酪農産業が確立されるまではしばし時を要した。その間、畑作と主畜農業を組み合わせた混合農業(通称、畑酪^{はたらく})の時代が昭和 30 年代まで続き、冷温に強い甜菜や馬鈴薯の栽培が盛んに行われたことで、粉化工場、澱粉工場が各地で操業された。また、北海道農事試験場根室支場においても、冷害や霜害に適した作物や病虫害駆除に関する試験研究の他、乳牛の人工授精所の開設、飼料作物に関する試験研究など入殖者と共にたゆまぬ努力と創意工夫が行われた。苦しかった時代を知る元北海道庁佐上長官が当地方を再訪した際に群れをなす乳牛を見て、「牛群雲如^{ぎゅうぐんくものごとし}」と称えられた。その後、一大酪農地帯が形成されていった。

²札幌市をはじめ県庁所在都市などの中核都市とその周辺部 1 時間圏内にある地域の人口が増加し、それ以外の地域では人口の流出が著しいように、交通・情報・通信の整備により 1 時間圏内地域に都市部が成立する要因がある。
参考文献：矢田俊文(1996)『国土政策と地域政策』大明堂

このように、畑作が中心であった生業が、繰り返す冷害凶作により酪農へと転換が進み、先人の幾多の苦勞と成功を礎に一大酪農地帯が形成され、独特の景観や暮らしの潤いが生み出されたという歴史文化は、中標津町の大きな特徴の1つと言える。

中標津町の歴史文化の特徴



1. 標津川とその支流が支えてきた奥根室の人々の暮らしと産業
2. 人とモノが集まる「交通」を通じて育まれた、時代を象徴する歴史文化
3. 先人の幾多の苦勞と成功を礎に形成された一大酪農地帯が生み出す
根釧台地の風景と歴史文化

第4章 歴史文化の保存と活用に関する将来像・基本方針

1. 将来像・基本方針

中標津町では、古代から豊かな自然の恵みを楽しみながら、人と人がつながる〈交流する〉ことにより、文化や暮らし、産業が生まれ、世界に1つしかない酪農景観が先人のたゆまぬ努力により形成されてきた。

こういった中標津町の歴史文化の特徴や、文化財の保存・活用の現状・課題、また、第7期総合計画で掲げる中標津町のまちづくりの5つの目標「1. つながりが未来を築くまちづくり」、「2. 安心と生きがいを感じるまちづくり」、「3. 産業の力みなぎるまちづくり」、「4. 住みやすいまちづくり」、「5. 郷土愛あふれるまちづくり」を見据え、本計画が目指す将来像を『酪農文化を代表とする先人の苦労と成功により築きあげてきた多様な歴史文化の価値を共有し、人と人がつながることで、文化財を町全体で守り・活かし・次世代へ引き継いでいく、誇りと愛着を持って住み続けたいまち』と掲げる。

この「将来像」の実現につなげるため、以下の「基本方針」に基づき取組を行っていく。

基本方針1：文化財を掘り起こし、価値を広める

町民が、先人の苦労と成功により築き上げてきた中標津町の歴史文化を今に伝える文化財の価値を知り、まちづくりの貴重な資源として見出す。

基本方針2：文化財を守り、地域に活かす

町全体で、歴史文化を守り、郷土への愛着や誇りを育むと共に、新たな方法も取り入れながらまちの魅力づくりに活かす。

基本方針3：歴史文化の継承に向けた仕組みをつくる

行政、町民、民間団体、企業、文化財所有者・管理者など、多様な関係者がつながり、みんなが楽しみながら、文化財を守り・活かす取組に町全体で参画できる仕組みをつくる。

また、本計画では「将来像」の実現のために、『中標津しるべつなぎ構想』（第9章に詳述する）を重点施策として位置づけ、「基本方針」に基づき、中標津町の歴史文化を活かしたまちづくりを推進していく。『中標津しるべつなぎ構想』は、町民が文化財を身近に感じ、学ぶことができ、町内全体に分布する文化財をネットワーク化しながら広く発信できる中核を形成していくことを目的とした構想である。

■将来像・基本方針図

中標津町の 歴史文化の特徴	第7期総合計画：基本目標 1. つながりが未来を築くまちづくり 2. 安心と生きがいを感じるまちづくり 3. 産業の力みなぎるまちづくり 4. 住みやすいまちづくり 5. 郷土愛あられるまちづくり
------------------	---

<将来像>

酪農文化を代表とする先人の苦勞と成功により築きあげてきた多様な歴史文化の価値を共有し、人と人がつながることで、文化財を町全体で守り・活かし・次世代へ引き継いでいく、誇りと愛着を持って住み続けたいまち

<基本方針>

基本方針1

文化財を掘り起こし、
価値を広める

基本方針2

文化財守り、地域に活かす

基本方針3

歴史文化の継承に向け
た仕組みをつくる

重点施策：中標津しるべつなぎ構想

2. 基本方針ごとの取組み

文化財の保存・活用の課題を踏まえて、基本方針に従って進める取組を以下のとおり整理する。

基本方針1 文化財を掘り起こし、価値を広める (第5章に詳述する)

・文化財の掘り起こし、価値を広める

文化財の総合的把握調査は、地域住民と行政との協働で取り組み、町の歴史文化を探究すると共に、文化財の所在リストを作成し、「関連文化財群(『なかしべつ遺産^{しるべ}「標」』)」のまとめりとその構成資産を見直す。また、文化財リストや関連文化財群の構成資産について、SNS等により情報発信し、その存在を地域住民と共有し、価値を広めることで、歴史文化を伝える語り部や担い手の育成を図る。

基本方針2 文化財を守り、地域に活かす (第6章、第7章に詳述する)

・歴史文化を広めるための基盤整備

現行の郷土館施設は、1971(昭和46)年7月1日に設置した建物であり、老朽化、狭隘化が著しく、文化財を次世代に継承するために不可欠となる「調査・研究」、「保存・管理」、「情報発信」、「教育普及活動」を行うためには、より充実した博物館機能が必要となっている。

このことから本計画では、新たに旧農試庁舎エリアに併置する博物館機能を中核とした歴史文化を広めるための基盤整備として『中標津しるべつなぎ構想』を位置付ける。また、この構想が基本とする目標は、町の特色ある歴史文化によって形成された『なかしべつ遺産^{しるべ}「標」』とその構成資産を町民が身近に感じ、学ぶことのできる仕組みをつくることである。

・文化財の適切な保存・管理の推進

域内に点在する文化財は、所有者・管理者の意向に配慮しながら、行政、町民、民間団体、企業等と協力しながら適切な保存・管理の推進を図る。

・歴史文化を活かした町の魅力づくりの推進

歴史文化を、『総合計画』をはじめ、景観に関わる『景観計画』や『都市計画』などの町の計画に活用することにより、特色あるまちづくりに活かしていく。

行政、町民、民間団体、企業等と連携〈つながる〉し、「酪農文化の継承」をテーマとして、個々の文化財や「関連文化財群」を活用することにより、町の特色を活かしたまちづくりを展開し、郷土への愛着や誇りを創出することにつなげる。

・大規模災害への備え

郷土館施設、歴史的建造物のハード整備における防災設備の検討の他、文化財の把握調査に基づき作成したリストの位置情報と町の洪水ハザードマップを対照し、災害時に想定される課題や問題点について、行政、町民、所有者・管理者と連携しながら検討する。

また、資料を保管・展示している郷土館関係施設についても、文化財レスキューの作業場所、一時避難先、人員体制等についても検討する。

基本方針3 歴史文化の継承に向けた仕組みをつくる (第8章に詳述する)

歴史文化の継承に向けた取り組みを行うには、地域に住む子供から大人までが歴史文化を身近に感じ、楽しみながら参加、協力できるような活動を企画したり、町民と協働で調査するなどの活動を通して、歴史文化の語り部や文化財の担い手を増やしていくことが求められる。

また、文化財行政にとどまらない庁舎内部局の横断的連携、町民、文化財所有者・管理者、民間団体、企業、地域間で相互につながり、地域の輪を広げていく仕組みづくりが必要不可欠である。

第5章 文化財を掘り起こし、価値を広める

1. 「文化財を掘り起こし、価値を広める」現状・課題

(1) 文化財の掘り起こし

本章では、これまでの調査において把握した文化財について、文化財保護法に定められている類型ごとに次のとおり調査状況を整理した。

表 文化財調査実施状況

文化財の種類		古代	中世	近世	近代	現代	
有形文化財	建造物	建築物				○	△
		工作物				○	△
	美術工芸品	絵画				—	△
		彫刻				△	△
		工芸品				—	×
		歴史資料			○	○	△
		考古資料	○	○	○	×	×
無形文化財					—	—	
民俗文化財	有形の民俗文化財				△	△	
	無形の民俗文化財				△	△	
記念物	遺跡（史跡）	△	△	△	×	△	
	名勝地 ¹				—	○	
	動物・植物・地質鉱物	△※時代に該当しないが分布している					
文化的景観					◎	◎	
伝統的建造物群							
埋蔵文化財		◎	◎	◎	—	—	
文化財の保存技術							
その他	戦跡				○		
	伝承				△		
	地名			◎	◎		
	ゆかりの地				○	○	

【凡例】 ◎：広く分布確認できている。 ○：分布確認できている。 △：調査が不十分
 ×：未調査 —：分布する可能性があるが確認できていない。 斜線：該当なし

¹時代に関わらない 山々をはじめとした自然そのものの美しい景色といった名勝地も分布確認している。

① 有形文化財

◆ 建造物²(建築物・工作物)

これまで町教育委員会では、地元建築士会や専門家の協力により個別の建築物について詳細な調査を実施してきたが、各地区に点在する建物の位置や数などを把握する「悉皆調査」はできていない。そのため、本計画作成時に調査部会において、国登録有形文化財の目安となる築50年を基準に、全町域を対象に昭和40年代以前に建築された建物の現況について調査を実施したが、新型コロナウイルス感染症対策のため調査期間が大幅に縮小となったことから、調査範囲は中標津市街地のみにとどまった。なお、調査を実施したところ高齢化・人口減少に伴い、空き家が多く見られ店舗の解体が進んでいることから、引き続き、地区ごとに調査を続けていく必要がある。

工作物においては、各地区に点在する地神や馬頭観音、地藏、石碑、国鉄標津線のプラットフォーム、橋梁など各分野別に分けて調査を実施し、地震等の災害で滅失する可能性もあることから記録撮影を行ってきた。また、2021(令和3)年、2022(令和4)年には町民有志により、近隣自治体を含め網羅的に石碑や石塔などを調査し、記録をまとめた刊行物が発行されている。

しかし、調査部会の部員の情報提供により、新たな石塔を確認することができているものの、まだ把握できていない建造物も所在する可能性があることから、今後も町民へのヒアリング調査を続けていく必要がある。

◆ 絵画

上武佐ハリストス正教会に所蔵されている山下りんのイコン画や、地域に関わりが深い作家によって描かれた絵画が郷土館に一部寄贈されている。その他、私設の美術館に所蔵されているものや、町内に所在する絵画資料については、まだ把握できていないものがあるため、「悉皆調査」を行う必要がある。また、絵画作品についても詳細な調査が不十分であることから実施する必要がある。

◆ 彫刻

彫刻について、郷土館へ寄贈された資料や、個人で所有しているものも含め、「悉皆調査」は未実施であるため、その所在を把握する必要がある。

²建築物や土地に接して造られた門や塀、橋、堤防、鳥居、トンネルなどの人工物。

◆工芸品

工芸品について、「悉皆調査」は未実施であるため、町内での所在を把握する必要がある。

◆歴史資料

1981(昭和56)年に発刊された『中標津町史』編さん時に調査・収集された史資料は整理され、『郷土資料目録(一)～(五)』としてまとめられている。郷土館では、町民から寄贈された文献史料、手紙、地図などを所蔵しており、台帳データベースで管理している。また、NPO 法人伝成館まちづくり協議会において、聞き取り調査の際に町民から寄贈された史資料を保管しており、本計画作成の際に調査部会で資料目録の作成作業を進めてきた。その他、調査部会での聞き取り調査時に、写真や商店の引き札などが町民より提供、寄贈されており、今後も調査の継続によって数多くの史資料が追加される可能性がある。

◆考古資料

町教育委員会及び札幌南高校郷土研究部、なかしべつ郷土研究会、大学による発掘調査において古代から近世にいたる考古資料が発見されており、郷土館において展示・保管し台帳管理をしている。今後は、調査によって得られた考古資料に基づき、古代における北方地域周辺との関わりについて詳細な調査が必要となる。

② 無形文化財

過去に、演劇や音楽をはじめとする無形文化財に関する調査を実施したことがないことから、無形文化財の把握調査が必要である。

③ 民俗文化財

◆有形の民俗文化財

郷土館では、町民から寄贈された民具や農機具などの民俗資料を収集保管しており、台帳データベース化しているため、把握調査は一定程度進められてきている。

また、なかしべつ郷土研究会及びNPO 法人伝成館まちづくり協議会によって、個々の民具や農機具の使い方について、聞き取り調査や実験が行われており、動画での記録保存や刊行物としてまとめられている。しかしながら、多種多様な民具、農機具などの資料があることから、今後も詳細調査の継続が必要である。

開拓当時に食された地域を定めない食文化については把握しているが、町独自の食文化についての情報量が少なく、明らかとなっていない。町民へのヒアリング調査を行うなど食文化に関する悉皆調査が必要である。

◆無形の民俗文化財

無形民俗文化財を対象とした調査は、これまで実施したことがない。本計画作成の際に調査部会において聞き取り調査を行ったところ、地区によっては地域に伝わる風習や信仰、郷土芸能が残されていることが明らかとなった。引き続き地区ごとの調査を実施していく必要がある。また、町民アンケート調査においても、地域の年中行事へ参加する若年層が少子化に伴い減少していることや、高齢化により伝承者が減少しており、失われた風習があると回答されている。このことから調査の着手が急がれる。

④ 記念物

◆遺跡(史跡)

確認している遺跡は、殖民軌道の築堤をはじめ特定の文化財に限られていることから、悉皆調査が必要である。

◆名勝地

今後も、名勝地が増える可能性があることから悉皆調査を実施すると共に、個別の名勝地についても詳細な調査を行っていく必要がある。

◆植物、動物、地質鉱物

町内においてこれまでに植物、動物については一定の悉皆調査や、種の同定も行っているが、地質鉱物については未着手であることから悉皆調査を行う必要がある。

⑤ 文化的景観

2004(平成16)、2005(平成17)年における文化庁の国庫補助事業「中標津の格子状防風林」保存活用事業において、景観の構成要素について把握調査を行っており、今後は、文化的景観としての価値を明らかにすることを目的とした調査を行う必要がある。

⑥ その他

◆戦跡

町教育委員会では、過去の郷土研究等を踏まえて調査研究及び現地踏査を行い、旧日本陸軍旭川第七師団によって構築された塹壕や、旧日本海軍の航空基地に関する施設などの遺構を把握している。さらに、戦後70年の節目の年である2015(平成27)年に、根室管内1市4町で特別展を開催した際に関連資料を展示し、郷土館発行の『郷土館だより』に詳細をまとめている。

◆伝承

現在伝わっている伝承の数は限られており、町民から伝承・風習を対象としたヒアリング調査などにより悉皆調査を行う必要がある。

◆地名

江戸時代の記録や明治時代の地図などに見られる町内のアイヌ語地名を広く把握しており、郷土館発行『近世のなかしべつ』にまとめている。また、開拓以降に付けられた地名も『中標津町史』編さんによって把握している。しかし、謂れが分からない地名もあることから、詳細な調査を実施する必要がある。

◆ゆかりの地

1979(昭和54)年に、なかしべつ郷土研究会によって、埋蔵文化財の分布確認調査と共に、開拓に関するゆかりのある場所を把握し、『「ゆかりの地」調査報告書』に集約している。

また、町教育委員会では、開拓のみならず、町づくりや生活、産業などに関するゆかりのある場所を聞き取り調査、文献史料調査によって、広く分布確認している。

(2) 文化財の価値を広める

これまでの調査によって明らかとなった文化財の価値については、郷土館のホームページ、ツイッター、Facebook、町教育委員会の広報紙『らいふまっぷ』において、紹介しているが、町民アンケート調査の結果からも、文化財の保存・活用に求める取り組みの中で、「情報発信」が一番多く求められている。また、SNSによる情報発信の更新回数を増やす他、町のホームページへの掲載、冊子やリーフレット、文化財マップづくりなどが課題に挙げられる。

＜課題の総括＞

① 文化財調査に関する課題

文化財の調査状況を踏まえると、美術工芸品や民俗文化財等の未調査の類型もあり、調査実施から一定の年数が経過し、情報が古いため保存状況が変わっていることが想定される。また、本計画作成の際に調査部会において「文化財総合的把握調査」を実施したところ、新たに町民からの情報提供によって把握したのがあり、引き続き町民のネットワークを通じた連携・協力体制での取り組みが欠かせない。町民共有の財産である文化財が、その価値が認識されずに滅失することを防ぐためにも、引き続き町民、関係機関とのネットワークを通じて、類型別の調査方針を立てて計画的に調査を進めていく必要がある。

② 文化財の価値の共有に関する課題

文化財調査によって、明らかとなった価値を広めるための冊子やリーフレット、文化財マップの作成、SNS 等による情報発信が求められる。



調査部会による聞き取り調査の様子



調査部会による建物悉皆調査の様子

2. 「文化財を掘り起こし、価値を広める」方針

方針1 文化財調査の推進

美術工芸品や民族文化財等調査が不十分な文化財があることから、文化財保護法に定められている類型ごとに調査計画を立てて調査を進める。また把握した文化財について、価値評価、位置付けができるよう詳細調査も進めていく。

町域に広がる文化財を網羅的に、詳細な調査が実施できるよう町の文化財保護部局のみならず、町民、専門家の連携・協力体制を構築しながら進める。

方針2 文化財の価値を広める

文化財の価値や魅力を地域で共有するとともに、地域内外に発信していく。

3. 「文化財を掘り起こし、価値を広める」措置

方針1 文化財調査の推進

【凡例】 主体=第11章の推進体制で述べる団体など。 ———▶ =実施 - - - - -▶ =必要に応じて実施

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
1	文化財総合的把握調査	町域に所在する美術工芸品や民俗文化財等について、類型ごとに網羅的に把握するための調査を実施する。	中標津 しるべつなぎ 会 ³	————▶			新規 / 継続
2	文化財の詳細調査	個別の文化財について、詳細な調査を実施する。	しるべつなぎ 会	————▶			既存 / 継続
3	天然記念物の調査	オジロワシの営巣調査や、タンチョウの越冬分布調査を実施する。	行政/ 専門家	————▶			既存 / 継続
4	埋蔵文化財発掘調査	周知の埋蔵文化財の試掘調査、本調査等について、必要に応じて行う。また、出土文化財の整理作業を行い、報告書を作成し、刊行する。	行政/ 大学/ 民間 団体	- - - - -▶			既存

³ 町民が主体的に文化財を提案したり、取り組みについて提言するための会議であり、本計画作成後に新しく設置する。第8章、第11章で詳しく述べる。以下「しるべつなぎ会」と略す。

5	郷土史料文献調査の実施	郷土の歴史文化に関する史料の収集調査、研究の実施。	行政				既存 継続
---	-------------	---------------------------	----	--	--	--	----------

方針2 文化財の価値を広める

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
6	文化財情報のデータベース化	町域に分布する文化財情報のデータベース化作業を進める。	しるべつなぎ会				新規 継続
7	文化財マップの作成・公開	総合的把握調査成果に基づく、文化財マップの作成、公開。	しるべつなぎ会				新規 継続
8	文化財情報冊子作成・発行	子供向けの文化財情報をわかりやすく伝えるための冊子を作成し発行する。	しるべつなぎ会				新規
9	学校教育への活用	総合的な学習の時間を活用した学校教育における普及活動。	行政/ 民間 団体				新規 継続
10	ホームページ、SNSによる情報の発信	町・郷土館のホームページ、SNS等による事業の活動報告及び文化財情報の発信。	行政				既存 継続
11	なかしべつ文化財保護活用促進事業	文化財等の魅力を広く伝えたり、広く意見を集約するため、ワークショップやシンポジウム、講演会の実施。	行政/ 専門家 /民間 団体				既存 継続
12	郷土資料の収集・公開活用	郷土館で、引き続き郷土資料を収集すると共に、展示公開する。また、所蔵資料の展示の他、町の歴史文化の特徴を踏まえ展示の在り方を検討する。	行政				既存 継続

第6章 文化財を守り、次世代へつなぐ

1. 「文化財を守り、次世代へつなぐ」現状・課題

(1) 文化財の適切な価値評価

文化財について、調査成果が反映されず価値評価が定まっていないものもあることから、将来的な保存・活用を図る意味でも町の文化財保護審議会への諮問によって、指定・登録を見据えた検討が必要である。

(2) 少子・高齢化による「担い手」、「伝承者」の不足

少子高齢化によって、文化財の所有者・担い手の高齢化、後継者不足とともに、維持管理費用の負担も増加し、文化財の滅失、風化などがより深刻化している。さらには未指定文化財には補助事業がないことから、所有者負担が大きいこともあり、空き家や空き地が増え、街並みや景観が損なわれることが懸念される。また「町民アンケート調査」結果によると、風習や年中行事について、少子高齢化による伝承者の減少に加えて、若年層の参加者も減少したことで、地域の繋がりが希薄になり、地域一体として取り組むことが難しくなったため、失われた風習もあると回答している。地域の風習、伝統行事においても少子高齢化により滅失の危機に晒されている。このような状況に対して、域内に点在する文化財の維持、継承に向けた地域コミュニティの形成や仕組み、体制づくり、事業の費用負担を考慮した取り組みが必要不可欠となっている。

(3) 資料の保存管理施設の確保

町では、これまで収集及び寄贈を受けた資料を郷土館にて展示する他、町史料室⁴や郷土資料収蔵庫の他、町有施設において保管管理しているが、飽和状態となっている。郷土館は、1971(昭和46)年に建てられた建物で、築50年を経過し老朽化、狭隘化が進み、郷土館機能の整備については、早急な対応が必要な状況になっている。

また、郷土資料収蔵庫においても、公共施設の用途変更を行いながら収蔵管理を行ってきたが、施設の老朽化による雨漏り被害が発生し各所を転々としてきている状況である。また、保管場所には温度・湿度管理設備がなく劣悪な環境であることから、郷土館の建て替えと共に、町民の共有の財産である資料を守るという観点から、早急に収蔵庫を新設し、分散して



郷土資料移転作業の様子

⁴『町史』『五十年史』編さん過程で収集された史資料を保管しており、これまでに目録を刊行している。

いる郷土資料の一体的な保存管理を行い台帳のデータベース化、定期的な公開活用を行う必要がある。また、「文化財総合的把握調査」により把握した写真や生活資料など、今後の調査によって収集、寄贈される資料の受け入れ先となるよう新設の郷土資料収蔵庫には余裕を持った面積が必要である。

現在、建設地の選定や建物の規模、財源確保に向けて検討を重ねている。そのためには、施設だけでなく文化財の保存改修も含めて、維持管理費、ランニングコスト⁵等のハードルがある。国登録有形文化財である旧北海道農事試験場根室支場庁舎及び附属施設、北村邸主屋(旧土田旅館)をはじめ歴史的建造物の建物を維持管理するためのランニングコストが所有者・管理者へ大きな負担となっている。また、ランニングコストに加えて、建物の保存改修工事に係るイニシャルコスト⁶の財源確保も大きな課題となっている。(※「文化財保存活用区域」と連動)。

上記のとおり郷土資料の保管状況、郷土館施設、歴史的建造物の老朽化など、施設や建物の設備そのものが脆弱な環境下に置かれていることから、近い将来予測される自然災害や火災による毀損、滅失を防ぐには、ハード整備とともに防災設備を整備する必要がある。

(4) 文化財のデジタル・アーカイブ化の推進

これまで郷土館では、町民から寄贈を受けた写真資料のデジタル化作業を進めており、文献史料、8ミリフィルムなどの音声、映像といった様々な記録媒体資料のデジタル化を行っている。

また、2023(令和5)年4月1日より博物館法の改正により、「博物館資料をデジタル化して保存(=デジタル・アーカイブ化)し、インターネット等を通じて公開する」⁷ことが新たに博物館事業に追加されており、全国的にもこのような取り組みが行われている。本町においても、『北海道デジタルミュージアム』⁸へ参画し、郷土館等の施設情報の紹介や郷土館所蔵資料をインターネット上に登録して、いつでも、どこでも、閲覧できる環境を整える。また、本町の学校教育の現場で展開され始めている「GIAG スクール構想」⁹と連動し、児童生徒自らの設問に対する「調べ学習」へ活用できるよう教諭との情報交換など連携した取り組みが必要である。



映像資料のデジタル化
制作：郷土史デジタル復刻事業奉仕
仕電腦工房

⁵文化財を維持管理するために日常的にかかる経常の経費。

⁶文化財の修理や整備、防災対策、収蔵庫等の設置などに係る臨時の経費。

⁷文化庁作成資料「博物館資料のデジタル・アーカイブ化の目的・状況について」

⁸北海道環境生活部文化局文化振興課製作 URL: <https://hokkaido-digital-museum.jp/>

⁹文部科学省で奨励している児童生徒「1人1台端末」による教育ICT環境の実現構想。

＜課題の総括＞

① 文化財の価値評価に関する課題

一定の調査は終わっているものの価値評価が定まっていないものもあることから、将来的な保存・活用を図る上でも指定・登録について町の文化財保護審議会へ諮問し検討を進める必要がある。

② 少子・高齢化による「担い手」、「伝承者」の不足

少子・高齢化により、文化財の「担い手」「伝承者」が不足しており、失われた風習、行事もあり、次世代への継承が困難になっている。

所有者の維持管理費用が負担になっていることから支援体制の構築が求められる。

③ 文化財の保存管理施設の確保が不可欠

郷土館で管理している郷土資料収蔵施設は、公共施設において分散収蔵しており、さらに、経年劣化による雨漏り被害等により保存管理が厳しい状況にある。

近い将来予測される大規模地震、自然災害から文化財を守るためにも施設の整備について検討を進める必要がある。

④ 文化財のデジタル・アーカイブ化に関する課題

歴史資料等をいつでも、どこでも閲覧できる環境を整えるためにも、文化財のデジタル・アーカイブ化を進めていく必要がある。また、学校教育においても、郷土学習等の「調べ学習」へ活用できるよう教員との情報交換など連携した取り組みが欠かせない。

2. 「文化財を守り、次世代へつなぐ」方針

方針1 文化財について、適切に価値評価を位置付ける

文化財の調査成果に基づき、町の文化財保護審議会へ諮問し、その価値評価について審議し、指定・登録への位置付けの検討を進め、将来的な保存・活用の方針を固める。

方針2 文化財を守り、地域の「担い手」をつくる

確実に次世代へ文化財を継承する上で、地域や関係機関への連携した取り組みが不可欠であり、そのためには価値の理解を深めていくことが欠かせない。また、所有者や保存団体への負担軽減のため、ふるさと納税など資金調達による財政的支援の仕組みづくりが求められる。

方針3 郷土館機能の維持及び施設整備の検討

大規模地震や災害に備え、適切に文化財を保存管理するため郷土館機能の維持を図ると共に、施設自体が老朽化していることから、本館及び収蔵施設の整備に向けた財源、立地についての検討を進める。

方針4 文化財のデジタル・アーカイブ化の推進

文献史料や写真資料、映像資料といった歴史資料等のデジタル・アーカイブ化を実施していくと共に、学校教育における「GIGAスクール構想」と連動しながら、郷土学習等の「調べ学習」へ活用できるよう教員との情報交換など連携した取り組みを進めていく。

3. 「文化財を守り、次世代へつなぐ」措置

方針1 文化財について、適切に価値評価を位置付ける

No,	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
13	町文化財保護審議会の開催	年に数回開催し、文化財の保存・活用事業、郷土館事業について審議する。	行政/ 専門家 (町民)	—————▶			既存 継続
14	未指定文化財の指定・登録	未指定文化財の内、価値が明らかになったものやことについて、町文化財保護審議会等へ提案し指定・登録を審議する。	行政/ 専門家	-----▶			既存
15	指定・登録文化財の保存	指定・登録文化財を良好な状態で保存するよう、必要に応じて補修、清掃作業等を行う。	所有者 等	—————▶			既存 継続

方針2 文化財を守り、地域の「担い手」をつくる

No,	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
16	文化財の保存修理事業	傷みが進んでいる鉄製品、木製品などの有形文化財の修復。	行政/ 所有者	-----▶			既存
17	文化財のパトロール体制の構築	地域で大切にしている文化財のパトロール体制の構築を図る。	行政/ 民間/ 団体	-----▶			新規
18	所有者・保存団体への財政支援の構築	町のふるさと納税の「使い道」を特定する「ガバメントクラウドファンディング」の設定などにより所有者・保存団体への財政支援の構築を検討する。	行政	—————▶			新規 継続

方針3 郷土館機能の維持及び施設整備の検討

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
19	郷土館の維持管理	郷土館の適切な維持管理を図る。	行政	→			既存 継続
20	郷土資料収蔵庫の整備の検討	適切に文化財を保存管理するための施設整備に向けた財源、立地についての検討を進める。	行政	→			既存 継続

方針4 文化財のデジタル・アーカイブ化の推進

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
21	文化財のデジタル・アーカイブ化の推進	文献史料や写真資料、映像資料といった歴史資料等のデジタル・アーカイブ化を進める。	行政	→			新規 継続
22		教育分野への活用に向けて、教員との情報交換を行いながら進めていく。	行政/ 学校 教育	→			新規 継続



郷土館緑ヶ丘分館の保存修理に向けた調査の様子

第7章 郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす

1. 「郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす」現状・課題

(1) 公開活用について

郷土館、郷土館緑ヶ丘分館(旧北海道農事試験場根室支場陳列館)では、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、館内が狭く、また換気できない状況であったことから、団体見学の受け入れの制限や、臨時休館の措置を行ってきた。今後は、With コロナに向けた公開活用の在り方が課題となっている。また、郷土館そのものが耐用年数を超過していることから、建て替えが必要となっており、財源確保などが課題となっている。

また、歴史的建造物の公開活用に向けては、建物の耐震化、改修工事、展示施設としての整備、防犯・防災対策、管理体制などが課題に挙げられる。

(2) 文化観光の取り組み

本町で、文化財を活用した「文化観光」に取り組んだのは、2013(平成25)年である。この事業は、文化庁の国庫補助事業「文化遺産を活かした地域活性化事業」の一環として、「酪農文化の継承」をテーマに、域内に点在する文化財の周遊ルートモデルづくりや本町と東京都での講座の開催、酪農家へのヒアリング、テキストブックの作成など町の観光部局と教育委員会が横断的に連携し、町民、農協、商工会、民間企業など様々な関係機関、団体の協力を得て取り組んだ。しかし、文化財そのものの公開活用に向けた整備には着手されておらず、結果として観光利用促進には結びついていない。文化財を観光へ活用するには、文化財単体の価値説明に終わることなく、町の魅力を総合的に発信していくことにより訪問客の五感を刺激し、満足度や観光客数を増やすなど経済効果を生み出す取り組みが求められる。同時に、そこで暮らす地域住民の愛着や誇りを醸成し、地域一体となってブランディングしていくことが不可欠である。その際は、Who(だれに)、What(何を)、How(どのような)コンテンツで伝えていくかが大きな課題となる。デービット・アトキンソンは著書¹⁰⁾において、外国人観光客が世界遺産だから来てみたが、「ただの箱で、なんの価値があるのかわからない」と回答しており、知りたい情報が不十分なまま観光を終えている外国人が多いと述べている。現在、2021(令和3)年に開催した東京オリンピックによる訪日外国人観光客の受け入れ体制の一環として、文化庁が補助事業を展開し、全国的に文化財の多言語化の取り組みが行われている。このように、マーケットのニーズを把握し、ニーズに応じたコンテンツづくりを行い、文化財やその周辺環境をとりまく自然や文化などをわかりやすく伝えていくことにより、地域の魅力を知り高める取り組みが求められる。さらに、文化財の修繕、改修、維持費の財

¹⁰⁾ デービット・アトキンソン(2015)『新・観光立国論』東洋経済

源を確保する上でも、観光利用促進による、地域住民の愛着と地域の稼ぐ力の両方を醸成する取り組みが欠かせない。

また、「文化観光」に着手するためには、文化財担当部局のみならず町の関係部局、観光協会などの団体との連携・協力体制が整っていないことから、体制づくり、仕組みづくりが課題となっている。



2013(平成 25)年文化庁国庫補助事業による酪農文化教育プログラムにおけるヒアリング調査の様子



2013(平成 25)年文化庁国庫補助事業によるモニターツアーの様子

(3) 学校教育・生涯学習の活用

現在、学校教育の面では、学習指導要領に基づき、町内各小学校からの要望に応じて、郷土館の団体見学や郷土学習の講座を郷土館で対応している。また、町建設水道部都市住宅課、町教育委員会、町民団体「みんなの景観なかしべつプロジェクト」の3者で町内小学校を対象に、「中標津らしい景観学習」と題して、「根釧台地の格子状防風林」の成り立ちや役割について、座学や3D地図づくりを通して学ぶ活動を行っている。

さらに、2017(平成 29)年度から町教育委員会で行っている「標津川9遺跡」の発掘調査においては、小学生の見学や発掘体験を実施している。また、2006(平成 18)年から 2020(令和 2)年までは、原始生活体験隊事業として「古代の火おこし」、「勾玉づくり」、「縄文原体づくり」を通じて、古代から近世アイヌ文化期に至る町の歴史文化を普及してきたところである。

そのような中で、2019(令和元)年に「アイヌの人々の



景観学習3D地図づくりの様子



原始生活体験隊事業の様子

誇りが尊重される社会の実現に向けて」法改正し、通称「アイヌ新法」が制定された。これを受けて、白老町に「民族共生象徴空間」、「国立アイヌ民族博物館ウポポイ」が開設するなど、アイヌ民族の文化についての「国民への理解」の促進に向けた施策が展開されている。

しかし、本計画の「町民アンケート調査」結果では、町の歴史文化を物語る代表的なイメージについて「縄文・アイヌ文化」と回答したのはわずか「4%」であり、古代から近世、近現代に至るアイヌ文化の成り立ちや歴史文化について町民の理解が浸透していない状況にある。また、「先人たちの苦勞、経験をしっかりと伝えて欲しい」といった意見が多く寄せられており、先人たちの記憶を伝えると共に、郷土への愛着や誇りを醸成し地域づくりに参画していく機運を盛り上げていく取り組みが欠かせない。

一方で、地域住民を対象に、文化財の魅力発信や、文化財に触れる機会を増やすことを目的に、「なかしべつ文化財保護活用促進事業」として、2018(平成30)年、2019(令和元)年に郷土館、郷土館友の会(中標津の自然を知ろう会)、中標津カルチャーナイトとの共催で、歴史的建造物である郷土館緑ヶ丘分館において、「オータムフェスタ」を開催した。「オータムフェスタ」は、木々が色づく10月上旬に森林公園に所在する郷土館緑ヶ丘分館で開催し、建物と落葉樹の森とのロケーションの中で、楽しむことを考え企画し、音楽サークルによる演奏やコーヒーの無料提供、絵画展、せんべい焼きの実演を行った。現在は、新型コロナウイルス感染症対策のため事業の休止を余儀なくされている。また、2019(令和元)年には、旧北海道農事試験場根室支場の歴史的価値を見つめ直し、次世代へ継承するための地域住民との意見交換を行うフォーラムを開催した。この時に、「行政」、「町民」、「町民団体」、「事業者、町外」の4つの視点で次世代への継承に向けて課題が挙げられた。その内容は「文化財保存活用区域」の保存・活用の方針・措置で述べる。また、このフォーラムの開催を受けて、文化財の滅失の危機意識から、町民団体「中標津町の文化財を考える会」が立ち上がり、文化財の保存に向けて積極的に活動が行われている。

その他、国登録有形文化財の管理団体であるNPO法人伝成館まちづくり協議会、郷土館友の会(中標津の自然を知ろう会)、みんなの景観なかしべつプロジェクトなど様々な町民団体において、調査や情報発信、普及活動などが活発に展開されているが、担い手を増やしたり、語り部を育てる取り組みが主要



郷土館緑ヶ丘分館オータムフェスタでの町民団体による演奏の様子。



中標津町の文化財を考える会より、町長、教育長へ文化財保護に対する提言書を提出した際の様子。

な課題として挙げられている。学校教育、地域住民向けに町の歴史文化の魅力を発信すると共に、歴史文化に触れる機会を増やしていくことが必要である。

＜課題の総括＞

① 文化財の公開活用に関する課題

現在、文化財の公開活用を行っている郷土館・郷土館緑ヶ丘分館は、耐用年数を超過し老朽化が進んでいる。耐震改修が必要な施設でもあるため、恒常的な活用が年々難しくなっている。

② 文化財の観光活用に関する課題

文化財そのものの公開活用に向けた整備が進んでいないことや、文化財保護部局のみならず関係部局、観光協会等の団体との連携・協力体制が整っていない。

地域の魅力を知り高めるには、マーケットのニーズを把握し、そのニーズに応じたコンテンツづくりを行い、文化財やその周辺環境をとりまく自然や文化などを分かりやすく伝えていく取り組みが求められる。

さらに、文化財の修繕、改修、維持費の財源を確保する上でも、観光利用促進による、地域住民の愛着と地域の稼ぐ力の両方を醸成していく取り組みが欠かせない。

③ 学校教育・生涯学習での活用に関する課題

郷土への愛着や誇りを育むには、アイヌ文化等に限らず、地域史全般を学べるよう、カリキュラムの編成、恒常的な学習の機会を増やし、町内小中学校との連携協力が必要である。また、その授業で使用する教材費の捻出が課題となる。一般町民においても、身近に歴史文化を感じられるよう歴史的建造物の見学会などを開催したり、地域全体で文化財の価値を見直したり、その魅力をどのように伝えていくかを検討していく必要がある。

2. 「郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす」方針

方針1 博物館機能の充実化・再構築を図る

郷土館及び郷土館緑ヶ丘分館については、老朽化・経年劣化が進み恒常的な公開活用が難しくなっていることから、文化財との一体的な整備と共に将来的な利活用を見据えて整備を検討する。

方針2 文化財を磨き上げ、地域社会に活かす

従来の文化財単体を保護するだけでなく、文化財を磨き上げ、歴史文化をテーマに、「文化」・「観光」・「経済」の好循環のサイクルを構築して、魅力あるまちづくりを目指す。

方針3 先人たちの記憶をひろめ、郷土への愛着や誇りを育む

学校教育・社会教育を通じて、先人たちの記憶を忘れず郷土への愛着や誇りを育み、文化財に集い、親しむ機会を増やすことで地域のコミュニティを育む。

3. 「郷土への愛着や誇りを育み、地域に活かす」措置

方針1 博物館機能の充実化・再構築を図る

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
23	博物館機能の充実化に向けた整備	歴史文化の特徴を踏まえた文化財の展示公開に向けた整備。	行政	→			既存 継続
24	郷土館緑ヶ丘分館(歴史的建造物)の公開	建物の意匠を活かした展示の仕方を検討し、歴史文化を広める。	行政	→			既存 継続

方針2 文化財を磨き上げ、地域社会に活かす

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
25	歴史文化を活かした観光プログラム事業に向けた検討	財源、事業計画立案、体制づくりの検討。	行政/ 専門家 / 民間 団体		→		新規
26		歴史文化をテーマとした観光プログラム事業の推進に向けて、既存事業の見直しと共に、マーケティング調査の実施によるアクションプランの検討。	行政/ 大学/ 民間 団体		→		新規
27	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	滞在コンテンツ(体験観光プラン、まち歩きルート)の企画立案・プレツアー・イベント等の実施。	行政/ 専門家 / 民間 団体			→	新規
28		滞在コンテンツを紹介する情報発信ツールの作成。(例:ホームページやアプリ、パンフレット、映像資料等)	行政/ 民間 団体			→	新規
29		先端技術(VR・AR)によるコンテンツ開発。(例:斜里山道や昭和の街並みを再現する。)	行政/ 専門家 / 民間 団体			→	新規
30		周遊ルートの整備。 (例:モデルルート、案内板、解説板等)	行政/ 大学/ 民間 団体			→	新規
31		歴史文化をテーマとした観光プログラムのボランティアガイドの養成講座の実施。	行政/ 民間 民間 団体			→	新規 継続
32		テキストブック、小冊子づくり	行政/ 民間 団体			→	新規

33	なかしべつ文化財ユニークベニュー事業 郷土館緑ヶ丘分館オータムフェスタ	歴史的建造物である郷土館緑ヶ丘分館において、展示会、演奏会などのイベントを開催。	行政／郷土館友の会				既存 継続
----	--	--	-----------	--	--	--	----------

方針3 先人たちの記憶をひろめ、郷土への愛着や誇りを育む

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
34	学校教育における郷土学習講座の実施	町内小中学生を対象とした町の歴史文化の普及講座の実施。郷土館団体見学の対応。	行政				既存 継続
35	学校教育における「中標津らしい景観学習」	地域の代表的な景観「根釧台地の格子状防風林」について、都市住宅課、町教育委員会、みんなの景観なかしべつプロジェクトとの連携により、成り立ちや生態系、防風効果についての学習を行う。	行政／民間団体				既存 継続
36	学校教育における郷土学習コンテンツづくり	学校教育における郷土学習講座について、教諭と学芸員とのワークショップを開催し、意見交換を行いながら、副読本の活用方法やコンテンツづくりの検討を行う。	行政／学校教諭				新規
37	縄文・アイヌ文化等の普及事業 ※復活事業	小中学生を対象とした「遺跡見学」、「勾玉づくり」、「火おこし」、「縄文原体づくり」などの体験を通して、縄文から近世アイヌ文化期の歴史文化を学ぶ歴史講座の実施。	行政／郷土館友の会				既存 継続
38	町の歴史文化の伝承事業	イベント等により、生活道具・農機具、風習、文化の伝承を行う。	しるべつなぎ会				新規 継続

第8章 歴史文化の継承に向けた仕組みづくり

1. 「歴史文化の継承に向けた仕組みづくり」現状・課題

上記の文化財の課題をクリアしていくには、文化財担当部局だけではなく、庁舎内関係部局の横断的な連携もさることながら、専門家、町民、関係団体、企業との相互連携が必須であり、町全体で次世代へ継承していく仕組みづくり、体制づくりが必須となる。そのためには、日頃より地域住民への文化財の価値や情報を発信し、認知度を上げると共に、地域住民からの情報提供など相互な交流を育んでいかなければならない。

2. 「歴史文化の継承に向けた仕組みづくり」方針

方針 歴史文化の継承に向けた仕組みづくり

文化財担当部局のみならず庁舎内関係部局、専門家、町民、関係団体、企業との横断的な連携・協力体制づくりと共に、仕組みづくりの構築を検討する。

3. 「歴史文化の継承に向けた仕組みづくり」措置

方針 歴史文化の継承に向けた仕組みづくり

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
39	中標津しるべつなぎ会の設置・運営	町民が、主体的に文化財を提案したり、取り組みについて提言するための会議を設置し、文化財保護担当部局である教育委員会が事務局を務め官と民で運営する。	行政/ 町民	—————→			新規 継続
40	情報交換・交流の場づくり	歴史文化を活かしたまちづくり推進のため、町民、関係機関、団体との意見交換を行うためのワークショップ等を開催し情報交換・交流の場をつくる。	行政/ 町民/ 民間 団体/ 関係 機関	-----→			新規

41	(仮称)中標津町文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営	文化財保存活用地域計画の進捗状況の確認及び見直し、事業推進のための協議会を設置し、開催する。	行政／ 専門家 ／文化 財所有者・ 管理者／ 民間 団体				新規 継続
42	「文化財保護」に向けた支援事業の構築	町の「ふるさと納税」の使い道に「文化財保護」を明文化する他、「文化財の保存改修整備」といったより特定の事業に対して行うガバメントクラウドファンディングなど、資金調達仕組みを構築する。 同時に、町の歴史文化や文化財保護の取り組みを発信する。	行政				新規 継続

将来像

酪農文化を代表とする先人の苦勞と成功により築き上げてきた多様な歴史文化の価値を共有し、人と人がつながること、文化財を町全体で守り、活かす、次世代へ引き継いでいく、誇りと愛着を持って住み続けたいまち

基本方針

基本方針1

文化財を掘り起こし、価値を広める

基本方針2

歴史文化を守り、郷土への愛着や誇りを育み、地域に生かす

基本方針3

歴史文化の継承に向けた仕組みをつくる

課題

- ①文化財調査に関する課題
- ②文化財の価値の共有に関する課題

- ①文化財の価値評価に関する課題
- ②少子・高齢化による「担い手」、「伝承者」の不足
- ③資料の保存管理施設の確保
- ④文化財のデジタル・アーカイブ化に関する課題

- ①文化財の公開活用に関する課題
- ②文化財の観光活用に関する課題
- ③学校教育・生涯学習での活用に関する課題

- ①歴史文化の継承に向けた仕組みづくりに関する課題
- ②体制づくりの構築に関する課題

方針

方針1 文化財調査の推進

方針2 文化財の価値を広める

方針1 文化財について、適切に価値評価を位置付ける

方針2 文化財を守り、地域の「担い手」をつくる

方針3 郷土館機能の維持及び施設整備の検討

方針4 文化財のデジタル・アーカイブ化の推進

方針1 博物館機能の充実化・再構築を図る

方針2 文化財を磨き上げ、地域社会に活かす

方針3 先人たちの記憶をひろめ、郷土への愛着や誇りを育む

方針 歴史文化の継承に向けた仕組みづくり

措置

- 1 文化財総合的把握調査
- 2 文化財の詳細調査
- 3 天然記念物の調査
- 4 埋蔵文化財発掘調査
- 5 郷土史料文献調査の実施
- 6 文化財情報のデータベース化
- 7 文化財マップの作成・公開
- 8 文化財情報冊子作成・発行
- 9 学校教育への活用
- 10 ホームページ、SNSによる情報発信
- 11 なかしべつ文化財保護活用促進事業
- 12 郷土資料の収集・公開活用

- 13 町文化財保護審議会の開催
- 14 未指定文化財の指定・登録
- 15 指定・登録文化財の保存
- 16 文化財の保存修理事業
- 17 文化財のパトロール体制の構築
- 18 所有者・保存団体への財政支援の構築
- 19 郷土館機能の維持管理
- 20 郷土資料収蔵庫の整備の検討
- 21-22 文化財のデジタル・アーカイブ化の推進

- 23 博物館機能の充実化に向けた整備
- 24 郷土館緑ヶ丘分館(歴史的建造物)の公開
- 25-26 歴史文化を活かした観光プログラム事業に向けた検討
- 27-32 歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進
- 33 なかしべつ文化財ユニークベニュー事業
- 34 学校教育における郷土学習講座の実施
- 35 学校教育における「中標津らしい景観学習」
- 36 学校教育における郷土学習コンテンツづくり
- 37 縄文・アイヌ文化等の普及事業
- 38 町の歴史文化の伝承事業

- 39 中標津しるべつなぎ会(仮)の設置・運営
- 40 情報交換・交流の場づくり
- 41 (仮称)中標津町文化財保存活用地域計画推進協議会の設置・運営
- 42 「文化財保護」に向けた支援事業の構築

第9章 中標津しるべつなぎ構想 《重点施策》

1. 中標津しるべつなぎ構想とは…？

本計画では第4～8章の文化財の保存・活用の方針や措置等をより効果的かつ町民や関係者にもわかりやすい形で展開していくために、『中標津しるべつなぎ構想』を策定する。「人」と「文化財」をつなぐことで、多様な歴史文化が次世代へ継承されることを願い、構想の名称を『中標津しるべつなぎ構想』とする。

この構想の目的は、旧北海道農事試験場根室支場（以下「農試」と略す）エリアに新たに併置する博物館機能をコア博物館として活用し、町の特色ある歴史文化を複数のテーマに沿って説明する『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』¹のストーリーとそれらを構成する文化財を町民が身近に感じて学び、訪問者と分かち合うことのできる仕組みをつくることである。

本構想は、「コア博物館」、「サテライト博物館」、「サテライト」、「トレイル」で構成されている。「コア博物館」とは、博物館機能及び観光案内機能を有する中核の拠点施設である。「サテライト博物館」とは、展示機能をもつ既存の施設である。「サテライト」とは、現地で保存されている文化財、自然など町の歴史を物語る遺産であり、本構想の主演。「トレイル」とは、「コア博物館」「サテライト博物館」「サテライト」を『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』のストーリーで結ぶ回遊路である。

つまり、この地域の歴史文化の大切さや魅力を形にしたものが『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』であり、テーマ毎のストーリーを分担して説明するものである。これらを巡るルートを「トレイル」と呼び、この「トレイル」は、『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』ごとにそのテーマに沿って設定する。

具体的には、住民の暮らしの中で継承された町内に点在する文化財を「展示物」、町全域をひとつの「博物館」と見立てる。そして、その博物館を、徒歩や自転車、車などを使い、分かりやすく巡ることのできる仕組みを整備・開発する。そしてこの仕組みを使うことで、地域の歴史文化の大切さや魅力を官民がともに再発見し、さらにそれらを来訪者と共有することで保存・継承につなげていくことを目指す。

本計画作成時点の想定では、国登録有形文化財「旧北海道農事試験場根室支場庁舎」及びその敷地内に今後整備される予定の博物館機能を「コア博物館」と位置付け、構想実現の中心を担うとともに全ての「トレイル」のスタート地点とする。

さらに、文化財にまつわる工場見学機能や交通・観光情報機能などを有した個々の既存施設のなかで、構想に共感し参画するものを「サテライト博物館」と位置付ける。「サテライト博物館」では、『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』のストーリーを構成する文化財の価

¹文化庁指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針（令和5年3月改訂）」でいう「関連文化財群」にあたる。

値をわかりやすく展示するとともに、ガイド等による解説を展開し、町域全体(場合によっては周辺自治体とも)のネットワークの形成を図る。また、来訪者は「コア博物館」で知り得た地域の情報を基に、「サテライト」を訪れる。

文化財を次世代につなぐには、子供たちの郷土学習の場や資源として文化財を活用し、体験的に学べる教材作りを行うなど、郷土への愛着や誇りを創出することが不可欠である。新たなコア博物館から最新の文化・観光情報としての『なかしべつ遺産「^{しるべ}標」』を町内外に発信し続け、その構成資産である文化財をめぐる「トレイル」を整備することで、町民や子供たち、来訪者が体感的に町の歴史文化の魅力を知ることができる環境整備を目指す。

2. 町全体を博物館として捉える『なかしべつ遺産「^{しるべ}標」』の設定

(1) 町全体を博物館として捉えるには

本計画では、文化財は自然環境と人々の暮らしや産業と関わりながら形成されていることから、周辺環境を含めて文化財を捉える。個々の文化財の背景には、先人たちの苦労や成功体験など人にまつわる史実、ストーリーが込められている。それぞれの文化財同士が共通するストーリーでつながり、「群」となることで新たな価値が創造され、そこに、地域らしさや地域の魅力が示されている。また、こうしたストーリーは、地域の歴史や文化を語り継ぐ「^{しるべ}標」となることから、町の地理的、歴史的な関わりの深い郡名「標津郡」より一字をもらい『なかしべつ遺産「^{しるべ}標」』と表記する。

町民や来訪者が、町の歴史文化の特徴を踏まえたテーマやいくつかのストーリーをめぐることで、今まであまり知られてこなかった未指定文化財についても、本来の価値を損なわずにその魅力に触れることができ、相互に結びついた文化財同士の関係性を伝えることで、『なかしべつ遺産「^{しるべ}標」』が共有される。

(2) 『なかしべつ遺産「標」』の設定

中標津町では、第3章で整理した3つの歴史文化の特徴から、本計画において次の6つの『なかしべつ遺産「標」』を設定し、優先的に調査・保存・活用を進める。次頁より、それぞれの『なかしべつ遺産「標」』について、ストーリー、構成要素、その分布状況を整理する。

表 歴史文化の特徴及び『なかしべつ遺産「標」』一覧

中標津町の歴史文化の特徴	『なかしべつ遺産「標」』
Ⅰ 標津川とその支流が支えてきた奥根室の人々の暮らしと産業	① 標津川とその支流に残る古代から近世の暮らしを伝える遺跡群
	② 標津川とその支流に発展した産業遺産
Ⅱ 人とモノが集まる「交通」を通じて育まれた、時代を象徴する歴史文化	③ 400年以上も前から続く人々の憩いと集いの場・養老牛温泉
	④ 道東における古代から近現代に続く交通の要衝中標津の道と駅
Ⅲ 先人の幾多の苦勞と成功を礎に形成された一大酪農地帯が生み出す根釧台地の風景と歴史文化	⑤ 旧北海道農事試験場根室支場を拠点として発展した中標津の酪農と宇宙からも見える格子状防風林がつくる酪農景観
	⑥ 酪農の発展とともに培われた生き生きとした生活文化

■価値説明のストーリー

古代集落遺跡やアイヌ文化期のチャシ跡は、知床の山々に連なる武佐岳や標津岳をはじめ山々から流れる標津川や当幌川などによって形成された河岸段丘に立地し、河畔林沿いに分布している。その川名のほとんどがアイヌ語由来の地名で、特に「標津川」は2つの語源に由来しているとおり「大きな川」、「鮭がたくさんいる川」など、アイヌの人々との暮らしと密接に関わっており、縄文時代より母なる川として自然の恵を享受しながら人々の暮らしが育まれてきたことを今に伝える。

■概要

本町は、北西部に武佐岳や標津岳などの山岳地帯、南部に根釧台地と呼ばれるゆるやかな起伏のある平坦な台地が続き、南東部は河岸段丘の低地など、変化に富む地形から成り立っている。なかでも中標津市街地は、標津岳を源とする標津川の流れによってつくられた河岸段丘内にあり、標津川と武佐川や俣落川などの支流の豊かな自然環境が、まちの礎となってきた。

その足跡は、町内に所在する縄文文化～近世アイヌ文化期の遺跡から追うことができる。遺跡は、鮭などの漁業資源が豊富な標津川流域や武佐川、当幌川流域を中心に分布し、地面を掘り下げて作られた「竪穴式住居跡」の窪みや、チャシ跡を確認している。遺跡からは、町内最古の縄文式土器(6,000年前)をはじめ土器や石器、新しいものではアイヌの人々が使用していた刀や鉄銚、軽石製の火皿²が見つまっている。特に、町指定文化財である「蛙意匠の土器」(2,000年前)のような両生類をモチーフとした文様は、道内では数例しか確認されていないものであるが、文様や形が酷似したものが美幌町でも発見されており、交流があったことを伺わせる。

また、幕末の蝦夷地探検家として著名な松浦武四郎は、調査の際にアイヌの先導を受けながら標津川を舟で遡るなどして、山並みや川沿いに付けられた多くのアイヌ語地名を書き記すと共に、かつてアイヌの人々が暮らしていた様子を聞き取り野帳^{のちょう}に記録しており、『東西蝦夷山川地理取調図』や『知床日誌』などの史料から往時の人々の暮らしぶりを知る手掛かりになっている。このように、昔から、標津川とその支流の恵を享受しながら人々の暮らしが育まれてきたことを今に伝える。

²アイヌの人々が熊送りの際に火を焚いていた火皿。摩周火山灰由来の軽石製で、町内では、上標津地区で発見されている。

■構成要素一覧(一部)

名称	分類	指定
標津川	名勝	未指定
当幌川	名勝	未指定
武佐岳	名勝	未指定
モアン山	名勝	未指定
古代集落遺跡(当幌川遺跡等)	埋蔵文化財	未指定
蛙意匠の土器	有形文化財	町指定
網文式土器などの考古資料	埋蔵文化財	未指定
チャシ跡(町内5ヶ所)	埋蔵文化財	未指定
アイヌ語地名(ケネワッカオイ：水源)	地名	未指定

■構成要素の写真(一部)



武佐岳

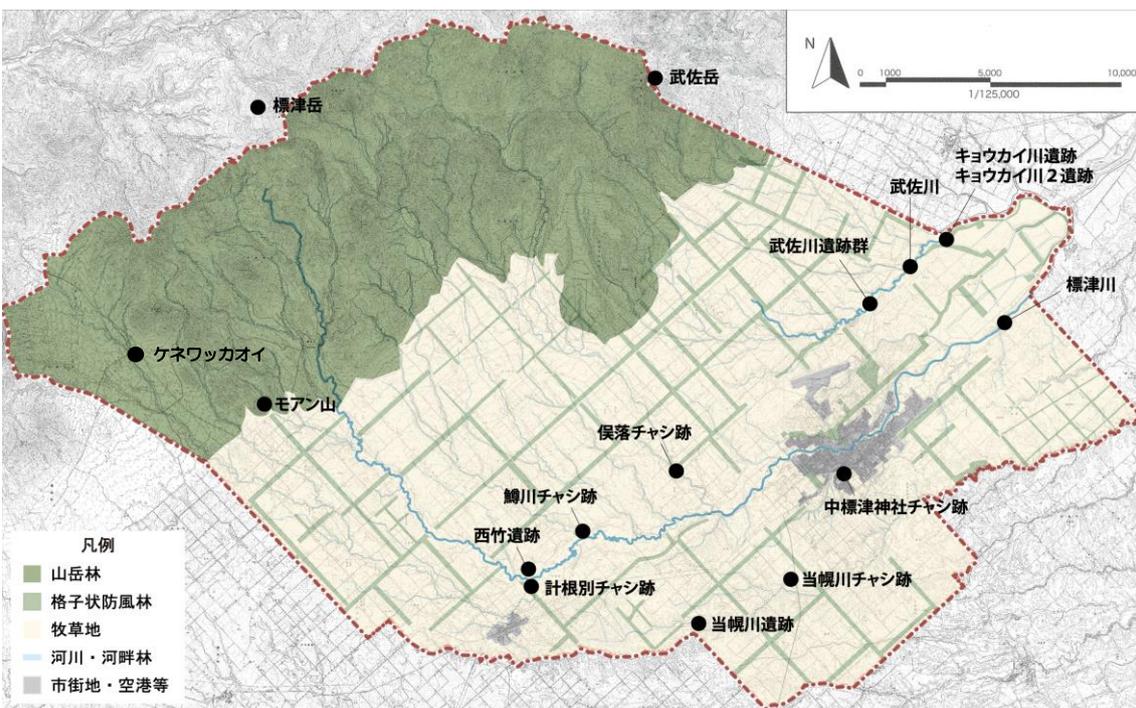


蛙意匠の土器



当幌川チャシ跡

■構成要素とその分布状況



標 2 標津川とその支流に発展した産業遺産

■価値説明のストーリー

厳しい自然環境の中での入殖者の暮らしや産業は、母なる川、標津川とその支流によって支えられて営まれてきており、その移り変わりは、本構成要素の標津孵化場跡、澱粉工場の沈澱槽、計根別簡易水道の貯水槽などの所産によって伺い知ることができる。

■概要

町を横断する母なる川、標津川は鮭や鱒の漁業資源が豊富であり、江戸時代には主産物に数えられ、幕末には会津藩が、漁場のあった標津川河口に北辺警衛の拠点である陣屋を置き、直轄領として抑えていた。当時、京都守護職にあった松平容保公に標津の様子を伝えた屏風絵『標津番屋屏風』には、塩引き鮭づくりの様子が描かれている。明治期に入っても以前同様、昆布、ニシンと並んで鮭鱒の主産物は変わらず、徳川幕府への献上鮭として知られている西別川を皮切りに鮭の漁業資源を保護するための施策が行われた。このことが契機となり、標津川においても 1892(明治 25)年には、水質の良さを背景に標津川河口から上流 50km のポンリウル川合流地点を適地として、北海道庁により鮭鱒孵化場根室支場中標津事業所が創設されることになるが、これが本町最初の公的施設である。場内には一千万粒の卵が収容できる 80 坪の大ふ化室が建設され大規模かつ画期的な施設であった。

その後、明治の終わりからスタートした団体入殖は、稲作を思考して湿地帯や、飲料水の確保のため標津川沿いに俵橋地区から中標津市街地付近へ入殖した。その後、大正時代も入殖者が相次ぐことになるが、西村武重氏によれば、武佐地区のクテクンベツ川や俣落地区の俣落川沿いに入殖者が殺到していたという³。

また、第一次世界大戦により森林鉄道や鉄道の枕木の需要が増加すると、原材となるカシワの木が原野に多く自生していたこともあり枕木の製造が盛んに行われた。中でも枕木、薪材などの製材は、標津川の急流を活かして、現在の丸山公園でイカダを組み標津川河口の標津港へ流送するなど、標津川は大いに利用された。

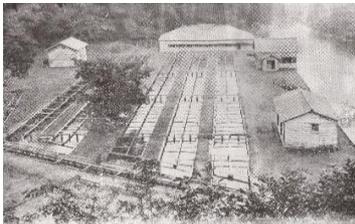
さらに、水質が綺麗な武佐川の支流を中心に、家内工業として澱粉工場が稼働するなど町の産業にも大いに活かされた。1931(昭和 6)、1932(昭和 7)年に被害が甚大であった冷害凶作もあり、冷涼な気候でも育つ馬鈴薯が多く作付けされ、1937(昭和 12)年には武佐地区だけで 42 の工場を数えた。そのほとんどが動力として水車が用いられた。現在では澱粉工場の操業は終了しているが、工場の遺構や澱粉を使った食文化が今も残っている。その他にも、武佐、俣落地区では川の水利による発電所が設置されたり、計根別地区ではケネカ川を利用して簡易水道が釧路に次ぐ早さで設置されるなど、町の暮らしや産業は河川の流れとともに発展してきたといえる。

³西村武重「むかしむかし、そのむかし、開拓の夜ばなし 移住者たちの”おがみ小屋”」

■構成要素一覧(一部)

名称	分類	指定
標津孵化場跡(町内所在)	記念物	未指定
澱粉せんべい	無形の民俗文化財	未指定
計根別簡易水道発祥の貯水槽	有形文化財	未指定
澱粉工場の半纏	有形文化財	未指定
澱粉工場の遺構	記念物	未指定
澱粉工場の水車	有形文化財	未指定

■構成要素の写真(一部)



「標津孵化場」(写真)

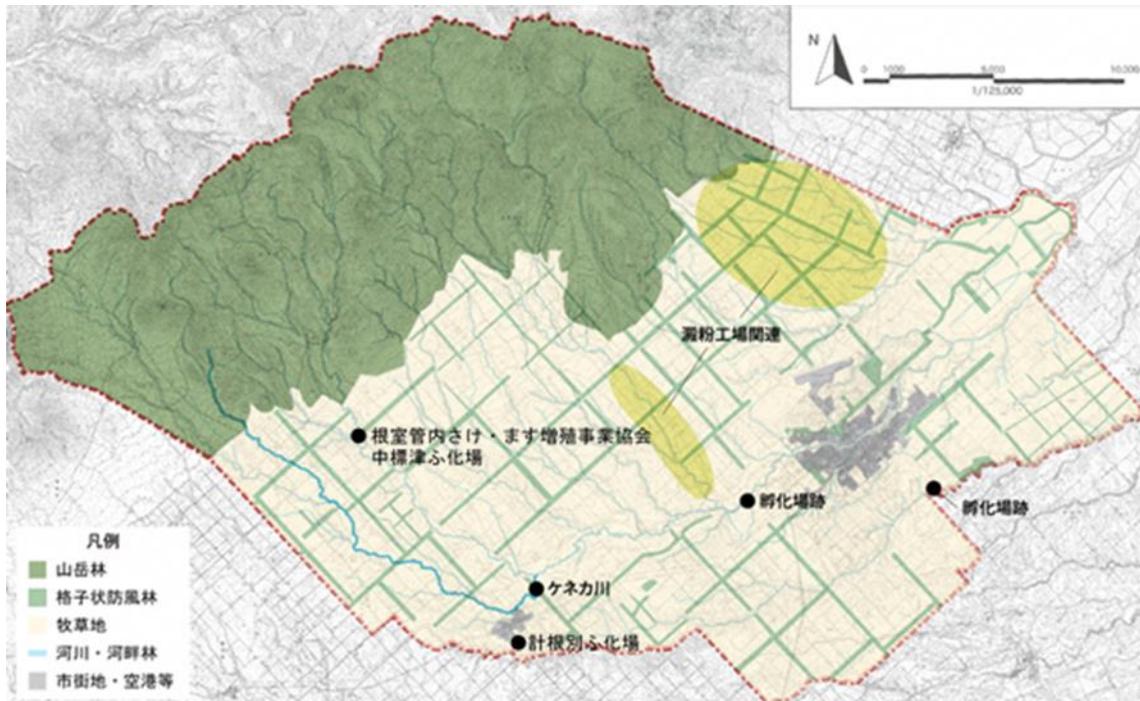


湯田澱粉工場の半纏



志賀澱粉工場の遺構

■構成要素とその分布状況



しるべ
標 3 400 年以上も前から続く人々の憩いと集いの場・養老牛温泉

■価値説明のストーリー

養老牛温泉は、標津川の上流に位置し、400 年以上も前にアイヌの人々が湯治の場として訪れたことに始まる。近代以降の文献史料には、アイヌの人々が神々へ祈りを捧げるイナウやクマ送りの祭壇があったことが記され、神秘的で荘厳な世界が広がっていたことが想像される。大正時代初頭には、西村武重氏がシワンコタン(アイヌ)の人々との関わりの中で温泉の確認と開発が進められて以降、温泉街が形成された。アイヌ文化を基層に、天然記念物のシマフクロウが生息する自然豊かな森に囲まれた秘境の温泉として特異な空間が創出されている。

■概要

アイヌの人々が 400 年以上前から利用していたと言われる養老牛温泉は、1832(天保 3)年頃に松前藩士今井八九郎が測量した「東西蝦夷地大河之図」に、現在の裏温泉にあたる「パウシベツ温泉」が記され、その後、幕末から明治にかけて北海道や樺太を踏査した松浦武四郎の紀行文や、明治初期に根室地方から北見地方へ巡回した開拓使判官松本十郎の記録などにも記述されている。

1874(明治 7)年には、開拓使からお雇い外国人として来道した地質学者ベンジャミン・スミス・ライマンにより、「パウシベツ温泉」と、現在の表温泉にあたる「シベツ温泉」⁴で温度や成分分析など学術的な調査が初めて行われた。ライマンの記録には、アイヌ民族や和人が入浴して人々が集う様子や、アイヌの儀礼道具であるイナウ(木幣)が多数あることも記されている。また、その 20 年後に北海道庁が調査を実施した際には、アイヌが小屋を立てて入浴する客を待っていたり、近隣のアイヌ民族だけでなく、周辺の和人も訪れていたことが記録されている。

大正のはじめ、根室管内において移住候補地調査していた西村武重氏は、シュワンコタン(標茶町虹別地区)のエカシ(族長) はしばみこうたろう 榛 孝太郎から温泉の存在を聞き、たどり着いた。西村は榛エカシより、シュワンコタンのアイヌの一族 20 人くらいが、交代で毎年春の彼岸に裏温泉へ湯治を兼ねて訪れ、男たちは冬眠から覚めたヒグマ撃ちやヤマベ(ヤマメ)釣りに、女性、老人はオヒョウの皮を温泉に浸して糸をつくり、アイヌ独自の衣服であるアツシを織り込んでいた話を自著に聞き記している。また、凡そ 300 数十個体分のヒグマの頭骨の祭壇があったという。さらに、アイヌ民族の伝説(モアン川のヤマメ)も伝わっている。

その後、西村は良質な温泉であったことから成分分析や、鉱泉使用願いを北海道庁へ提出し 1921(大正 10)年に許可された。この間に温泉旅館の建設を進め、さらに俣落地

⁴北海道庁『鉱物調査第二法文』(1896(明治 29)年)には「シベツ鉱泉」の他、アイヌ語で「ポツポツと煮えた」という意味の「ポブケ温泉」両方が記されている。また、西村武重は「半造の温泉」とも称している。

区から温泉までの馬車道を私費で開削し、1932(昭和7)年に完成した。入殖が盛んになるとともに宿が数軒建ち始めたが、その後、養老牛温泉は戦争の影響を受けて苦境に立たされる。しかし、戦後、世の中が安定すると、再び宿や売店、飲食店などが建ち並び、「養老牛温泉紅葉まつり」が始まるなど、最盛期を迎えた。現在は1軒の宿が残るのみだが、養老牛温泉には、旅の癒しを求め全国各地から人々が訪れている。

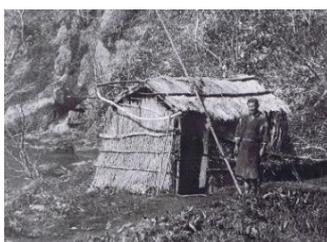
■構成要素一覧(一部)

名称	分類	指定
養老牛温泉	記念物	未指定
明治31年撮影ボッケ温泉写真	有形文化財	未指定
西村武重氏関係史料(温泉試験成績書／温泉試験免許証、温泉道路の図他)	有形文化財	未指定

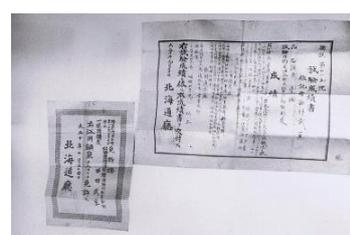
■構成要素の写真(一部)



養老牛温泉

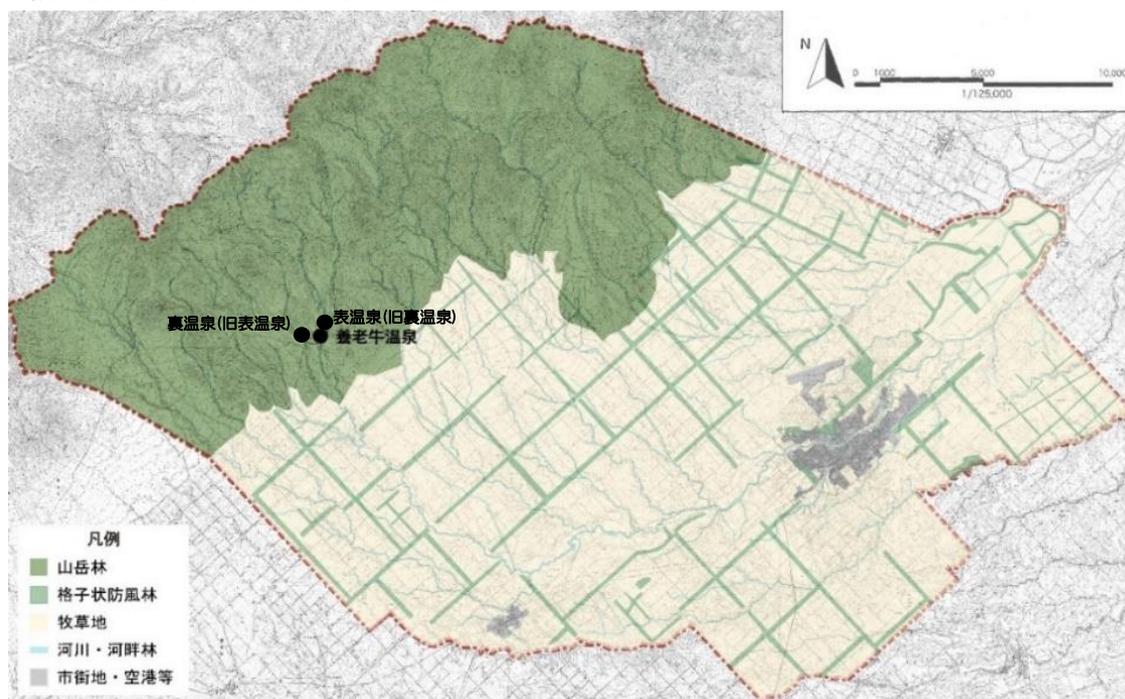


1989(明治31)年撮影 旧表温泉



試験成績書と免許証

■構成要素とその分布状況



標^{しるべ}4 道東における古代から近現代に続く交通の要衝中標津の道と駅

■価値説明のストーリー

根室管内の中心に位置する本町は、近代以降、交通網の変遷を辿りながらヒトとモノが行き交う交通の要衝として歩みを進めてきた。それは、縄文時代からアイヌの人々によって利用されていた川沿いの道や獣道で構成された「斜里山道」が基礎となっており、時には、対外危機により北辺防衛としての側面を合わせ持っていた。その歴史的所産である通行屋跡、殖民軌道の築堤、線路跡などに、「根室内陸の中核都市」としての歩みが反映されている。

■概要

標津川とその支流の周辺には、古代から自然の恵みを楽しみながら暮らしていた人々の集落遺跡が分布している。その遺跡の近くにはアイヌの人たちが生活の道として利用していた踏み分け道が通っていたことから、近世から遡り古代から使われていたことが想像される。西竹遺跡(計根別市街付近に所在)からは、女性の縄文人のお墓から、北海道には生息していないイノシシの牙製の腕輪や小玉と垂石によるビノスガイのペンダントが副葬品として埋葬されており、内陸部まで交易品がもたらされていたことが推測される。また、江戸時代には、アイヌの人々が踏み分け道を通り、交易品となる軽物獵⁵を行っていたことが、松浦武四郎らの記録に記されている。幕末には、ロシア船に対する北辺警衛の道として幕府によって開削され、「斜里山道」と称され、道中に通行屋(宿泊施設)や距離と地名が書かれた標柱が要所に立てられていた。通行屋遺跡であるチライワタラ遺跡からは、海鼠釉の酒徳利や三平皿など近世陶磁器が出土している。このように、当地域は、古くから人々が行き交う「交流都市」へと歩み始めていたことが、当時の文献史料や考古資料から伺い知ることができる。

「斜里山道」は、近代になると原野内陸部の開拓に分け入る際の入殖者の通行路としても大いに利用されていた。また、各地区に駅通所が設置されたことで、交通不便な奥地まで入殖することが可能となった。武佐では、鍛冶屋や旅館ができるなど商工業が開かれる契機となり、その歴史を物語る「旧土田旅館」が現存している。

1924(大正13)年には、泥炭地で悪路が多かったため、それを解消するべく、日本初となる殖民軌道が中標津―厚床間で開通し、さらに輸送量の大きな国鉄標津線の開通により、市街化が進む。このことが、標津村からの分村運動への契機となった。その一方、国鉄標津線は、先の大戦時には軍事物資や兵士を戦地へ送るためにも利用され、敗戦が濃厚になると海軍によって北海道本土の防衛拠点として飛行場が建設された。終戦後、海軍の飛行場は中標津空港として開港し、交通網の変遷と共に町づくりが進み、今日の「空とみどりの交流都市」と謳われるまでにいたった。

⁵ アイヌが狩猟などによってもたらした交易品であるワシの尾羽や熊胆、毛皮(キツネやクマ、タヌキ、ラッコ)など。

■構成要素一覧(一部)

名称	分類	指定
山丹矛	有形文化財	未指定
旧斜里山道(コテトク)	記念物	未指定
チライワタラ遺跡	埋蔵文化財	未指定
旧土田旅館(北村邸主屋)	有形文化財	国登録
殖民軌道築堤	記念物	未指定
中央停留場転車台	記念物	未指定
鉄道遺産(駅跡、橋梁、中継信号機など)	記念物	未指定
戦跡：標津第一海軍飛行場関連施設	記念物	未指定

■構成要素の写真(一部)



旧斜里山道遺構(コテトク)

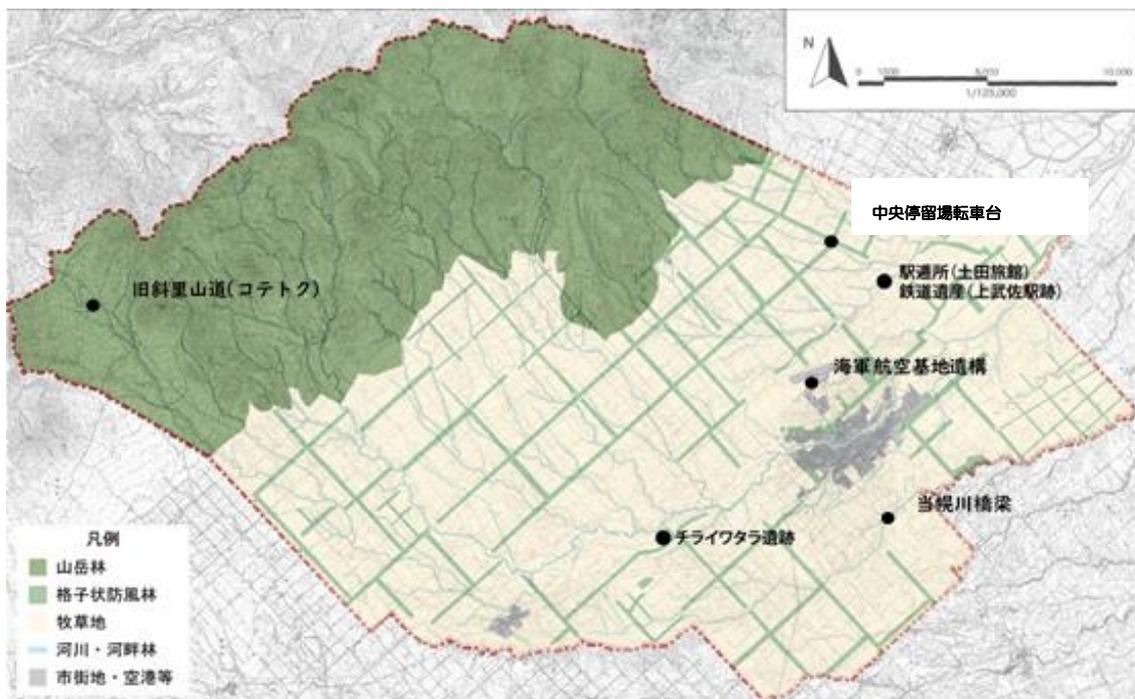


中央停留場転車台



国鉄標津線当幌川橋梁

■構成要素とその分布状況



標 5 旧北海道農事試験場根室支場を拠点として発展した中標津の酪農と宇宙からも見える格子状防風林がつくる酪農景観

■価値説明のストーリー

宇宙からも見える当地の酪農景観は、明治の中頃に北海道庁の拓殖計画により、区画設定された「殖民区画」が基になっており、当時の設計思想が反映されている。その区画の起点となる零号に、「不毛の地」と称された根釧台地の安定的な農業経営を目指し、旧北海道農事試験場根室支場が拠点として設置され、畑作から酪農への歴史的な大転換が進められた。郊外には、手練りのコンクリートブロック造の小規模なサイロ、腰折れ屋根の遺構が点在する酪農景観を構成しており、広域的且つ重層的に歴史的な文化財が展開する。

■概要

宇宙からも見える酪農景観、格子状防風林の始まりは、標津川の内陸部の殖民地が開放された1896(明治29)年まで遡る。「殖民地選定及区画施設規定」に基づき、海霧の解消や風力の減少、燃料供給源、景観への配慮を目的に、現在の格子状防風林の林帯のベースとなる基幹防風林が設定された。開陽地区には、奈良団体によって区画図を基に構築された開墾時の火入れの延焼を防ぐための火防線が今も開拓の遺構として残されている。その後、土地制度の改変が行われ、根釧地方では馬産が隆盛を極め、1907(明治40)年には芦沢勇吉が俵橋地区で100万坪の牧場を始めていた。その芦沢を頼って、乾定太郎ら徳島県人・静岡県人から構成された団体入殖が初めて行われたことにより、本町の開拓が、本格的に進められていった。

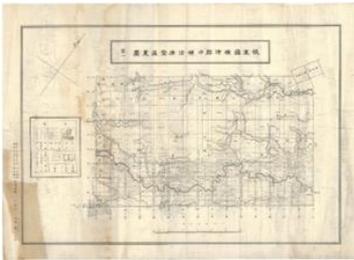
大正時代には、作物の生育が良い時期もあったが、度重なる冷害凶作に見舞われ人々は苦しめられていた。当地域が冷涼な気候にありながら、移住者の増加や鉄道の枕木需要の増加と共に森林伐採が進み、初夏及び初秋の発芽から生育期に北東の風が吹きおろすことで、気温が著しく下がり、晩霜、初霜の被害を受けるようになった。特に、1932(昭和7)年の大晩霜被害により、農業経営は深刻なダメージを受けた。大正のはじめ頃には、山からの吹きおろす風から家屋や畑地などを守るため、農家独自で基幹防風林を補う耕地防風林を植林するなど防風林の整備が進められていった。

また、北海道庁は、1933(昭和8)年に旧農試の初代支場長、松野傳氏に白羽の矢を立て、これまでの試験・研究データを基に、気候に左右されない畑作から酪農経営への転換を奨励する『根釧原野農業開発五カ年計画』の原案を作成させた。この計画により、乳牛購入費8割補助を受けて牝牛500頭が導入され、1937(昭和12)年の計画終了時には生乳量が3.6倍の32,341石となり、集乳所、製酪工場が開設され、道路網の整備とともに販路流通が拡大していった。その後、不遇の時代を知る北海道庁長官佐上信一によって「牛群雲の如し」と称えられるまでの酪農文化の礎が築かれていった。その所産として形成された酪農景観の構成要素1つ1つに、基幹産業として確立するまでの技術革新の過程や、地域に果たした役割が顕著に示されている。

■構成要素一覧(一部)

名称	分類	指定
標津郡中標津原野殖民区画図	有形文化財	未指定
根釧台地の格子状防風林	文化的景観	未指定
旧農業試験場関連施設・資料等	有形文化財	国登録・未指定
北海道庁佐上長官揮毫『牛群如雲』	有形文化財	未指定
旧雪印集乳所(現帰農館)	有形文化財	未指定
ブロックサイロ	有形文化財	未指定

■構成要素の写真(一部)



『標津郡中標津原野殖民区画図』

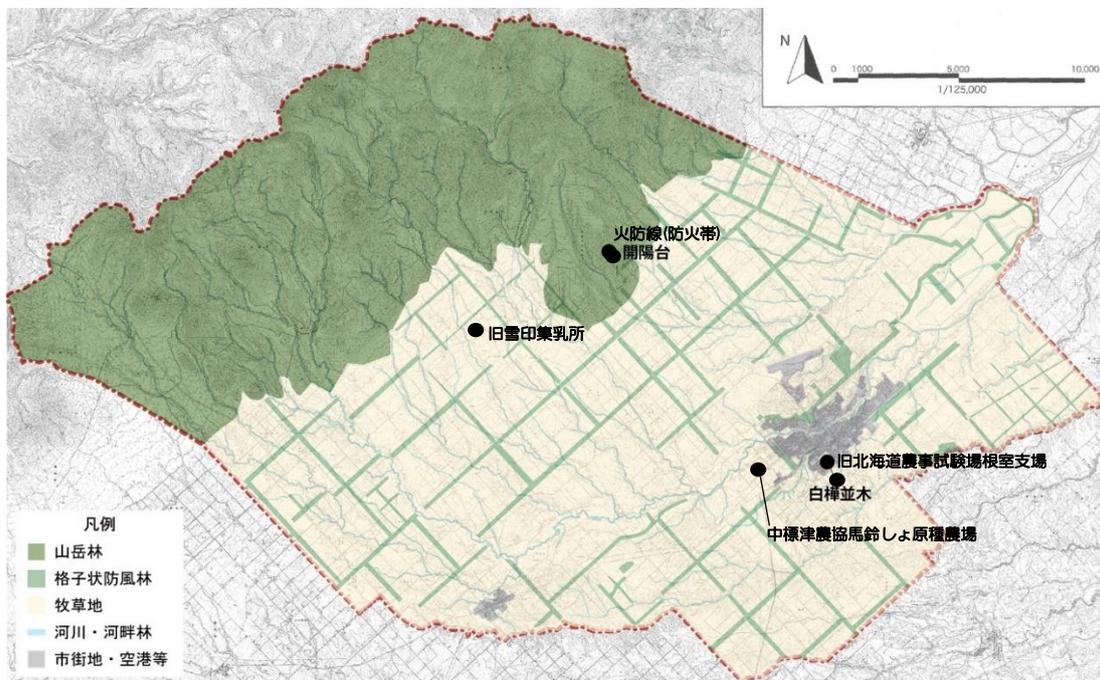


根釧台地の格子状防風林



旧北海道農事試験場根室支庁庁舎

■構成要素とその分布状況



しるべ 標 6 酪農の発展とともに培われた生き生きとした生活文化

■価値説明のストーリー

本町への入殖以降、稲作試行の末、畑作から酪農文化が形成される過程で、人々の日々の生活の中で、食文化をはじめ多様な生活文化も彩られてきた。また、地域に関わり深い作家によって、主体的に文化芸術活動が行われ、根釧台地の四季の移り変わりといった風土や歴史等を反映した特色ある作品が生み出されていった。その構成要素に、根釧台地に根付く人々の弛まない生き生きとした生活文化が示されている。

■概要

酪農文化の形成と共に、町の生活文化も彩られてきた一面がある。町の商工業の発展には、1927(昭和2)年に開場した農試の存在が大きく関係している。農試初代支場長松野は、最初に町を訪れた時の印象を「驚くべき原始的部落である」⁶と述べている。そのような中、松野支場長は、農試庁舎は移住者に安心感を与えることを考えて、当時都会でも珍しかった鉄筋コンクリート造を採用し、建設費3億円(当時)という大規模事業に着手したことで建設需要が生まれ、それに伴い長谷川菓子店や小澤金物店など商業者が移り住み「第二の帯広」と称されるまでになった。1932(昭和7)年当時の中標津市街地図には、「東1条通り」「中央通り」を中心に商工業が広がっていたことが見てとれる。中でも料理店『常盤』は、農試建設に関わった宮大工の佐藤与三郎によって建設されたもので、和洋折衷のモダンな建物は、住民から大きな話題となった。

また、昭和のはじめは、馬耕による農機具のプラウに粗悪品が多かったため普及に至らず島田鍬による開墾が主流であった。そのため、松野支場長はプラウの製作技術力の向上と、移住者の開墾の促進を考えてプラウの全道大会⁷を開催し、地場産業の振興が図られ、後の満州開拓に導入されることとなった。

さらに、1934(昭和9)年の国鉄標津線の開通以降、中標津や計根別市街地で賑わいを見せた。中標津市街では駅前通りに「根室原野一」と称された『旅館中村屋』が開業し、著名人が多く宿泊していたことが当時のサイン帳から伺える。1946(昭和21)年の標津村からの分村後には、「原始的部落」と言われた中標津市街は「東1条通り」が「銀座通り」と称される程活況を呈し、分村運動の際には、本町最初の娯楽施設『共楽座』が集会場として使われた。1950(昭和25)年の町制施行後には、「白馬車」「あま太郎」などの食堂が開業し、地域に愛される食文化が育まれていった。1957(昭和32)年には、現在の「なかしべつ夏祭り」の前身である「商工まつり」が商工会創立記念事業として行われ、パレードや盆踊りなどの催しで賑わった。また、1976(昭和51)年から長い冬を楽しむイベントとして「なかしべつ冬まつり」が開催されるようになった。

文化芸術では、1946(昭和21)年に本町ではじめての総合雑誌『北方評論』が発行され

⁶松野傳(1995)『北海道農業の思い出 古巣を訪ねて』

⁷北海道庁が優良農具と指定したプラウ8種の内、新しく土地を切り開く際に用いる新墾プラウが武佐地区から2種(別所式新墾プラウと伊藤式新墾プラウ)選ばれた。

た。また、根室管内の教諭であった細見浩が生徒へ木版画を教えると共に、自身も木版画で道東の四季を描くなど、地域に関わりが深い作家によって、数々の作品が生みだされていった。

■構成要素一覧（一部）

名称	分類	指定
標津羊羹本舗	無形の民俗文化財	未指定
小澤金物店・看板	有形文化財	未指定
中標津市街地図(昭和7年当時)	有形文化財	未指定
あま太郎焼き	無形の民俗文化財	未指定
なかしべつ夏祭り・冬まつり	無形の民俗文化財	未指定
虎沢吉著『シワンプトの人々』	有形文化財	未指定
細見浩作、木版画	有形文化財	未指定

■構成要素の写真(一部)



小澤金物店看板

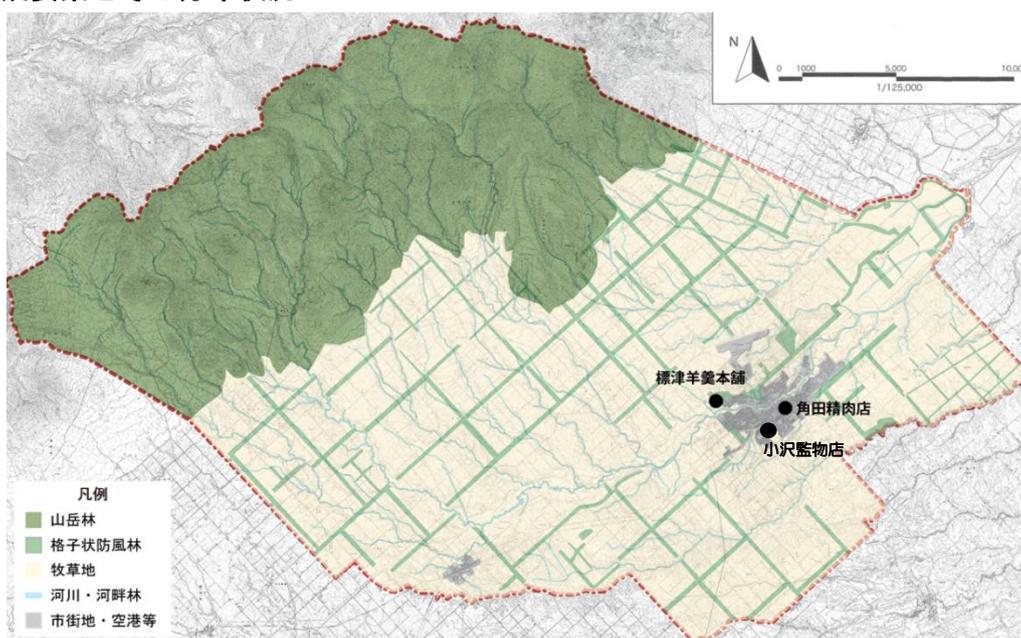


細見浩作、木版画



「シワンプトの人々」
『北のふるさと』

■構成要素とその分布状況



3. 『中標津しるべつなぎ構想』実現に向けた取り組みと挑戦

－ 『なかしべつ遺産「標」』の課題・方針・措置－

将来的に“町全体を博物館”として保存・活用を図る上での『なかしべつ遺産「標」』について、現在の状況と課題を踏まえて、方針と措置を以下のとおり設定する。

① 標津川とその支流に残る古代から近世の暮らしを伝える遺跡群

課題・方針

標津川とその支流の恵みの中で育まれてきた文化的な所産として古代集落遺跡や、アイヌ民族が築いたチャシ跡が町内に分布しており、町教育委員会では「周知の遺跡」として保護を図ってきた。しかしながら、古代集落遺跡やチャシ跡の遺跡について、町民に広く認知されていない状況にあり、そのほとんどが私有地であり、悪路のため「積極的な公開活用」が困難な状況にあった。

埋蔵文化財の保護と共に、先端技術を活用したツールを導入することにより、遺跡を身近に感じることができる。また、将来的な博物館施設等の展示・教育普及活動により、歴史文化の特徴を踏まえたストーリーを紹介して、その存在や価値について発信する。

《措置》

No.	関連事業	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
43	なし	遺跡の公開活用に向けた検討	発掘調査等により、遺跡の性格が顕著となった遺跡の公開活用に向けた検討。	行政／ 専門家	→			新規
44	25-32	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	冊子や多言語化音声ツールを用いたQRコードを使用した説明看板の設置。	行政／ 専門家 ／ 団体			→	新規
45	37	縄文・アイヌ文化等の普及事業	小中学生を対象とした出前講座により、『なかしべつ遺産「標」』の価値を広める。	行政		→		新規

② 標津川とその支流に発展した産業遺産

課題・方針

過去の文化財調査以降、澱粉工場などの産業遺産調査が進められていないため、現況を把握するため悉皆調査が必要である。また、町民有志で修理した澱粉工場の水車(武佐地区にて展示(静態保存))のメンテナンス、保存するための支援体制の構築が課題である。

明治の開拓以降、先人たちが厳しい自然環境の中で、地の利を生かし築き上げた産業遺産を後世に伝え、広めるため調査体制、支援体制の構築を図る。

《措置》

No.	関連事業	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規/ 既存
46	1	構成要素の悉皆調査	町内に分布する澱粉工場等の構成要素を把握するため悉皆調査を実施する。	しるべつなぎ会	→			継続
47	25-32	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	冊子や多言語化音声ツールを用いたQRコードを使用した説明看板の設置。	行政／専門家／団体			→	新規
48	なし	澱粉工場に関する遺構の保存の在り方について検討	地域で大切に保存されている澱粉工場の水車などについての保存の在り方について検討する。	町民／しるべつなぎ会	→			継続
49	33	イベント等ででんぷんせんべいの実演	郷土館緑ヶ丘分館オータムフェスタなどのイベントにおいてでんぷんせんべいの実演、体験を開催する。	行政／団体	→			継続

③ 400年以上も前から続く人々の憩いと集いの場・養老牛温泉

課題・方針

養老牛温泉は、多くの町民や来訪者によって「秘湯の温泉」として楽しまれている。これまでに、養老牛温泉とアイヌ文化等との関わりについては、冊子や観光情報誌、ホームページ等で情報発信されているが、まだまだ多くの地域住民には浸透していないことから、それを伝えるサインなどコンテンツづくりが必要である。このことから、町内外へ発信していくコンテンツづくりの検討を進めるとともに、そのベースとなる養老牛温泉周辺に所在する文化財を把握するための悉皆調査を実施していく。

《措置》

No.	関連事業	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
50	1	構成要素の悉皆調査	養老牛温泉周辺に所在する構成要素の悉皆調査を実施する。	しるべつなぎ会	→			継続
51	25-32	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	既存の施設をサテライトとして捉えて、歴史文化の特徴を踏まえたテーマ・ストーリーでつなげて周遊ルートの整備を検討する。	行政／専門家／団体	→			新規
52			冊子や多言語化音声ツールを用いたQRコードを使用した説明看板の設置。	行政／専門家／団体	→			

④ 道東における古代から近現代に続く交通の要衝中標津の道と駅

課題・方針

これまでに近隣市町村、民間団体との広域連携により、旧国鉄標津線跡等をめぐるフットパスツアーが展開されてきた。しかしながら、ガイドの不在や国鉄標津線の橋梁、戦跡(掩体壕)をはじめ失われた文化財もあり、衆目されず埋もれている。

中標津町交通センターに展示されている一部資料など各所に所在する文化財を体系的に伝えるためのコンテンツづくりを行い、その価値を広める。また、その際にARなどの先端技術を活用したコンテンツづくりを行うことにより、いつでも、誰もが、その価値を知ることができるようになり、ガイドの不在といった課題を克服できると考えられる。

さらに、中標津空港周辺に所在する掩体壕や格納庫などの戦跡について記録保存を目的とした調査を進める。

《措置》

No.	関連事業	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規/ 既存
53	2	戦跡の保存に向けた調査	中標津空港周辺に所在する掩体壕、格納庫の保存に向けた調査の実施。	行政／ 専門家	→			新規
54	25-32	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	中標津町交通センターの施設をエリア博物館として捉えて、歴史文化の特徴を踏まえたテーマ・ストーリーでつなげて周遊ルートの整備を検討する。	行政／ 専門家 ／ 団体	→			新規
55			国鉄標津線跡や戦跡などの遺構について、その価値を見える化するため、先端技術を活用したコンテンツづくりの開発などを検討していく。	行政／ 専門家 ／ 団体	→			新規

⑤ 旧北海道農事試験場根室支場を拠点として発展した中標津の酪農と宇宙からも見える格子状防風林がつくる酪農景観

課題・方針

2013(平成 25)年に、文化庁の国庫補助事業をはじめ「酪農文化の継承」をテーマに「見せる農業」の実践について取り組んできたが、法的な規制、試験研究に支障が出るなど、観光面での活用にはハードルがいくつもある。しかし、「酪農文化の継承」は町の代表的な景観「根釧台地の格子状防風林」や歴史的建造物との関わりなど、町の固有性を伝え、広める上で欠かせないテーマである。

以上のことを踏まえて行政、町民、民間団体の連携により、本ストーリーを活かした体験観光プログラムの構築に向けて検討を進める。

また、新型コロナウイルス感染症により中断していた文化的景観「根釧台地の格子状防風林」の構成要素である酪農文化を物語る文化財の把握調査を実施する。さらに、「文化的景観」としての価値を明らかにするための詳細調査を行う。

なお、旧北海道農事試験場根室支場をはじめとする歴史的建造物の経年劣化の進行による保存上の課題については、次節の「文化財保存活用区域」の中で方針・措置を立てる。

《措置》

No.	関連事業	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
56	1	酪農文化を物語る文化財の把握調査	酪農文化を物語る文化財の把握調査の実施。	しるべつなぎ会	→			継続
57	2	「根釧台地の格子状防風林」の詳細調査	「根釧台地の格子状防風林」について、文化的景観としての価値を明らかにするための調査を行う。	しるべつなぎ会／専門家	→			既存
58	25-32	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	既存の施設をサテライトとして捉えて、歴史文化の特徴を踏まえたテーマ・ストーリーでつなげて周遊ルートの整備を検討する。	行政／専門家／団体			→	新規
59			公開活用が難しい場所について、デジタルコンテンツを活用するなど価値の共有化を検討する。	行政／専門家／団体			→	新規

⑥ 酪農の発展とともに培われた生き生きとした生活文化

課題・方針

生活文化等を伝えるためのコンテンツが不足しており、価値の共有化が図られていない。そのため、生活文化や文学、芸術作品に関する把握調査を実施し、本ストーリーによる案内看板、説明板、デジタルコンテンツを活用して失われた町並みを再現するなど「歴史文化を活かした観光プログラム事業」の推進の検討を進める。

《措置》

No.	関連事業	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
60	1	生活文化に関する悉皆調査	地域の暮らしに関する衣食住、生活様式に関する有形、無形の文化財を把握するための調査。	しるべつなぎ会	→			新規 継続
61	1	文学・芸術作品の調査	文学・芸術作品についていわれ等を調査する。	専門家 / 行政 / 町民	→			新規 継続
62	33	芸術作品の展覧会	「郷土館緑ヶ丘分館オータムフェスタ」等のイベント開催時に芸術作品を展示する。	所有者 / 行政 / 町民 / 団体	→			継続
63	25-32	歴史文化を活かした観光プログラム事業の推進	既存の施設をサテライトとして捉えて、歴史文化の特徴を踏まえたテーマ・ストーリーでつなげて周遊ルートの整備を検討する。	行政/ 専門家 / 団体			→	新規
64	25-32		公開活用が難しい場所について、デジタルコンテンツを活用するなど価値の共有化を検討する。	行政/ 専門家 / 団体			→	新規

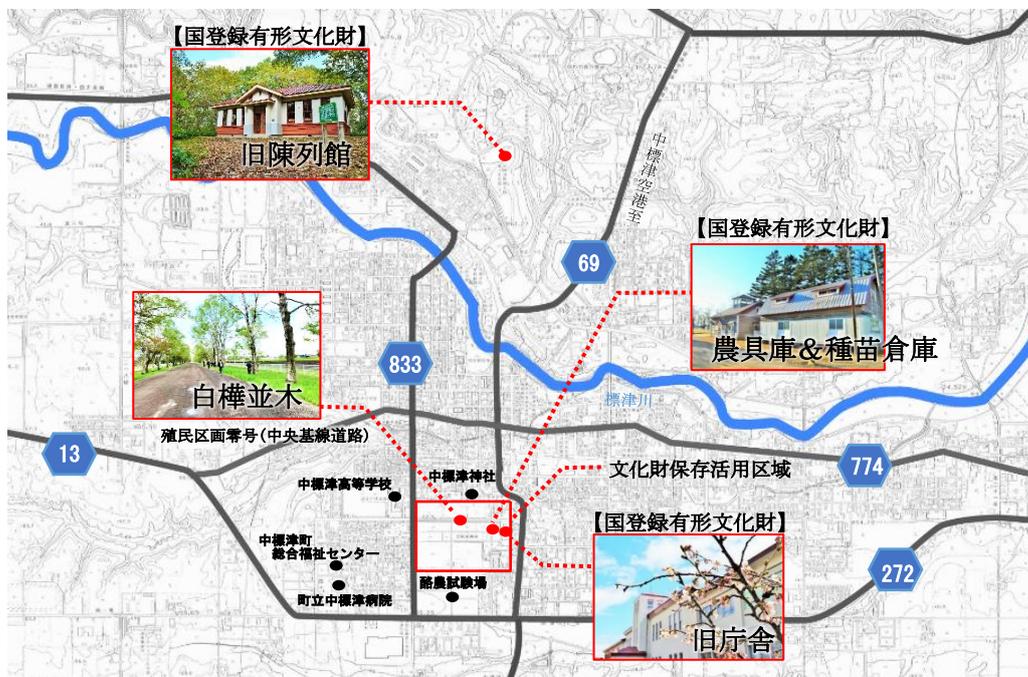
4. 『中標津しるべつなぎ構想』におけるコアエリアの設定

本中標津しるべつなぎ構想では、原野開拓民のシンボルと称された“旧農試庁舎”を「コア」として位置付け、その他、町の代表的な景観「根釧台地の格子状防風林」や、現在の町割りのベースとなる殖民区画(1898(明治 31)年設定)の基準となる号線、零号(中央基線道路)が通るエリアを「コアエリア」として位置付ける。この「コアエリア」は、文化庁指針「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱、文化財保存活用地域計画の作成等に関する指針(令和5年3月改訂)」⁸という「文化財保存活用区域」⁸にあたる。

(1) 「コアエリア」とは

「コアエリア」は、『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』が展開するエリアに対して、文化的な空間を創出するために設定するための計画区域、「文化財保存活用区域」として保存・活用の方針及び措置を立てる。この「文化財保存活用区域」の設定にあたっては、都市計画担当部局と連携を図り設定することにより、歴史文化を活かした特色ある地域づくりを総合的に推進していくことが期待される。

今後、『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』が展開するエリアについて、その価値を空間的に保存し、活用を図ることを考慮して、新たに「文化財保存活用区域」を設定する。



旧北海道農事試験場根室支場庁舎、附属施設、白樺並木 位置図

⁸ 『なかしべつ遺産「標」^{しるべ}』が展開するエリアに対して、その価値を担保するために、保存・活用を図りながら文化的な空間として創出するための計画区域である。

(2)「コアエリア」の設定について

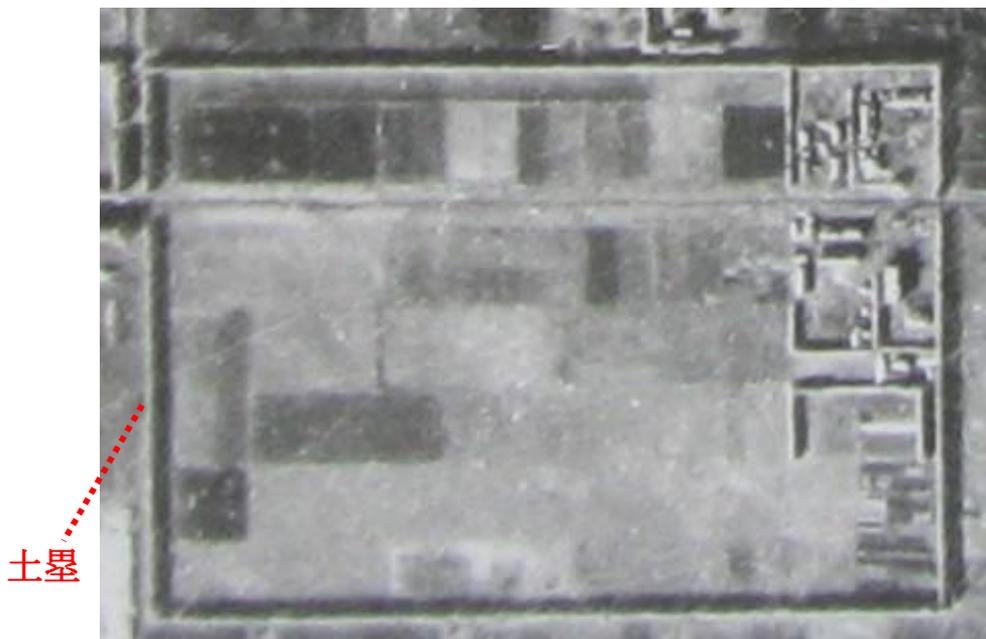
本計画では、複数の『なかしべつ遺産「^{しるべ}標」』が重層的に重なる構造で、歴史的建造物をはじめ往時の遺構が遺され、北海道の拓殖計画を色濃く留めている旧農試が開場した時の範囲を「コアエリア」として設定する。また、町の『都市計画マスタープラン』では、歴史文化を活かした魅力あるまちづくりを推進するスポットの1つに位置付けられており、先行する町の諸計画と連携しながら、歴史文化を活かしたまちづくりを進める「コアエリア」として設定する。

なお、「区域」の設定に当たっては、試験場開場当初の範囲が確定していなかったため、以下のとおり文献調査、土塁調査を実施した。また、樹木調査を実施し、開場当初から植えられている樹木を調査し、構成文化財を把握した。

①史料・航空写真による調査

開場当初の範囲を知る手がかりとなる文献史料には、松野支場長の手記『北海道農業の思い出』がある。その資料には、試験場用地周辺は土地の境界を示すために「20町歩の圃場の周辺に高さ一間の土塁をつくらせた」と記されている。

また、米軍が1947(昭和22)年10月31日に撮影した航空写真には、圃場周辺に土塁が張り巡らされていたことが判明した。さらに、圃場内に所在した職員住宅の西側や、庁舎南側等にも土塁と推定される構造物が設置されていたとみられる。



出典：国土地理院ウェブサイト(加工して掲載)

②実地調査

文献史料・航空写真による調査成果を踏まえて、現在どの程度土塁が残されているのかを把握するため、2020(令和2)年12月4日に実地調査を実施した。調査結果は以下の図のとおり開口部の数が増加しており、西5条通りに面している部分は消失していることが判明した。これまでに、全ての土塁が開場当初のものかを示す記録は確認されていないが、市街地の拡大により測量が進み、土塁を築かなくても境界がわかるようになれば、必要に応じて土塁を撤去することはあっても、土塁を復元する必要はなかったものと推察されることから、現存する土塁は開場当初に築かれたものである可能性が非常に高いと考えられる。



『1954年版町勢要覧』より掲載。
赤矢印が土塁。



旧庁舎周辺に残る土塁

また、現地調査の際には、松野支場長が記した「高さ一間の土塁」に着目し、数ヶ所で土塁の高さを計測したところ、実寸値は300mm～900mm(1尺～3尺)あった。試験場建設の際に使用された図面の「配置図」に記載された土塁は、高さ約1,500mm(5尺)、幅が1,800mm(1間)であり、さらに古い写真に写っている門柱と土塁の高さを比較しても、「高さ一間」にはいずれも届いていなかったことから、「幅」が一間であった可能性がある。



凡例
—— 現存している土塁
- - - 失われた土塁推定
ライン

2010(平成22)年撮影航空写真

さらに圃場内部にて、酪農試験場職員へ聞き取り調査を実施したところ、開場当初から土地の改変を一切行っていない一画があることをご教示いただいた。過去に試験場内で調査された地層はその一画のもので、現在に至るまで意図的に残されており、今後も残され続けていく稀有な場所も含んでいる。

このように、文献史料、航空写真、実地調査によって、開場当初より圃場周辺に土塁が張り巡らされていたことが推察されることから、「区域」は開場当初の範囲で設定することとした。

③樹木調査

松野支場長は、大自然と近代建築物との調和を考えて、場内の前庭一本の植樹にしても、あらゆる面からお互いに調和がとれるよう配慮して植栽されていることから、開場当初の景観を構成する貴重な文化財であると推察される。このことから、開場当初に植栽された樹木がどのくらい残されているのか、また歴史的な謂れが確認できる樹木を把握することを目的に調査を実施した。

まず、文献史料で抽出される樹木は、松野支場長が場内のメインストリートとして植栽した「白樺並木」と官舎の前に植栽した「桜並木」がある。「桜並木」については、田辺安一支場長の著書『路傍に生きて』（1989(平成元)年発行)によれば、「桜並木」は、試験場の桜は町民が桜の名所として親しんだことから「桜ヶ丘」の地名の由来となったと記されており、謂れのある樹木である。両並木の樹木は現存しているが、桜は寿命を迎え衰弱が著しい。白樺並木の保存状態については、後で述べる。

試験場建設の際に使用された図面の「配置図」には、手書きで木々の植栽位置が追記されている。実際に、図面の植栽推定場所と現地を対照したところ、開場当初に植えられた樹木が現存していたのは、3本のみであることが分かった。また、旧庁舎裏側のミズナラは、開場前からあった樹木であり、クリは開場直後に植栽されたものである。さらに、旧庁舎南東側に植えられているオオモミジは、1928(昭和3)年に撮影された写真には写っていないが、樹齢から開場当時に植栽されたものと推察される。

以上のことから、クリ、ミズナラ、イチイ、オオモミジ、白樺並木、桜並木を構成文化財として抽出することとした。



旧庁舎正面 イチイの木



旧庁舎裏 クリの木

(3) 「区域」の価値説明

旧農試は、「北海道第二期拓殖計画」に基づき開場されて以降、根釧原野開拓の礎として果たした「歴史的価値」があり、このことが現在も面的及び空間的に示されており「建築史的価値」、「景観的価値」を高めている。

また、開拓当時を知る地域住民にとって、往時の記憶が蘇る数少ない場所であり、先人たちの歴史に思いを寄せ、後世に残そうと語り継ぎ保存運動を展開した人々や先人たちの思いが詰まっている（「思入れ価値」⁹）。

① 歴史的価値

1927(昭和2)年から始まった北海道第二期拓殖計画は、国内の過剰人口や食料自給問題を北海道で解決しようとしたもので、期間を20年と区切り、関東大震災の被災民のほか本州民の招致により農耕適地の拡大と、畜産の農業経営の導入及び北海道の人口600万人の達成が主目的であった¹⁰。

旧農試の建設はその計画の一環によるもので、新規移住者に対しての拓殖上の指導と、この地方の基礎的研究及び試験を徹底的に行う必要があることから国費をもって設置された。鉄筋コンクリート2階建ての本庁舎は開拓民に安心感を与え、設置された中標津市街は急速に拡大し、中標津町発展に大きく寄与した。

この施設の管轄は、現在の根室振興局管内のみならず釧路総合振興局の川上・厚岸両郡の一部も含んでおり、1931(昭和6)年当時、全道20ヶ所あった移住者世話所のうちの11ヶ所¹¹を担当し、厳しい自然環境、且つ広大な根釧原野の移民を支援し開拓を推進していった。

また、試験場が設置されるまでこの地方は脆弱な穀物、豆類を主とした農業であり、定まっていなかった農業経営方針を1930(昭和5)年度から混合農業にするため指導を実施した。さらに1931(昭和6)、1932(昭和7)年の冷害凶作後、1933(昭和8)年には、「根釧原野農業開発五カ年計画」により酪農への転換指針が打ち出されることになるが、その素案は1927(昭和2)年～1932(昭和7)年に在職していた松野支場長をはじめ、試験場の試験・研究データがベースとなっていた。

試験研究と開拓指導の成果により、この地に開拓民は定着し、寒冷地に強い作物や農機具の改良が行われ、今日、根釧地方は大酪農地帯へと発展するに至っている。さらに

⁹NPO 法人歴史的・地域資産研究機構の造語。「住民が保存活動をしているもの、特別な愛称で呼ばれているもの、まちづくりや地域活性化のきっかけとなっているもの、地域住民に深く愛されているもの。」
NPO 法人歴史的・地域資産研究機構(2015)『歴史は生きる「ちから」 北海道の歴史的・地域資産を活かすための活用ガイドブック れきけん活用ガイド』

¹⁰世界恐慌、日中戦争の勃発や太平洋戦争への拡大で目的変更を余儀なくされたことにより、初期の目的は達成されることはなかった。[結果的に耕地は減少し、牛馬は目標の38%、人口は目標の58%に過ぎなかった]

¹¹根室管内は厚床、中標津、計根別、西別、上春別、中春別、西春別、上西別の8ヶ所、釧路管内は茶内、弟子屈、虹別の3ヶ所。

これらの成果は、自然環境の厳しい満州の開拓指導でも大いに発揮されていた。

＝まとめ＝

国内の問題に対する解決策として北海道開拓を進めるにあたり、試験場を設置。

(=国策)

↓

冷害凶作に苦しめられたが、試験場と移住者世話所等の尽力により開拓民はなんとか定着。試験研究により土地に合った産業(混同、酪農)を提案、指導した。

↓

根釧地方を大酪農地帯にした中心的施設(機関)であった。

また、その成果は松野支場長により、満州開拓にも活かされた。

② 建築史的価値

旧庁舎をはじめ附属施設である旧陳列館や種苗倉庫、農具庫は、北海道庁土木部建築課によって、営繕事業が行われている。その事業を主導したのは、台湾総督府建設に携わった初代土木部建築課長福岡五一であり、昭和初期の道庁営繕建築思想の一端を今に伝えている。特に、旧庁舎は北海道庁営繕事業における初期の鉄筋コンクリート造作品である。また、旧庁舎の建物は、改修変更はされているが、創建時の概形をよく保っており、内部の場長室廻りでは、特に内部造作も含め、旧状を良く遺している。また3階のペントハウス部分には、創建時の窓建具や外壁の黄土色系モルタルなどが遺されており、将来的に開場時の姿に復原する際の参考となる。

その他、試験場の附属施設である旧陳列館の建設には、本町の宮大工であった佐藤与三郎氏が手掛けており、その技術を伝承することを目的に佐藤氏の弟子である地元建築業者によって現在地へ移築復元されている。

また、北海道の酪農村を特徴づける腰折れ屋根の種苗倉庫や農具庫など、農業関連施設も現存しており、旧農試が果たした役割が今も示されている。

③ 景観的価値

旧農試は、明治時代より始まった北海道開拓の際に用いられた「殖民区画」に基づき場内の区画設定が行われており、松野支場長が原野と近代建築物との調和を考えて場内の構想を練って、建物や圃場、樹木などが配置された。また、場内のメインストリートとして植栽した「白樺並木」は、「殖民区画」の号線、零号(中央基線道路)に基づくものであり、この号線と基線が起点となって、当地域の農業景観が形成されていった。さらに、開場当初からの試験研究データが蓄積された圃場が現在も酪農試験場へ受け継がれ、今日の根釧地域における一大酪農地帯を支えており、「営農景観」として現在まで保全されている。

このように、北海道の拓殖計画に基づき、松野支場長をはじめ先人たちによって、考え尽くされた構想により、今でも開場当初からの景観が色濃く留められており、中標津市街地の中でも異彩を放ち「文化的な景観」を呈している。

④ 思い入れ価値

2003(平成15)年に、旧庁舎は新庁舎への移転を機に解体が予定されていたが、往時を知る地域住民にとって、原野開拓の折、農業経営を営む上で、心の拠り処となった場所であり、「原野開拓の象徴である」と惜しむ声が上がって保存運動が展開されていった。

また、保存運動を先駆けた佐々木信重氏は、「『不毛の地』と言われた根釧原野で農業ができるようになったのは、農試が取り組んだ土地改良の研究(冷害凶作への対策指導)のおかげだ。庁舎を地域の歴史的モニュメントとして保存してほしい」(『北海道新聞』2003(平成15)年6月15日発行)と訴えていた。その結果、北海道庁から町への無償譲渡が実現し、NPO法人伝成館まちづくり協議会によって今日まで大切に、旧庁舎の保存・管理が行われている。また、原野開拓の面影を色濃く留めていることから、開拓当時の歴史が蘇り、先人たちの思い出を後世に語り継ぐ活動が行われた。このように、先人たちへの思い入れが詰まった場所となっている。



旧庁舎の保存運動の様子
(画像：NPO法人伝成館まちづくり協議会提供)

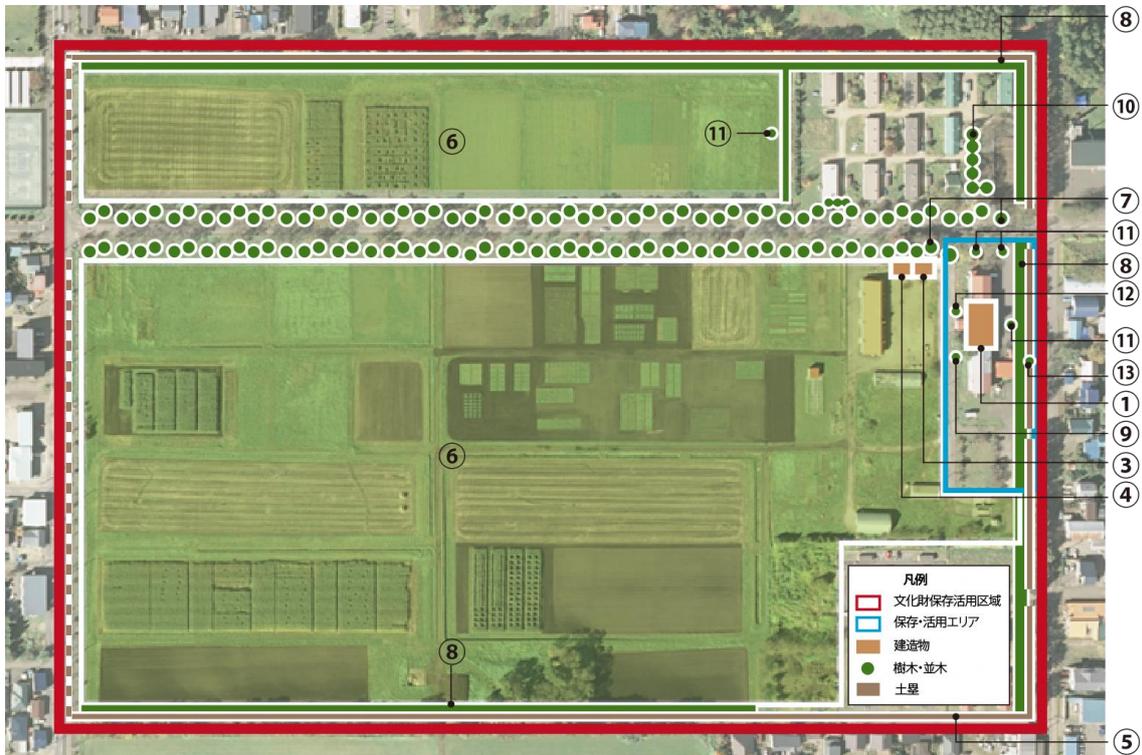


イベント開催時の様子
(画像：NPO法人伝成館まちづくり協議会提供)



第1回語り部談義メンバー
(画像：NPO法人伝成館まちづくり協議会提供)

(4)コアエリアの位置図及びエリア内の主な文化財



* 開場当初の範囲で「文化財保存活用区域」(赤枠)を設定した。

文化財一覧 ※1未指定含む。 ※No. 2陳列館は場内より森林公園へ移築復元されている。

番号	名称	種別
1	旧北海道農事試験場根室支場庁舎	建造物(国登録有形文化財)
2	同 陳列館	建造物(国登録有形文化財)
3	同 種苗倉庫	建造物(国登録有形文化財)
4	同 農具庫	建造物(国登録有形文化財)
5	同 土塁	土地の形質
6	同 圃場	樹木
7	同 白樺並木	樹木
8	同 防風林	樹木
9	同 クリの木	樹木
10	同 桜並木	樹木
11	同 イチイの木	樹木
12	同 ミズナラの木	樹木
13	同 オオモミジの木	樹木

(5) 「コアエリア」に関する課題について

2017(平成29)年9月15日に公益財団法人北海道市町村振興協会より助成を受けて「今も残る昭和初期の開拓景観を考える公開シンポジウム」を開催し、当該区域を保存・活用する上でどのような課題があるか地域住民と専門家、行政職員含めてグループに分かれて意見交換を行った。その際に、大きく「町民側」、「行政側」、「町民団体」、「その他 事業者、町外の人など」4つの視点で現状・課題を把握した。



シンポジウムの様子

① 「町民側」(※以下、原文を尊重して記載)

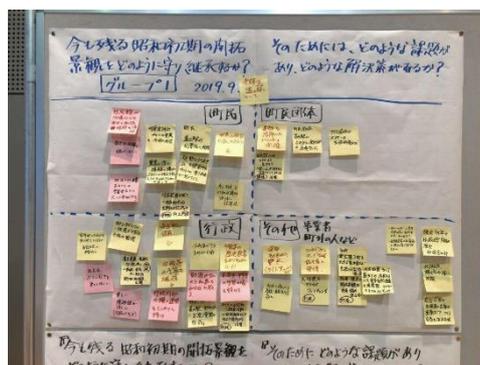
- ・当該区域の歴史的価値を知ること。
- ・旧農事試験場が果たした地域の歴史をどのように次世代へ継承するか。
- ・往時の歴史を知る語り部やイベント、見学会など学ぶ機会を増やし、大いに参加すること。
- ・文化財としての建物、景観を町民がどのように感じるか？



グループワークの様子

② 「行政側」

- ・小中学生の学習の場を設ける。
- ・郷土館としての一括展示空間の整備
- ・伝えるボランティア、ガイドの育成
- ・データの聞き取り保存・公開
- ・SNSによる情報発信の拡大
- ・SNS、写真、絵画、コンテストの開催
- ・インバウンド対応
- ・道の駅の併設
- ・陳列館(郷土館緑ヶ丘分館)の移築復元
- ・酪農景観を伝えるパンフレットの作成
- ・建物を保存するための財源確保(寄付、ふるさと納税)
- ・白樺並木の保存
- ・学芸員の増員



グループワークでまとめられた表

③ 「町民団体」

- ・ 建物を活用したイベントの開催
- ・ 伝成館(旧庁舎)の入りやすさ、見やすさ
- ・ 若い人がいきたくなるイベントの開催
- ・ 「中標津の応援団」に
 - ①行政の間に立って、伝え広める
 - ②保存・活用のために活動する(資金集め)
- ・ 価値の共有、情報の共有
- ・ 教育・子供・大人も開拓の歴史をドラマ化して若い世代に伝える。
- ・ 資金を集める+衆知する みんなか？
- ・ 歴史的建造物の内覧会の開催
- ・ 財源確保⇒クラウドファンディング
- ・ 多くの人と交流する場をつくる
- ・ 農協との連携により農業の歴史を伝える
- ・ 白樺並木を強調保全する
- ・ グッズを作り販売する
- ・ 郷土館友の会⇒歴史(郷土史)友の会団体をつくる
- ・ 町民活動団体も必要性・重要性をアピールする

④ 「その他 事業者、町外の人など」

- ・ 建物そのもののPR(ライトアップなど)
- ・ クラウドファンディングを使った保存・活用
- ・ 別海町、標津町との開拓景観の共有・協力・伝え合う
- ・ よその人の視点でコメントをして欲しい。(新しい価値に気づく)
- ・ 有効利用して欲しい。
- ・ 中標津の応援団になって労働とお金を提供する
- ・ 酪農景観のパンフレット作成
- ・ パンフレットの周知が足りない。
- ・ 企業広報と関連付けたサポート
 - ⇒ホクレンさん、雪印さんなどから協力してもらえないか？
- ・ イベント開催時、白樺並木を通行止めにしたい！
- ・ 農業体験(トラクター体験、プラウレース、農具体験)などイベントの開催

上記のシンポジウムによって挙げられた現状・課題を踏まえて、以下のとおり課題1～4までを整理した。

課題1 保存する上での課題

① 調査研究

旧農試について、日本史的、北海道史的な位置付けが課題であり、文化財としての価値を高めるための資料の収集及び調査研究が必要である。

② 歴史的建造物の老朽化による保存修理の必要性

旧庁舎及び附属施設は設置されてから90年以上が経過し、建物の老朽化が顕著となり、大規模な保存修理工事が必要で、その財源確保が課題となっている。同時に、旧庁舎を管理しているNPO法人伝成館まちづくり協議会における維持管理費用のコストが大きな負担となっており、2022(令和4)年4月より役場農林課から町教育委員会の文化財保護行政に所管替えを行い、微力ながら行政とNPO法人伝成館まちづくり協議会との協働での維持管理に努めている。また、旧陳列館(郷土館緑ヶ丘分館)の耐震化及び改修工事に合わせて開場当初の様相に戻すことを鑑みて、原位置に移築復元すべきかが検討課題となっている。

このように、歴史的建造物の老朽化が顕著であることから、現在、NPO法人伝成館まちづくり協議会が管理している旧庁舎においては、不特定多数の出入りは安全性や、建物への影響を鑑みて公開活用を控えている。また、旧庁舎を公開活用する際には、段差の高い階段があるなど高齢者や障がいのある方にとって使いにくい面もあり、ユニバーサル化についても検討していく必要がある。また、酪農試験場¹²が所管している種苗倉庫、農具庫2棟の建物の保存及び公開活用については、防疫上の観点から不特定多数の出入りは不可能であることから、町への譲与移築が提案されている。しかしながら、個々の建物の建築意匠に加えて、圃場や土塁、白樺並木を含めて、開場以来の試験場が当地域に果たした役割が示されていることに大きな価値があることから、建物を原位置で保存し、一体的に保存することが望ましいと考えるが、その在り方については、引き続き検討していく必要がある。



旧庁舎の礎石の状況

¹² 正式名称は「地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部酪農試験場」。

③ 防災上の課題

これまでに、旧庁舎をはじめとする歴史的建造物の耐震診断調査は実施されていないが、一部建物においては基礎のズレや、部材の歪みなど目視からもその耐震性が十分ではないことが推定される。

将来的に予測される大規模地震が発生した場合、倒壊に瀕する可能性が高いことから、耐震調査及び耐震改修工事の実施が必要である。また、防災・防犯体制について、所有者、管理者、文化財保護行政が連携し相互に情報を共有するなど体制づくりが必要であり、歴史的建造物の保存や公開活用する上で防災設備の整備も求められる。

④ 白樺並木の保存上の課題

旧農試が、開場時に植栽してから 90 年以上経過していることから、歴史的、景観的に保存できるか否かについて樹木医である金田正弘氏（日本樹木医会北海道支部長）へ依頼し、2021（令和 3）年 5 月 25 日に調査を実施した。その結果、幹の「枯死」、「凍裂」、「樹皮枯死」、「腐朽部露出」、「蘂（ひこばえ）」等の症状が現れており近い将来倒木の危険性が高い白樺を 35 本確認し、さらに、「ぶら下がり枝（かかり枝）」、枝の亀裂により枝先の落下の危険性の高い樹木を 2 本確認した。



枯死状態の白樺

金田氏の所見によれば、「白樺自体は寿命が 100 年ない中で、この白樺並木は 100 年近い月日が経ち、寿命に瀕していると考えられるが、その保護処置においては前例がなく、多額の予算を投入し保護処置したところで 10 数年持ち応えられる確証はない」とのことだった。したがって、倒木などの危険性の高い白樺から伐採を行っていくことが求められるが、どのように景観を保存していくかが課題となる。

その景観の保存に在り方について、金田氏の所見に基づき役場都市住宅課及び町民による任意団体「みんなの景観なかしべつプロジェクト」において、樹木の本数、樹種、樹高、直径、その他の特徴について 2022（令和 4）年 7 月から 9 月にかけて調査を実施し、同年 10 月 26 日に金田樹木医を招聘して詳細調査及び診断を実施し、倒木の危険性のある樹木を伐採した。今後、町民との協働による並木の維持・保存を検討する。

《日本樹木医会北海道支部 支部長 金田正弘氏の所見 ※一部抜粋要約》

(1) シラカバの維持管理

シラカバは短命であることから、今後も観察を行い、危険木の除去を継続して実施しなければならない。

(2) シラカバ大径木の樹齢

樹齢 90 年を超えている事は前例がないことから、古く傷んだシラカバを処分し、若い後継樹に植え替える必要がある。

(3) 一般的なシラカバの特徴

シラカバは、一般的には 20～30 年が寿命であり、直径 50cm は大径木である。日当たりの良い明るいところを好むことから、開けた場所に一斉に成長する。若い小さな苗を多く植えて、急速に生長させるのも一つの方法と言える。

(4) シラカバ並木の保存

古木のシラカバを保存するには、樹高の大きさ幹枝の傷みの激しさから大変難しく、人員、費用もかかることから、植栽後 30 年を目処にして更新(植え替え)維持管理体制を構築する必要がある。

課題 2 価値を共有する上での課題

これまでに、個々の歴史的建造物の基礎的な調査やその成果について各方面でイベントや SNS 等で情報発信はされているが、区域内に点在する個々の未指定を含めた文化財について、歴史文化を物語る関連性あるまとまりとして体系付けて共有されていないため、町民や地域住民の中で、地域の財産でもある文化財としての価値や魅力を発信していかなければならない。

町の歴史文化を伝える拠点施設として、郷土館が挙げられるが本章で述べたとおり、町郷土館は築 50 年が経過し建物の老朽化が進み、展示スペースも狭く、歴史文化を体系的に伝えていくことは難しい状況にある。そのため、地域の歴史文化を体系的に発信する拠点施設として、かつて根室原野開拓の礎となった旧庁舎が挙げられる。しかし、前述のとおり建物の保存上の課題、運営管理上の課題があり、建物の積極的な公開活用が困難な状況にある。将来的には、地域らしさやアイデンティティを示す歴史文化の発信、ふるさと愛を育むためのコアとなる拠点施設整備の構想が求められる。

課題3 地域に活かす上での課題

① 歴史文化の魅力発信事業(ソフト面)の充実化

「区域」は、歴史的建造物の保存管理上公開活用が困難なことから、観光振興を目的とした域内の文化財の周遊ルートの設定や、WEBサイトを整備するなどの積極的な事業展開が難しい状況にあった。今後は、「区域」へのアクセスを明確化するなど公開活用に向けた取り組みを図ると共に、「区域」内において、歴史文化の価値や魅力を伝えるためのガイドの育成が課題に挙げられる。また、多様な地域資源を掘り起し、魅力的に伝えるために学芸員の増員を含む体制整備が必要である。

農試の歴史を知る地域住民は「農試が出来たから、この町は発展した」と口々に話しており、かつては地域のシンボルとしての役割を持っていた。今一度ふるさとの誇りやアイデンティティを見直し、次世代へ継承するための教育普及、町民向け、観光向けのイベント及び各種講座などソフト事業の展開が求められる。

② 試験圃場エリア

酪農試験場が保存管理している種苗倉庫、農具庫が所在する「試験圃場エリア」へは、前述したとおり不特定多数の出入りは、試験研究に影響を及ぼすことから、将来的な公開活用の在り方については熟慮しなければならない。

課題4 仕組みづくり

本章で述べたように、高齢化が進み地域の歴史文化を語る住民が年々少なくなり、次世代への継承が難しくなっており、どのように地域で語り継いでいくかが課題となっている。れまでに、NPO法人伝成館まちづくり協議会では、旧庁舎の保存管理を行いながら、「語り部談義」と題し、先人たちの聞き取り調査及び郷土資料の収集調査研究を行い、その成果をインターネット上の動画やブログにて公開してきた。

しかしながら、団体の構成メンバーの高齢化が進み、会員数も減少していることから、担い手の育成が必要となってきた。また、同時に、現在まちづくりに寄与している町民活動団体との連携を強化していく事が求められる。

「区域」の保存活用を図るには、文化財の保存に必要な修理、設備、防災対策、収蔵施設等の整備に係る経費について財源を確保していく必要がある。そのためNPO等の民間団体、企業と行政が連携し、民間ならではのノウハウを取り入れながら、地域振興を目的とした文化財の活用事業に取り組み「文化財の保存・

活用のサイクル」を構築し、地域全体で文化財を次世代へ継承するための気運の醸成が不可欠となっている。

(6) 「文化財保存活用区域」に関する保存・活用の方針

旧庁舎を中心に、町の歴史文化をつなぐシンボルエリアとして一体的に、保存・活用を図るため次のとおり4つの方針を立てて、郷土への愛着や誇りを育み、観光・産業振興を図り地域の固有性、魅力を高めるための事業を推進していく。

方針1 開場以来の遺構を一体的に保全する

国登録有形文化財である旧庁舎、附属施設について、調査研究を行い、適切に文化財の保存・活用を図るため個別の「文化財の保存活用計画」を作成し、本町の『総合計画』、『景観計画』等の町の計画とも連動していく。

また、当該「区域」エリアは、建物のみならず、酪農試験場がこれまでに圃場において地域の産業を支える試験研究を続けてきた結果、現在まで営農景観として守られており、今後も官と民で連携して、土塁や白樺並木を含めた開場以来の遺構を一体的に保全を図る。

方針2 ふるさと愛を育む — コア博物館機能の充実化

町への愛着、ふるさと愛を育むには、先人たちが築き上げた有形、無形の文化財、その周辺に広がる文化的な景観を守りながら、その背景にある人々の物語を適切に伝承していくことが欠かせない。そのためには、町民一人一人が町の歴史文化を探求したり、文化財に親しむことのできるコア博物館機能を併置した拠点施設整備構想を検討する。

方針3 歴史文化を活かした地域づくり — 観光・商業・産業振興

町の特徴を示す歴史文化を踏まえたストーリー、それによって派生した「根釧台地の格子状防風林」をはじめとする文化財を国内外に向けて発信するため「区域」をコアとした観光拠点整備事業を進める。

その一つとして、地域を訪れる人々に対して、「区域」を中心に、有形、無形の文化財をストーリーで辿れるよう周遊ルートを整備して案内する他、町の基幹産業である

酪農文化を学んだり、乳製品づくりなどの体験を通して地域の魅力を味わうことのできる「滞在型観光」を目指した基盤を整えていく。

二つ目に、酪農文化の歴史を物語る当該「区域」において、官民連携して乳製品等の地場産品を使った商品をイベントで販売するなど地域資源を効果的にアピールすることを目的とした事業を展開し、ブランド力の向上を図り、新たな雇用の創出、交流人口を増やし、まちの賑わいづくりを推進していく。

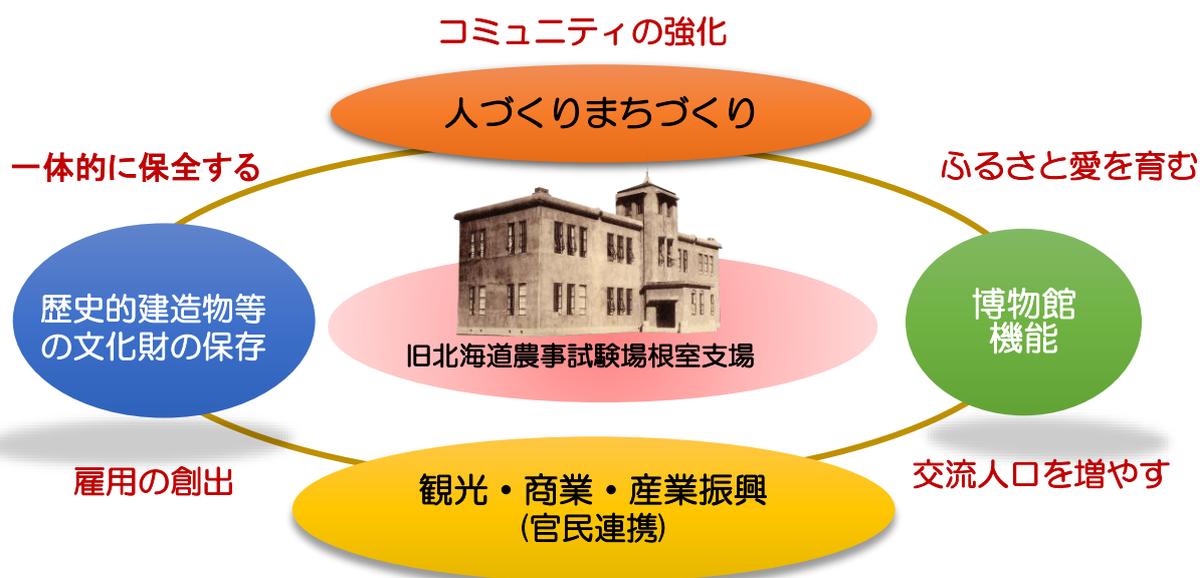
しかしながら、旧庁舎や白樺並木等の活用に関しては、現役の試験圃場が隣接することから、試験研究に支障のないよう熟慮しなければならない。

方針4 人づくりまちづくりの拠点 — コミュニティの場

当該「区域」を拠点に、様々な町民団体や地域住民が集い、文化財に親しむ機会を増やし、文化財保護活動への興味関心を深め、ノウハウの蓄積や人材育成を促し、行政と町民、民間団体との連携を強化し、社会全体で文化財を保護する気運の醸成を図り、文化財を活かしたまちづくりを推進していく。

そのような気運の醸成の中で、行政と町民との架け橋となる次世代の地域コーディネーターが育ち、官民連携がより強固なものになっていくことが期待される。

同時に、町の歴史文化を活かした観光基盤整備事業を進めることにより、地域住民が地域の魅力を再発見したり、「地域の誇り」を改めて認識する機会につながることを期待される。



(7) 「文化財保存活用区域」に関する保存・活用の措置

方針1 一体的に保全する

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
65	旧農試建物調査	旧農試の建物について、歴史的価値を探求するための学術的な調査を実施する。	行政／ 専門家	→			新規 継続
66	個別の「文化財の保存活用計画」作成事業	文化財の所有者・管理者および専門家等による検討委員会を設置し、個別の文化財に対する保存活用を図るための事業計画を立てる。(建物の保存管理・防災・耐震・活用策について検討する。) ※旧陳列館の移築復元についても検討する。	行政／ 専門家 ／文化 財所有者・ 管理者		→		新規
67	旧農試航空測量による記録調査	航空測量による建物、周辺環境を含めた記録保存調査を実施する。	行政／ 専門家		→		新規
68	旧農試耐震調査	建物の耐震調査の実施。	行政／ 専門家 ／文化 財所有者・ 管理者			→	新規
69	旧農試詳細調査	建物の不具合箇所や、その他劣化部の調査を実施する。	行政／ 専門家 ／文化 財所有者・ 管理者			→	新規
70	旧農試整備事業	建物の保存整備事業を実施。	行政／ 専門家 ／文化 財所有者・ 管理者			→	新規
71	白樺並木のモニタリング調査	定期的に樹木医による調査の実施。	行政／ 専門家 ／団体	→	→	→	新規 継続
72	白樺並木の保存管理	樹木医の指導の下、状態の良い幹(シンボルツリー)や薬を残し、倒木の危険性が高い幹を年	行政／ 専門家 ／団体	→	→	→	新規 継続

		次計画で緊急性が高いものから順次伐採すると共に、補植して景観を維持する。					
--	--	--------------------------------------	--	--	--	--	--

方針2 ふるさと愛を育む — コア博物館機能の充実化

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存 継続
73	文献史料調査	旧農試に関する文献史料の収集、調査を実施する。	行政／ 団体	→			既存 継続
74	旧農試建造物 保存修理検討 委員会(仮称) の開催	委員会を立ち上げ、「基本構 想」、「基本設計」、「実施設計」 を策定する。	委員会 ¹³			→	新規
75	博物館施設 (増築棟)の 整備の検討	歴史文化を踏まえたストーリー に基づく郷土資料の展示公開、 資料の保存管理、教育普及事業 等の博物館機能の充実化を図る ため旧庁舎に隣接して博物館施 設(増築棟)を設置することを検 討する。	委員会			→	新規
76	旧農試歴史的 建造物の保存 修理事業	旧農試、歴史的建造物の保存修 理事業に着手。	委員会			→	新規
77	公共空間の整 備	地域住民や訪問者が利用しや すいように駐車場などを整備 する。	委員会			→	新規
78	旧農試整備構 想事業の普及	建物見学会、フォーラムの開 催、パネル展や冊子で事業を紹 介するなど、文化財保護に対す る地域住民の気運醸成を図る。	委員会			→	規新

¹³ 「旧北海道農事試験場根室支場建造物保存修理検討委員会」(仮称)。

79	博物館機能の充実化	郷土資料の収集、保存管理、調査研究、展示、教育普及等の活動を一体的に実施する。	委員会					新規
----	-----------	---	-----	--	--	--	--	----

方針3 歴史文化を活かした地域づくり — 観光・商業・産業振興

No.	事業名	内容	主体	前期 R6-8	中期 R9-12	後期 R13-15	新規 / 既存
80	観光案内のガイド機能の検討	文化財の周遊ルート拠点である旧庁舎にて観光案内を行えるよう観光案内ガイド機能についても検討していく。	行政/ 団体				新規
81	交通アクセスの整備	中標津空港やバスターミナルからの交通アクセスを検討する。	委員会				新規
82	WEBサイトの開設	訪問者向けのWEBサイトを開設する。	行政				新規
83	案内板、説明版の設置	旧農試エリアまでの案内看板、区域の構成文化財の説明板を設置。	委員会				新規
84	なかしべつ文化財ユニークベニュー事業(仮称)「伝成館マルシェ」の開催	酪農文化をテーマとした地産地消イベントとして乳製品や地場産品を使った焼き菓子、ケーキ、パンの試食販売や歴史文化のパネル展示、開拓時代の農機具などを実際に体験できる催しを開催する。	行政/ 農協/ 商工会/ 団体				新規 継続

方針4 人づくりまちづくりの拠点 — コミュニティの場

No,	事業名	内 容	主 体	前期 R6-8	中期 R9- 12	後期 R13- 15	新規 / 既存
85	町民・町民団体の活動拠点	旧庁舎に、町民や町民団体、企業が、会議やイベントを開催できるように多目的室を設ける。	団体/ 企業			→	新規
86	原野開拓を伝える普及事業	開拓当時、実際に使っていた農機具の使用体験や、語り部を招いて話を聞く場を設けるなど次世代へ伝承する取り組みを実施していく。	行政/ 団体			→	新規
87	環境美化活動	「区域」内の環境美化作業を行政、町民団体で実施し、「開場当初からの景観」を適切に保全し、歴史文化に対する意識を強化していく。	行政/ 団体			→	新規
88	ガイドの育成事業	当該「区域」の歴史的価値やその魅力を伝えるガイドを育てる。	町民/ 団体/ 行政			→	新規

第10章 文化財の防災・防犯体制

1. 文化財の防災・防犯に関する現状・課題

地球温暖化に伴う気候変動により、異常気象が続き全国的に水害による被害が発生しており、道内では2016(平成28)年に、観測史上初となる3つの台風が通過し、道東地域を中心に土砂災害や河川の氾濫による甚大な被害を被っている。現在、本町の郷土館施設は、町の洪水ハザードマップの浸水区域に該当しており、対策を検討する必要がある。また、道東地域では近い将来大規模地震が発生する確率が80%以上と高まっていることから歴史的建造物の耐震調査、耐震改修が不可欠となっている。このように、近い将来起こりうる水害、地震などの自然災害や火災により文化財の損壊のリスクが高まっていることから、災害時においては、郷土館や収蔵庫施設の損壊により資料の破損、盗難などの防災・防犯対策、管理体制が課題となっている。

2. 文化財の防災・防犯に関する方針・措置

町の『地域防災計画』、『職員初動マニュアル』に即し、災害時において文化財担当者は文化財、郷土館、郷土資料収蔵庫の被災状況の把握に努め、平時は町の文化財の位置情報を把握するための調査を実施して、地域住民と共有する。その他、文化財の滅失・毀損・亡失・盗難に備えたデジタルアーカイブや3D撮影によるフォトグラメトリーなどの「記録保存」の在り方についても検討していく必要がある。また、文化財の災害時のリスクを最小限に抑えるための防災訓練の実施や防災設備整備の検討を行い、行政及び文化財所有者・管理者、博物館施設等との連携、情報の共有、管理体制を構築する。被災した際には、『北海道文化財保存活用大綱』に基づき、北海道教育委員会及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターへ助言、指導、連携、協力を仰ぎ「文化財レスキュー」を進めていく。

また、必要に応じて町民団体へ応援を依頼し、資料の移転、「文化財レスキュー」を連携して行う。歴史的建造物については、個別の『文化財の保存活用計画』を作成し、大規模地震に備えた耐震診断、耐震改修、防災対策の検討を進める。

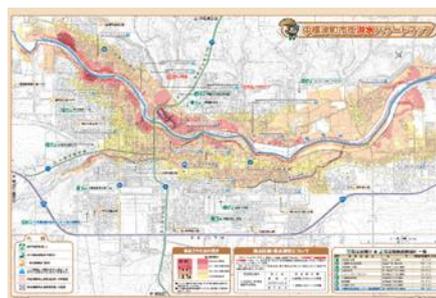
その際は、文化庁のガイドライン「国宝や重要文化財(建造物)等の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財(美術工芸品)を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」を参考にする。

現在、郷土館施設については、町の洪水ハザードマップ¹に該当していることから、郷土館機能の移転を検討すると共に、災害時を想定し初動対応に備える。



NPO 法人伝成館まちづくり協議会における消火訓練の様子。

(画像：NPO 法人伝成館まちづくり協議会提供)

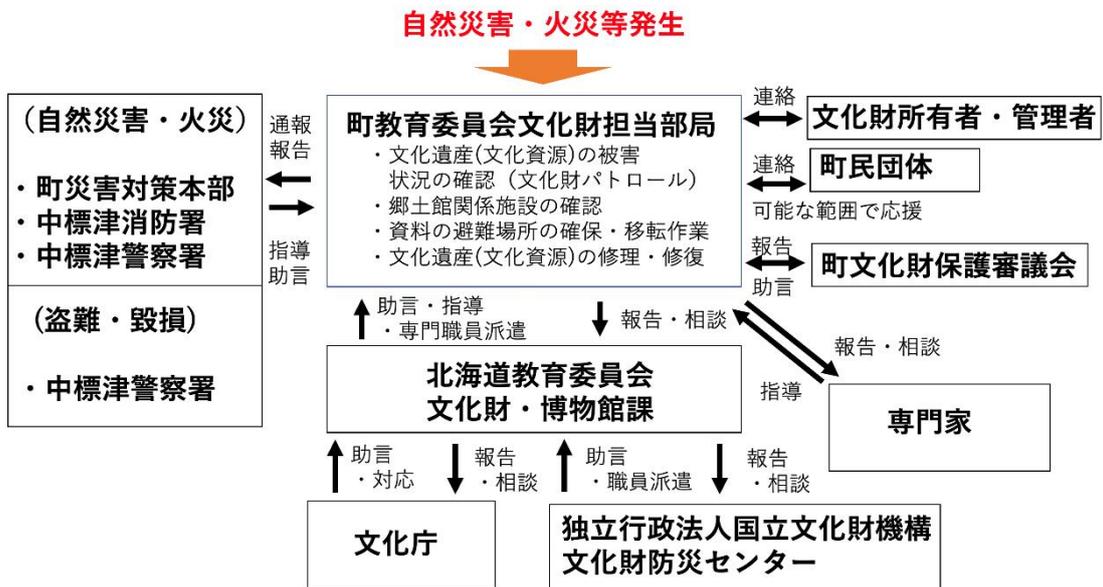


中標津町洪水ハザードマップ

¹中標津町洪水ハザードマップ

URL : https://www.nakashibetsu.jp/file/contents/367/3333/nakashibetsu_kouzui_A1.pdf

自然災害・火災等発生時連絡体制



<措置>

No.	事業名	内 容	主 体	前期 R6-8	中期 R9- 12	後期 R13- 15	新規 / 既存
89	文化財防災訓練の実施	「文化財防火デー」に合わせて、文化財の防災訓練、消火器等の設備点検の実施、文化財所有者・管理者への周知徹底。	行政 / 文化財所有者・管理者	—————→			既存 継続
90	文化財、郷土館施設の危機管理対応マニュアルの作成	既存の郷土館関係施設の危機管理対応を見直し、文化財を含めた災害発生時対応マニュアルの作成。	行政	—————→			既存 継続
91	文化財ハザードマップの作成・周知	文化財総合的調査に基づく、文化財の位置情報と町の洪水ハザードマップとの対照、マップ図の作成、周知。	行政	—————→			新規 更新
92	文化財救援ネットワークの構築	北海道文化財保存活用大綱に基づき、文化財救援ネットワークを検討する。	行政 / 専門家	—————→			新規
93	国登録有形文化財(旧北海道農事試験場根室支場庁舎・附属施設)の耐震調査の実施	国登録有形文化財(旧北海道農事試験場根室支場庁舎・附属施設)の耐震調査の実施。	行政 / 文化財所有者・管理者	—————→			新規
94	登録有形文化財(歴史的建造物)の防災・防犯の整備	個別の『保存・管理計画』の中で検討する。	行政 / 専門家 / 文化財所有者・管理者	—————→			新規

第11章 歴史文化の保存・活用の推進体制・進捗管理

1. 推進体制

町全体で文化財の継承に向けた保存・活用の取り組みは、以下の表のとおり文化財保護行政部局のみならず、町民・町民団体をはじめ、庁舎内部局、関係機関との連携により進める。

また、本計画の進行・進捗状況を管理するため学識経験者、文化財所有者・管理者、関係機関、団体で構成される以下の協議会を設置する他、町民が主体的に「なかしべつ遺産^{しるべ}「標」」の構成文化財の掘り起こしや、発案・提案を行う場を設置する。

推進体制一覧 ※今後、文化財の保存・活用に連携、協力に関わると考えられる団体、組織、機関。

中標津町関係部署
○教育委員会社会教育課…文化財保護担当部局、郷土館・文化財に関する事業 (文化財担当職員 4名、内専門職1名)
○教育委員会学校教育課…副読本の作成、学校運営協議会に関する事業等
○総務部総務課…町の防災、危機管理対策に関する事業等
○総務部政策推進課…町総合計画、地方創生総合戦略策定事業、ふるさと納税に関する事業等
○建設水道部都市住宅課…町都市計画、景観計画、都市計画マスタープラン策定事業等
○経済部経済振興課…観光及び商工業に関する事業等
○経済部農林課…6次産業化の推進事業、森林及び町有林の保全管理に関する事業等
○消防署…防火訓練の指導、啓発
中標津町文化関連施設
○中標津町郷土館・緑ヶ丘分館
○伝成館
○中標津町総合文化会館
○中標津町図書館
○中標津町史料室
○中標津町交流センター
中標津町文化財保護審議会
教育委員会の諮問に応じて、専門的な知見から文化財の保存・活用に関する事業、郷土館に関する事業について審議する。7名以内(令和4年現在、4名)。
その他民間団体
○(一財)中標津町文化スポーツ振興財団
○(一社)なかしべつ観光協会
○中標津町農業協同組合
○計根別農業協同組合
○中標津町商工会、青年部
○NPO 法人伝成館まちづくり協議会
○NPO 法人景観ネットワーク
○NPO 法人歴史的地域資産研究機構 れきけん
○中標津町郷土館友の会(中標津の自然を知ろう会)
○みんなの景観なかしべつプロジェクト

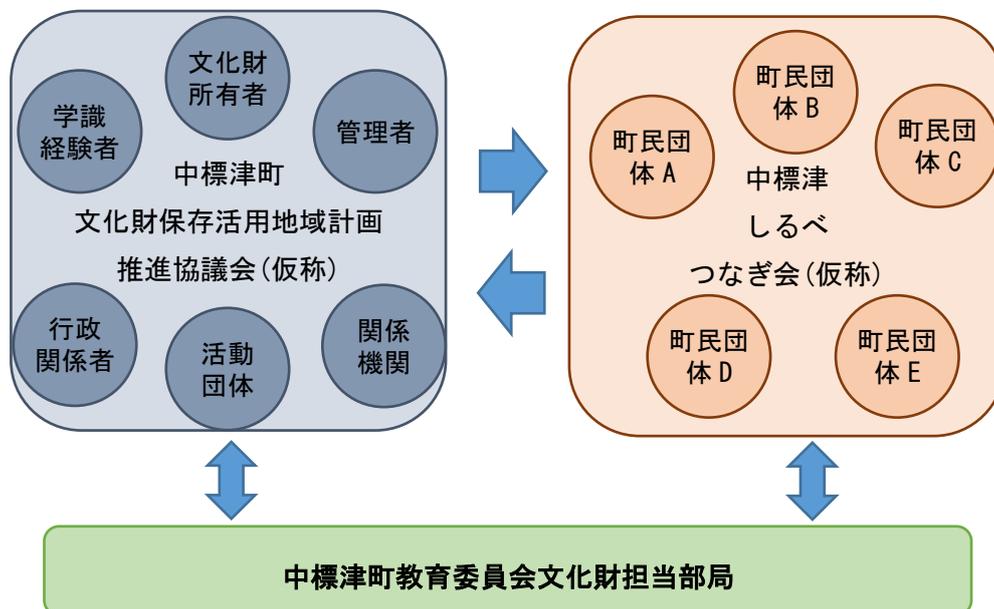
<ul style="list-style-type: none"> ○中標津町文化財を考える会 ○なかしべつ町民活動ネットワーク
連携協定を締結している文化財事業関連大学
○札幌学院大学
教育機関
<ul style="list-style-type: none"> ○町内の認定こども園、幼稚園 ○町内小中学校、義務教育学校 ○北海道中標津高等学校(道立) ○北海道中標津農業高等学校(町立) ○北海道中標津支援学校(道立)
中標津町文化財保存活用地域計画推進協議会(仮称)
<p>文化財保存活用地域計画の進捗状況の確認及び見直しの協議を行う組織。 組織のメンバーは、学識経験者、文化財所有者・管理者、関係機関、民間団体、行政関係者で構成。</p>
中標津しるべつなぎ会(仮称)
<p>町民が、大切だと思う文化財を提案したり、次世代への継承に向けた取り組みについて発案、検討を行うとともに、各関係団体の活動報告、情報の共有を図り、文化財の保存活用を推進していく任意の会。組織の運営に当たっては、町民が主体的に取り組み、行政の文化財保護担当部局が事務局として入るなど、官と民で連携して取り組む。</p>
旧北海道農事試験場根室支場建造物保存修理検討委員会(仮称)
<p>旧農試の庁舎をはじめとする建造物の保存修理及び公開活用に向けた整備を検討するための組織。 組織のメンバーは、学識経験者、専門家、文化財所有者・管理者、行政関係者等で構成。</p>

2. 町民・住民団体との連携体制

(1) 連携体制の構築

中標津町は町民活動が活発に行われており、文化財の保存活用はもちろんのこと、まちづくりや景観づくりに関わる住民団体がある。当該計画の推進のためには、既存の住民団体との連携は不可欠であり、各団体の専門分野の活動に加えて、連携して取り組むことで相乗効果が期待される。

取り組みにあたっては、団体間の横断的な連携関係を構築するために、文化財の保存活用への共感の輪を広げていくよう情報共有し、地域総がかりで計画の実現を目指すために、中標津町文化財保存活用地域計画推進協議会(仮称)及び、中標津しるべつなぎ会(仮称)の事務局を町教育委員会文化財担当部局が担い、両輪で保存活用に取り組んでいく推進体制とする。



(2) 『なかしるべつ遺産「標」』(以下「標」と略す)を広める

「次世代へ受け継ぎたい」、「来訪者へ伝えたい」地域の物語や文化によって構成される文化財の集合体が、「標」であり、本計画書(第9章)では6つ設定した。しかし、どこの「標」にもつながらない文化財もあり、今後の調査活動の中で新たに価値が見出されたりすることで、文化財同士でつなぎ「標」をつくることことができる。

このことから、調査部会を母体とした「中標津しるべつなぎ会(仮称)」を設け、「標」を構成する文化財の拾い上げや価値を広めると共に、新たな「標」候補を追加していく。

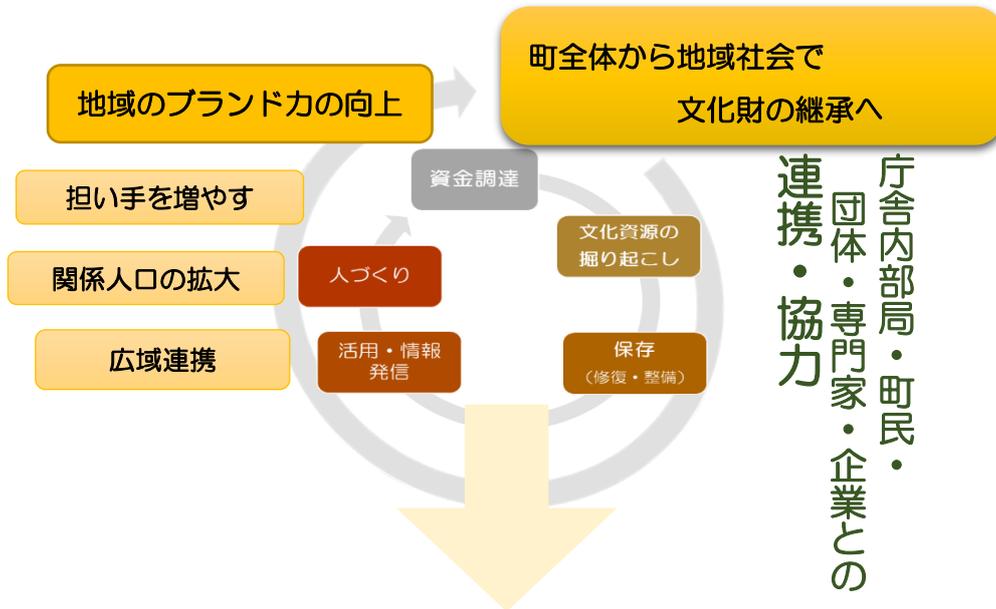
3. 計画の進行管理

当該計画の推進及び進行管理については、計画作成の際に設置した中標津町文化財保存活用地域計画協議会を推進組織として位置付け、一定の期間を設けて見直し、改善を計り、進行を管理する。

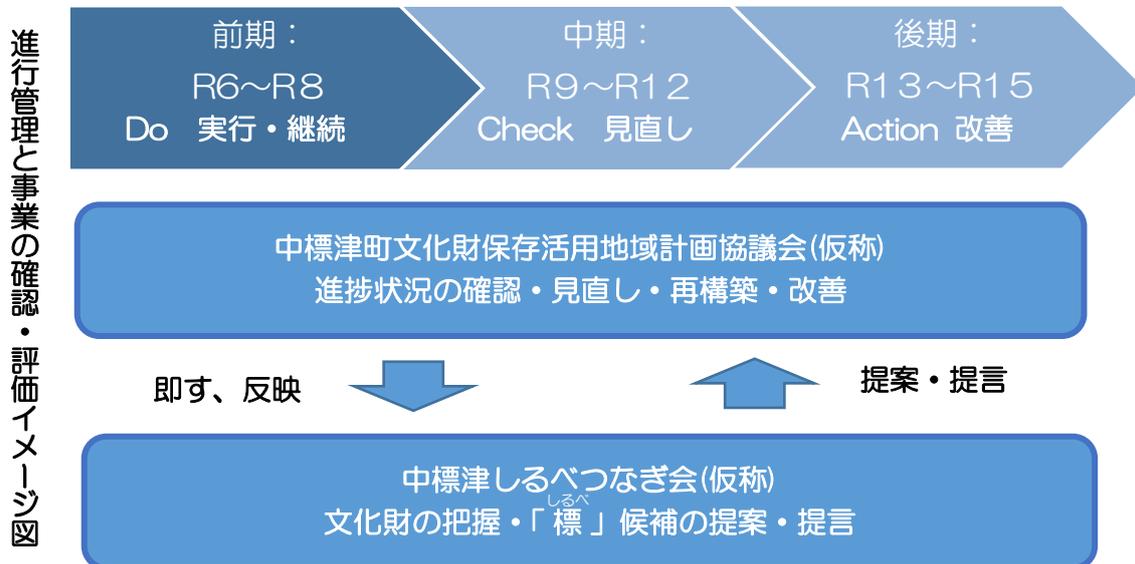
当該計画は前期3年、中期4年、後期3年に区分し、2027(令和9)年度に中間報告及び評価、2033(令和15)年度に総合評価を行って、協議会で必要な見直し、修正を加えるものとする。総合評価ののち、協議会で次期計画を作成し、文化庁長官の認定を受けるようにする。

さらに、町全体で文化財の継承に向けた保存・活用(発信)のサイクルの構築を図り、様々な本計画の施策・事業について、協議会でPDCAサイクルに沿って中長期的な見直し検討を行いながら適切に進行管理に努める。

文化財の保存・活用(発信)サイクルの構築イメージ図



Plan 中標津町文化財保存活用地域計画



進行管理と事業の確認・評価イメージ図